

# 協同活動の成果

第44回通常総代会資料



改修した水口カントリーエレベーター



甲賀の  
ゆめ丸

JAこうか

JA こうかイメージキャラクター

当該資料は、農業協同組合法施行規則第161条第1項に基づき交付する総会参考資料に該当するものです。

# 目次

●ごあいさつ	2
●令和3年度表彰者	3
●第44回通常総代会提出議案	4
総代会に対する理事の提出書	5
●提出議案説明資料	
第1号議案説明資料	
令和3年度（第44事業年度）事業報告	6
I. 組合の事業活動の概況に関する事項	
II. 対処すべき重要な課題	
III. 組合の運営組織の状況に関する事項	
事業報告の附属明細書	30
貸借対照表	31
損益計算書	32
注記表	33
附属明細書	44
剰余金処分案（第44事業年度）	48
独立監査人の監査報告書	49
監査報告書	52
部門別損益計算書	53
事業別の明細	54
第2号議案説明資料	
令和4年度（第45事業年度）事業計画	57
総合財務計画	71
総合損益計画	72
部門別損益計画	74
第4号議案説明資料	75
第5号議案説明資料	77
●報告事項	
子会社及び関連会社決算書	86
「JAバンク基本方針」の変更について	92

# 第44回通常総代会次第

と き : 令和4年6月25日(土) 午後1時30分より

と ころ : J Aホール

1. 開会のことば
2. 組合長あいさつ
3. 総代会成立宣言
4. 議長の選任
5. 書記の指名
6. 議事
7. 閉会のことば

総代定数	総代現数	本人出席	代理人出席	書面出席	合 計
527人	人	人	人	人	人

議 長 氏 名



## 組合員のみなさまへ

第44回通常総代会を開催するにあたり、一言ご挨拶を申し上げます。

組合員のみなさまには、日頃から当JAの各事業並びに組織運営に格別のご理解とご協力を賜り厚くお礼申し上げます。新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、必要な対策を講じた中での開催となりましたこと、ご了承を賜りますようお願い申し上げます。

令和3年度は、新型コロナウイルス感染症に対するワクチン接種が進み、7月には1年延期されていた東京オリンピックが開催され、インバウンド需要の回復等も期待されました。しかし結果は無観客開催となり、コロナ禍を引きずる形となりました。令和4年に入り、3回目のワクチン接種が進みましたが、依然として感染の増加と減少を繰り返す状況が続いています。

農畜産物への影響では、昨年につき業務用を中心として需要が低迷し、米価の下落に繋がりました。また、原油価格の高騰やウクライナ情勢の悪化に伴い、世界的に原料価格が高騰したことで、農業関連の資材価格も上昇しました。組合員のみなさまの農業経営への影響も大きく、価格高騰を見すえた早期資材予約の実施や、農業関連融資の提案等に継続して取り組みました。

こうした状況の中、10月にはJA全国大会が、12月には滋賀県JA大会が開催されJAの目指す方向として「持続可能な農業・地域共生の未来づくり」が決議されました。持続可能な地域農業の実現に向けては「JAこうか地域農業振興計画」を策定し将来5ヵ年の農業振興の方向性を設定しました。また、総合事業体として持続的に機能発揮していくため、水口カントリーエレベーターの拠点稼働に向けた改修工事や、ATMの再編整備等、経営基盤強化の取り組みを進めました。

決算につきましては、各事業とも前年並みの実績を確保し、全体では前年を上回る事業利益を計上することができました。これもひとえに組合員のみなさまのご利用とご協力によるものであり、重ねてお礼を申し上げます。

令和4年度も、環境変化をしっかりと見据えた中で、不断の自己改革を継続し、組合員のみなさまの期待に応えることができるよう、役職員一丸となって取り組んでまいりますので、今後とも格段のご支援とご協力をお願い申し上げ、ご挨拶とさせていただきます。

令和4年6月25日

甲賀農業協同組合

代表理事組合長 池村 正





# 令和3年度表彰者

令和3年度において、特にJAこうかの事業発展に貢献されました下記の組合員の方々をご紹介します、表彰させていただきます。

今後とも益々JAこうかの発展のためにご協力を賜りますようお願いいたします。

(順不同、敬称略)

## ●稲作経営改善モデル優良農家

植西 健次

## ●永年功績役員

池本 隆治

森村 秀紀

山田 嘉一郎

岡川 和夫

黄瀬 忠幸

上西 佐喜夫

高畑 学

## ●集落営農集団実践活動優良団体

農事組合法人 八田営農組合

農事組合法人 野上野アグリ

農事組合法人 アグリあぶらひ

農事組合法人 みどりの里上野川

## ●特別表彰

【令和3年度滋賀県花き品評会】

最優秀賞 農林水産大臣賞受賞

山崎 容子

【滋賀県茶業コンクール第46回荒茶品評会】

煎茶の部1等1席 農林水産大臣賞受賞

曾和 治彦

# 第44回通常総代会提出議案

## 第1号議案

令和3年度（第44事業年度）事業報告、剰余金処分案の承認について（P6～P56）

令和3年度（第44事業年度）の「事業報告」の承認をお願いするとともに、JAを取り巻く環境が依然として厳しい折から、財務基盤の強化をはかるとともに、今後の事業展開等を勘案した中で、「剰余金処分案」を確定させるため、承認をお願いするものです。

## 第2号議案

令和4年度（第45事業年度）事業計画の設定について（P57～P74）

「令和4年度（第45事業年度）事業計画」の承認をお願いするものです。

## 第3号議案

JAこうか地域農業振興計画の設定について  
（別冊「JAこうか地域農業振興計画」）

令和4年度から令和8年度までの「JAこうか地域農業振興計画」の承認をお願いするものです。

## 第4号議案

（特別決議）

定款の一部変更について（P75～P76）

定款の一部変更の承認をお願いするものです。

## 第5号議案

監事監査規程の一部変更について（P77～P85）

監事監査規程の一部変更の承認をお願いするものです。

## 第6号議案

令和4年度（第45事業年度）理事の報酬額の決定について

本総代会で定める（令和4年7月から令和5年6月までの間の）理事の報酬については、地区運営委員会副委員長で構成する「役員報酬審議会」において、前事業年度の支給実績及び事業実績、経済情勢の変化等を考慮して出された答申を踏まえ、総額4,850万円以内とし、その範囲内における各理事の報酬額、支給方法などについては理事会に一任することについて承認をお願いするものです。なお、理事は28名です。

## 第7号議案

令和4年度（第45事業年度）監事の報酬額の決定について

本総代会で定める（令和4年7月から令和5年6月までの間の）監事の報酬については、地区運営委員会副委員長で構成する「役員報酬審議会」において、前事業年度の支給実績及び事業実績、経済情勢の変化等を考慮して出された答申を踏まえ、総額1,150万円以内とし、その範囲内における各監事の報酬額、支給方法などについては監事の協議に一任することについて承認をお願いするものです。なお、監事は5名（うち員外監事1名）です。

## 附帯議案

この総代会で決議した事項のうち、権利義務に関係しない軽微な事項の修正及び違算・誤字の訂正並びに法令その他行政庁の指示等により、補正変更を必要とする場合には、その主旨に反しない範囲内において、その変更を理事会に一任することについて承認をお願いするものです。

## 報告事項

1. 第44事業年度貸借対照表、損益計算書及び注記表について（P31～P43）
2. 子会社及び関連会社の決算報告について（P86～P91）
3. 「JAバンク基本方針」の変更について（P92）

以上のとおり上程いたします。

令和4年6月25日

甲賀農業協同組合

代表理事組合長 池村 正

## 総代会に対する理事の提出書

令和3年度（第44事業年度）事業報告、貸借対照表、損益計算書、部門別損益計算書、剰余金処分案及び注記表並びにこれらの附属明細書について、監査報告書を添えて総代会に提出します。

令和4年6月25日

甲賀農業協同組合

代表理事組合長	池村 正	理 事	東 重幸
代表理事専務 (兼総務担当常務)	山村 良司	理 事	辻 正則
金融担当常務	田中 竹司	理 事	橋本 澄男
経済担当常務	北田 松司	理 事	田村 勝代
理 事	上西 一嗣	理 事	松本 良昭
理 事	池本 壽志	理 事	福永 克哉
理 事	森井 久次	理 事	中野 和彦
理 事	林田 清光	理 事	大西 八州正
理 事	青木 寛治	理 事	山本 和弘
理 事	長 絹子	理 事	和田 龍夫
理 事	中村 裕一	理 事	中村 善司
理 事	立岡 啓	理 事	山元 一彦
理 事	岡田 治美	理 事	上田 和子
理 事	久保 秀子	理 事	成田 奈穂美



# 第1号議案説明資料

## 令和3年度（第44事業年度）事業報告

第44事業年度（令和3年4月1日～令和4年3月31日）事業報告

### I. 組合の事業活動の概況に関する事項

#### 当該事業年度の末日における主要な事業活動の内容と成果

令和3年度は、長引くコロナ禍により、米価の下落をはじめ、生活関連事業の利用の変化、大農業祭や組合員組織活動の自粛など、前年に続き各事業に影響を受けました。また、原油価格の上昇やウクライナ情勢の悪化に伴い、世界的に原料価格が高騰したため、農業用の資材価格についても改定を余儀なくされました。金融面では、低金利情勢による収支の悪化を見据え、早期警戒制度が見直されたことを受け、早急に安定した経営基盤を確保することが求められました。

こうした情勢を受け、持続可能な経営基盤の確立のため、水口カントリーエレベーターの改修整備を行い、品質向上と施設の効率的な稼働に向けて取り組みました。また、支所及びATMの再編計画に基づき、管内8カ所のATMの営業を終了し、金融移動店舗車「甲賀のゆめ丸号」の運行を開始しました。

主要事業の取り扱い高は、各事業とも前年並みの実績を挙げることができ、事業利益についても前年を上回る実績となりました。また、自己資本比率は14.95%となり、前年から0.36ポイント改善しました。

#### 夢のある地域農業づくり【営農経済部門・農産販売部門】

米は、業務用契約栽培米「きぬむすめ」と業務用多収品種「あきだわら」の作付面積がいずれも前年を上回るなど、選択制のある米づくりを継続して進めました。管内では特に中晩生品種で一部減収となりましたが、品質は良好で、1等比率は前年を大きく上回りました。園芸では、市場価格が不安定に推移したため、生協をはじめとした量販店や加工業者等への契約販売の拡大に取り組みました。茶は4年連続の減収となりましたが、相場は回復傾向となり、販売高は前年を上回りました。直売所では、花野果市水口店25周年イベント等の開催、また、加工品の開発では、近江の茶ティーバッグや滋賀羽二重糯を使用したレトルト赤飯を新たに発売しました。資材については、肥料価格の値上げを最小限にとどめ、農薬価格は据え置くことで資材コストの上昇を抑制しました。

#### 心豊かで安心して暮らせる地域づくり【金融部門・生活部門】

金融部門では、営農指導員と融資担当者が連携し「農業融資応援プラン」のPRに取り組み、農業関連資金は年間で2億円を超えるご利用をいただきました。また、組合員の資産形成の提案として、新たに投資信託や年金等を扱う渉外担当者を設置し、提案活動に取り組みました。観光事業は、事業運営協力方式として㈱農協観光への取り次ぎに移行しました。葬祭事業では、取り扱い件数は前年を上回りましたが、葬儀の小規模化の傾向は続きました。

## 元気なJAづくり【審査・監査・管理部門】

新型コロナウイルス感染拡大防止対策を徹底しながら、組合員のメンバーシップの強化に向けて各種の組織活動を展開しました。前年に続き大農業祭は自粛しましたが、地区ふれあい委員会を中心とした1地区1協同活動、地域農業の次世代リーダーの育成に向けた協同組合塾「忍★あすてる」、准組合員懇談会「パートナーミーティング」、組合員健診と健康講座、JAこうか女性部倶楽部活動など、小規模での活動を中心に取り組みました。

### ①財務・事業成績の推移

(単位：百万円)

		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
財務	事業総利益	3,332	3,167	3,028	3,029
	事業管理費	3,090	3,049	2,886	2,842
	事業利益	242	118	142	188
	経常利益	366	234	259	310
	当期剰余金	130	223	223	102
	総資産	194,866	195,265	194,177	195,609
	純資産	9,722	9,674	9,812	9,582
販売事業	販売品販売・取り扱い高	3,262	3,260	3,347	3,369
購買事業	購買品供給・取り扱い高	1,434	1,375	1,382	1,348
信用事業	貯金	180,580	181,418	180,567	181,744
	預金	135,602	139,026	138,459	138,614
	貸出金	23,606	22,308	22,287	23,201
	有価証券	23,032	20,381	20,255	20,671
	国債	3,638	2,066	2,929	3,794
	その他	19,394	18,315	17,326	16,877
共済事業	長期共済保有高	515,437	491,742	471,132	448,696
	短期共済受入掛金	1,220	1,199	1,162	1,142

### ②単体自己資本比率の状況

(単位：%)

	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
単体自己資本比率	13.89	14.11	14.59	14.95

## 1. 営農経済事業

### (1) 米・麦・大豆

滋賀県の水稲作況指数は平年並みの「100」となりました。管内では、7月の日照不足による茎数不足や8月中旬の低温もありましたが、全体的な収量は平年並みとなりました。

一部の中晩生品種については、いもち病の影響で減収傾向となりましたが、品質面では、早生品種の出穂期の昼夜の寒暖差等から良好となり、1等比率は80.4%（前年実績55.6%）と前年を上回りました。集荷量については、前年を約1,000袋下回る231,763袋となりました。

麦は、作付面積が前年に比べ1.8ha減少しましたが、暖冬の影響から茎数が多く、荷受重量は前年より162.4t多い1,111.3t（前年比117.1%）となりました。品質面では、大麦は収穫時の天候に恵まれたこともあり、前年同様に全量1等となりました。小麦も高品質となり、1等比率は57.1%（前年は全量2等）と前年を上回りました。





大豆は、作付面積が前年に比べ2.1ha増加したことや収穫時の好天から、荷受重量は前年より66.1t多い371.4t（前年比121.6%）となり、検査数量も前年比113.5%と大幅に増加しました。品質面では、7月の長雨と8月の高温少雨により、全体的には平年に比べ減収傾向となりましたが、汚損粒や紫斑病等の発生もなく、1等比率は55.6%（前年実績51.0%）と前年を上回りました。

### ①令和3年産米集荷実績

（単位：袋、t、%）

項 目	令和2年産		令和3年産		前年比	
	集荷数量	集荷重量	集荷数量	集荷重量		
地 区 別	水口地区	71,007	2,130	66,761	2,003	94.0
	土山地区	32,743	982	33,281	998	101.6
	甲賀地区	52,179	1,565	53,489	1,605	102.5
	甲南地区	38,824	1,165	39,897	1,197	102.8
	信楽地区	13,560	407	13,086	393	96.5
	湖南地区	24,454	734	25,248	757	103.2
合 計	232,766	6,983	231,763	6,953	99.6	

### ②靴乾燥施設利用実績

（単位：t、%）

地 区 名	令和2年度	令和3年度	前年比
水口	1,330	1,305	98.1
土山	388	376	96.9
甲賀	1,153	1,198	103.9
甲南	583	587	100.7
信楽	448	460	102.7
湖南	576	536	93.1
合 計	4,478	4,462	99.6

### ③育苗センター利用実績

（単位：箱、%）

地 区 名	令和2年度	令和3年度	前年比
水口	52,713	51,083	96.9
土山	30,276	30,001	99.1
甲賀	41,595	40,596	97.6
甲南	25,236	27,275	108.1
信楽	23,885	23,704	99.2
湖南	51,477	52,326	101.6
合 計	225,182	224,985	99.9

※水口・土山・甲賀地区は甲西広域育苗施設、信楽地区は甲南広域育苗施設が対応しています。

## （2）園芸

園芸販売は、重点野菜6品目（玉葱・キャベツ・かぼちゃ・白葱・白菜・人参）や、果樹・花卉の作付拡大に取り組み、野菜で3戸、果樹では1戸、花卉では2戸の生産者が新規に栽培を開始されました。販売面ではコロナ禍により販売価格が不安定となったことから、生協や量販店、野菜加工業者への契約出荷を増やすことで安定した販売に取り組みました。

直売所では、花野果市水口店が25周年を、ここぴあが5周年を迎え周年イベントを開催しました。出荷者による「ふれあい販売」等の実施により、地元農産物のPRを強化することができました。

さらに新たな試みとして、広報紙「こうか」に直売所で使用できるクーポン券を掲載するなど、集客に努めたことで、年末には花野果市水口店とここぴあで1日の売上が過去最高額を更新しました。また、新たな加工品として滋賀羽二重もちを使用したレトルトパック赤飯を開発し、JAいがふるさとのレトルトパック白がゆとコラボし、紅白セットとして販売しました。



JAこうか、JAいがふるさと  
コラボ商品「赤飯」「白がゆ」



### (3) 茶

茶は、4月上旬の低温により生育が緩慢となりミル芽刈りとなったことから、平坦地区・山間地区ともに減収となりました。4年連続の減収とコロナ禍による巣ごもり効果で家庭消費が伸び、市場相場が回復傾向となったことから販売高は2億2,012万円（前年比117.5%）となりました。こうした中、「近江の茶」リーフ・ティーバッグの販売を開始し、直売所をはじめ全国の提携JAや量販店などで近江の茶の販売促進に取り組みました。

荒茶集荷実績

(単位：t、%)

地 域	令和2年度	令和3年度	前年比
平 坦 地	122.3	134.6	110.1
山 間 地	68.6	66.5	96.9
合 計	190.8	201.1	105.4

### (4) 畜産

牛乳販売高は、夏季が比較的涼しかったことで生乳出荷が順調に推移しました。肉牛販売高は、出荷頭数の増加と出荷枝肉の枝肉単価が好調に推移し、前年を上回る2億3,350万円（前年比132.3%）の販売高となりました。その他畜産販売高では、販売頭数は前年並みとなりましたが、交雑種子牛単価が低調であったことにより前年から僅かに減少しました。

### (5) 資材

生産資材では、世界的にリン・加里などの原材料価格が高騰しましたが、水稻肥料の予約価格の上昇を最小限に抑えるとともに、土改資材の早期予約を実施するなど価格上昇を見据えた早めの対応に取り組みました。また、業務用の県下統一肥料「これいいね」（一発型）の普及とともに、薄被膜の一発型肥料の溶出時期を改良することで増収を図るための試験に取り組みました。水稻用農薬についても価格上昇の懸念がありましたが、スケールメリットを活かし価格を据え置くとともに、一部の農薬については値下げを実施しました。また、畦畔の草刈り作業低減のため、防草ネットの普及拡大に取り組みました。茶資材では、肥料の原材料価格が高騰する中、新たな低コスト肥料の供給を開始しました。

生活資材では、滋賀羽二重もちを使用したレトルトパック赤飯の新発売や、「甲賀のお茶」ペットボトルなどの地域農産物を使用した加工品をはじめ、暮らしと健康に役立つ各種商品の提供に取り組みました。

### (6) 労働保険事務組合

組合員等の委託を受けて行っている労働保険事務では、労働保険料等の徴収及び納付を事務処理規程に従い実施するとともに、農作業事故に備え、労働保険の加入促進・啓発を行いました。

令和3年度の特加入者数は第1種で24人、第2種で23団体・545人となりました。

労働保険事務組合特別会計報告書（令和3年4月1日～令和4年3月31日）

項 目	金 額
納 付 保 険 料 (A)	7,855,099 円
過 払 保 険 料 (B)	0 円
不 足 保 険 料 (C)	0 円
滞 納 保 険 料 (D)	0 円
令和3年度概算・令和2年度確定保険料 (A) - (B) + (C) + (D)	7,855,099 円
一 般 拠 出 金	1,927 円
還 付 金	0 円
納 付 追 徴 金	0 円
納 付 延 滞 金	0 円

## 2. 生活関連事業

### (1) 資産相談

相談業務については、財産診断を基にした相続対策の提案、遺言書の作成サポート等、終活を含めた事前相談を中心に実施しました。また、各部署や専門家と連携して、相続発生後の手続きの支援（相続税の申告、不動産登記、名義変更手続等）を行いました。

税金相談では税理士による毎月の無料税金相談会を開催し72名の利用をいただきました。組合員の土地利活用の相談については、不動産売買の仲介や、賃貸借の契約締結、契約管理業務などに加えて、リフォーム事業として、自宅・倉庫などのリフォーム工事や外壁・屋根塗装など6件の資産保全をサポートしました。

地域環境の維持保全を目的とした、空き家・空き地の巡回管理サービス事業については、(株)JAゆうハートと連携し、25軒の受託を受けてサービスを提供しました。

旅行事業については、令和3年4月より資産相談課内に旅行相談窓口（旅行センター）を併設し、(株)農協観光への取り次ぎ業務に移行しました。

### (2) 葬祭

新型コロナウイルス感染防止の観点から、会葬者の検温・消毒・ソーシャルディスタンスの確保などの十分な対策を講じて新たな生活様式に合った葬儀の提案と施行を行いました。

葬儀の取り扱い件数は前年から9件増加し320件となりました。収益面では家族・親族葬などの割合が全体の7割を超え、1件当たりの葬儀単価は減少傾向となりましたが、年忌法要の供養品の受注増加と、仏壇仏具の提供や葬儀後の墓石・位牌の受注など仏壇関係の取り扱いが増加したことで、利用収益全体では3億231万円（前年比101.2%）となり前年を上回りました。



### 3. 金融事業

#### (1) 信用

貯金は、抽選で特別栽培米「みずかがみ」やお茶ジャムが当たる定期貯金の販売により、米の消費拡大や茶加工品のPRを行い、21億円の契約をいただきました。また、年金相談会を本所および各地区統括支所で年間13回開催し、166名に利用をいただきました。JAこうか元気倶楽部の活動についてはコロナ禍のため自粛しましたが、会員数は前年度から116名増加し11,189名となりました。

ウインター 2021  
キャンペーン定期貯金

新規でのご資金で定期貯金を  
10万円以上(1年)お預入れいただいた方に  
特別金利でお預かりいたします。

組合員(新たに組合員にご加入いた  
たける方を含む) およびご家族の方 **年0.02%** (前年度0.015%)

組合員以外の方 **年0.002%** (前年度0.001%)

さらに、お預入れ50万円ごとに抽選で  
A賞「特別栽培米 みずかがみ(2kg)」  
B賞「甲賀のお茶ジャム 緑茶味・ほうじ茶味セット」  
のどちらかが合計200名さまに当たる!!

募集期間: 令和3年11月8日(月)~令和3年12月30日(木)

【抽選】自動抽選方式で行います(本定期貯金を開封された方へ自動的に抽選票をお付けいたします。抽選結果  
(抽選券)の発行は致しませんのでご了承ください。抽選結果は商品のお届けをもってお知らせいたします。

※本貯金は個人の方のみとさせていただきます。※お預入れ:20,31万円(国債15,31万円・地方債5)の割合が中心です。  
※定期貯金の運用は追加投資額までとし、満期は追加投資額にのける定期貯金で運用いたします。  
※本貯金は、金利変動等に応じて、途中で変更できる金利で運用する場合は、別途に金利変動ご用意となります。  
※定期貯金のさらなる情報は、JA 甲賀のホームページをご覧ください。※詳細は店頭までご用意いたします。

詳しくは、お近くのJAこうか窓口にお気軽にお問い合わせください。 JAこうか

貸出金では、営農指導員と融資担当者が担い手や農業法人など700軒を訪問し「農業融資応援プラン」の提案に取り組み、農業関連資金として2億740万円の利用をいただきました。住宅資金は、建築業者への訪問強化やローン相談ウィークの開催を通して伸長に取り組んだことで、貸出金残高は前年度から9億1,360万円増加しました。

資産形成業務では、投資信託を中心とした金融商品の提案に取り組みました。農林中央金庫から全国インストラクターを金融部職員として招き、資産形成や資産運用の知識・話法を習得するための人材育成を行いました。1年間の取り組みを通じて投資信託として356件、2億1,500万円の契約をいただきました。

#### (2) 共済

訪問活動におけるタブレット型共用端末機を活用した情報提供と、保障内容の点検「あんしんチェック」により、利用者のニーズに合った保障提案活動に取り組みました。4月からは、日帰り入院からまとまった一時金が受け取れる新医療共済「メディフル」の取り扱いを開始し、多くの契約をいただきました。

また、9月には前年に続き、組合員とその家族を対象として新型コロナウイルスに感染した場合も支払いが可能な(※1)共栄火災海上保険(株)(※2)の標準傷害保険「JA安心倶楽部」を販売し、525件の契約をいただきました。

ひと 0円・75円

医療共済 **メディフル**

日帰り入院からまとまった一時金が受け取れる充実の医療保障

キャンプのことを考え、それって未来を奪うこと。

JA共済

(※1) 熱中症・食中毒・特定感染症補償は充実プランのみとなります。

(※2) 共栄火災海上保険(株)は、全国共済農業協同組合連合会の子会社です。当JAは、代理店として共栄火災海上保険(株)の保険商品を取り扱っています。



共済金の支払状況

(単位：件、千円)

支 払 事 由	件 数	支 払 金 額	支 払 事 由	件 数	支 払 金 額		
満 期	生 命 総 合	1,141	1,380,854	短 期 事 故 共 済 金	車 両	535	154,443
	建 物 更 生	1,334	3,694,950		対 人 賠 償	46	22,751
	計	2,475	5,075,803		対 物 賠 償	477	152,549
長 期 事 故 共 済 金	死 亡	310	1,282,866	人 身 傷 害 ・ 搭 乗 者	190	26,437	
	後 遺 障 害	6	68,300	自 賠 責	145	91,727	
	入 通 院	2,030	230,688	傷 害	68	5,401	
	建 物 自 然 災 害 等	165	79,548	そ の 他	265	58,557	
	そ の 他	46	50,730	計	1,726	511,865	
計	2,557	1,712,132	そ の 他 給 付 金 計	111	32,299		
年 金 計	3,876	1,546,255	合 計	10,745	8,878,355		

4. 指導事業

(1) 営農指導

生産指導や農業経営支援について甲賀地域農業センターと連携し、作物別研修会や補助事業にかかる説明会の開催等に取り組みました。

水稻は、選択制のある米づくりとして、特別栽培米では土壌診断の実施や「チャレンジ特A」を目指した現地研修会を開催し、良食味米生産に取り組みました。6年目となる業務用契約栽培米「きぬむすめ」では、作付が63戸で131.6ha（前年比106.0%）と増加し、増収に向けた穂肥時期の圃場巡回指導等を強化しました。また、2年目の取り組みとなる業務用多収品種「あきだわら」の作付は16戸で21.8haとなりました。麦・大豆では土づくりや排水対策の啓発等を行い、品質の向上に取り組みました。

令和3年度の農談会については、開催時期を例年の2月から秋収穫後の11月に変更し、水稻の高温耐性品種への転換の推進等、次年度の取り組みを掲載した資料を約3,200戸に配布しました。

園芸は、営農指導員による農家訪問や甲賀地域農業センターと連携した作物別研修会により、甲賀の野菜・果樹・花卉の作付拡大に取り組みました。

茶では、荒茶成分分析や土壌診断を実施し、品質向上に向けた施肥指導等を行いました。また、計画的な茶園改植の推進と茶園改植事業に係る経費支援を行い、9戸2.96haの改植実績となりました。

(2) 生活指導

「食と農を基軸とした活動」では、地元の小学生とその親族を対象にした「落花生栽培教室」を実施し、38名の参加をいただきました。「組合員の健康とくらしを支える活動」では、滋賀県厚生農業協同組合連合会と連携し、新型コロナウイルス感染拡大防止策を講じた中で、組合員健診、健康講座などを開催し、延べ210名の利用をいただきました。

J A こうか女性部の活動としては、自粛期間はあったものの18の倶楽部活動をはじめ、身近な絆づくりを目的とした地区毎での自主的活動を行いました。

## 5. 審査・監査・管理部門

### (1) 審査部門

内部研修の充実や支所への臨店指導を通して、融資・査定担当者の貸出審査能力の向上を図るとともに、厳正な資産査定を実施し、健全かつ適正な資産管理に取り組みました。

### (2) 監査部門

内部監査実施計画に基づき、ウォークスルー監査(※3)による内部統制整備・運用状況の確認、改善提案に取り組みました。また、内部監査システムモニタリング結果に基づくリスクアプローチ監査(※4)により有効かつ効率的な監査を実施し、内部管理態勢の評価及び問題点の改善について指導・検証を行いました。

(※3) ウォークスルー監査とは、取引開始から財務諸表に反映されるまでの一連の流れを検証し、内部検証体制の有効性を確認する監査手続です。

(※4) リスクアプローチ監査とは、監査対象のリスクを評価し、リスクの高い監査対象を重点的に監査するなど、効率的な監査を実施するための監査手続です。

### (3) 管理部門

6月には任期満了に伴う役員改選を行いました。支所及びATMの再編では、9月末に8ATMの営業を終了したことを受け、10月から金融移動店舗車「甲賀のゆめ丸号」の運行を開始しました。経済事業の収支改善の取り組みでは、3月に水口カントリーエレベーターの改修工事が完了しました。



金融移動店舗車内

組織活動では、次代を担う地域農業のリーダー育成を目的に第3期協同組合塾「忍★あすてる」を開催しました。管内の農業法人から14名の参加をいただき、年間6回の講義等を通じて協同組合活動やJA事業の理解促進と塾生同士の交流を深めていただきました。また、第2期准組合員懇談会「パートナーミーティング」を前年度から継続して開催し、20名の参加をいただきました。

広報活動では、積極的な情報発信が評価され、滋賀県JA広報コンクールにおいて「総合の部」「組合員向け広報誌の部」「地域密着型広報活動の部」「ウェブメディア活用の部」の全ての部門で最優秀賞を受賞しました。また、日本農業新聞への記事送稿は年間193本となりました。

コンプライアンス態勢面では、関係法令の遵守に向けて、規程・要領・マニュアル等を整備するとともに、全職員研修会を実施し、業務に関わる法令等の知識の共有を図りました。また、健全性の高い経営を確保するため、内部統制システム基本方針に基づく適切な内部統制の運用に努めました。

## 【人事労務管理・人権対策】

認知症に対する正しい知識を持ち、認知症の方やその家族に対して、できる範囲で手助けを行う「認知症サポーター」の養成に取り組み、地域社会に貢献できる職員の育成を図りました。

また、職員接遇マニュアル「レインボーロードー7つの原点」(※5)の定着を図り、組合員・利用者に心のこもったサービスを提供し満足していただく事を目的として、前年に続き日本電信電話ユーザ協会主催の電話対応コンクールへの参加を通じて、電話対応マナーの向上に努めました。

労務関係では、出退勤時間をICカードで記録することで職員の就業状態を正確に把握できるよう「新勤怠管理システム」を導入し、職員の雇用と健康を守るとともに、生産性の向上につながる環境づくりを進めました。

人権教育では、職場単位の人権問題実践研修や長時間・短時間研修を実施するとともに、組合員に向けては、広報紙を通じた啓発など、人権意識の高揚に努めました。

(※5)「レインボーロードー7つの原点」とは、地域から信頼と満足される「キラリと光るJAこうかの職員」を目指すため、“気持ちのいいあいさつ”“電話対応者はJAの顔”等、7つの接遇項目を定め実践する職員マニュアルです。

## 【新型コロナウイルス感染拡大防止対策】

新型コロナウイルス感染拡大防止対策として、前年度に引き続き全事業所でのマスク着用と消毒の徹底、各窓口への非接触ボードの設置、検温装置の導入による検温の徹底等に取り組みました。密を避けるため、本所の一部の会議室を臨時事務所として業務を分散し、また、理事会等の会場変更や県域での会議をリモート会議で参加する等の対策を徹底しました。

## 令和3年度に取得した主な固定資産等

(単位：千円)

取得資産名	取得価額	圧縮額
水口CE拠点化整備他	388,293	198,061
土山支所アスファルト舗装工事他	8,295	
本所貯水槽更新	7,600	
育苗センターパイプハウス2棟(土山、甲賀)	6,309	
積載車1台(園芸機械搬送用)	6,285	
発電機3台	5,371	
玉葱調整機、玉葱収穫機、野菜移植機更新	5,145	2,525
本所防犯カメラシステム一式	2,900	
土山緑茶冷蔵庫一式	2,852	
クローラ型ラジコン草刈機1台	2,850	2,850
軽バン2台(甲賀、湖南)	2,492	275
甲賀CEモチ米用石抜機	2,155	
茶加工センターLED交換	1,780	

## 内部統制システム基本方針

平成31年 2月25日制定

### 1. 理事及び職員の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- (1) 組合の基本理念及び組合のコンプライアンスに関する基本方針を定め、役職員は職務上のあらゆる場面において法令、規則、契約、定款等を遵守します。
- (2) 重大な法令違反、その他法令及び組合の諸規程の違反に関する重要な事実を発見した場合には直ちに監事に報告するとともに、理事会等において協議・検討し、速やかに是正します。
- (3) 内部監査部署は、内部統制の適切性・有効性の検証・評価を行います。監査の結果、改善要請を受けた部署は、速やかに必要な対策を講じます。
- (4) 反社会的勢力に対しては、毅然とした態度で臨み、一切の関係を持ちません。
- (5) 組合の業務に関する倫理や法令に抵触する可能性のある事項について、役職員等が相談もしくは通報を行うことができる制度(内部通報システム)を適切に運用し、法令違反等の未然防止に努めます。
- (6) 監事監査、内部監査、会計監査人監査、中央会監査が密接に連携し、適正な監査を行います。

#### 〈運用状況について〉

組合の基本理念を実践するため、役職員の行動規範、倫理基準等を定め、定期的な研修会等の開催を通じて、コンプライアンス意識の向上に努めています。業務分掌等により、各理事の所管業務を明らかにし、各理事のもと内部統制の構築・運用を行うことを明確にしています。

自主検査、内部監査の実施、内部通報システムや組合員からの情報提供窓口の設置・運営により、不法行為の早期発見に努めています。また、その運用状況について監事による監査が実施されています。

### 2. 理事の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- (1) 文書・情報の取り扱いに関する方針・規程に従い、職務執行に係る情報を適切に保存・管理します。
- (2) 個人情報保護に関する規程を整備し、個人情報を適切かつ安全に保存・管理します。

#### 〈運用状況について〉

文書管理規程、情報セキュリティに係る基本方針および個人情報保護方針等について、適時・適切に管理し、必要に応じて変更を行うとともに、同規程等に基づき、重要情報を一元的に管理し、重要性に応じてリスクへの対応を図っています。

### 3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- (1) 認識すべきリスクの種類を特定するとともに管理体制の仕組みを構築し、リスク管理の基本的な態勢を整備します。
- (2) 理事は組合のリスクを把握・評価し、必要に応じ、定性・定量それぞれの面から事前ないし事後に適切な対応を行い、組合経営をとりまくリスク管理を行います。

#### 〈運用状況について〉

「事務リスク管理規程」や「余裕金運用等にかかるリスク管理手続」等の各種規定や「事業継続計画 (BCP)」等を整備し、適時・適切なタイミングで資金運用会議やコンプライアンス委員会を開催することで、組合をとりまくリスク (不正、投資、信用リスク等) の把握に努めるとともに理事会で定期的に協議・検討を行っています。

### 4. 理事の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- (1) 職制、機構、業務分掌、指示命令系統を明文化し、役職員の職務執行を効率的に遂行します。
- (2) 中期経営計画及び同計画に基づく部門別事業計画を策定し、適切な目標管理により、戦略的かつ効率的な事業管理を行います。



〈運用状況について〉

「職制規程」等で、各部門、部署の業務分掌を明確に定めるとともに、業務内容や範囲に見合った要員配置を行っています。なお、機構改革や人事異動に伴って職務分担や職務権限を適時・適切に見直しています。

また、中期経営計画および事業計画を策定し、その進捗状況を月次で把握しています。理事はトップマネジメント機能を強化するために研鑽に努めるとともに、「JAこうか人づくり基本方針」を策定し、中長期的な視点から人材育成に取り組んでいます。

#### 5. 監事監査の実効性を確保するための体制

- (1) 監事が円滑に職務を執行し、監事監査の実効性を確保するための体制を整備します。
- (2) 監事が効率的・効果的監査を遂行できるよう支援します。
- (3) 理事や内部監査部署等は監事と定期的な協議、十分な意思疎通をはかることにより、効率的・効果的監査を支援します。

〈運用状況について〉

理事と監事は、業務の運営や課題等について、定期的に協議を行っています。内部監査部署には監事との十分な連携を指示し、監事監査の実効性確保を支援しています。

#### 6. 組合及びその子会社等における業務の適正を確保するための体制

- (1) 各業務における規程やマニュアル、業務フロー等の管理態勢を整備し、適正かつ効率的に業務を執行します。
- (2) 「子会社管理規程」に基づき、関連事業に係る重要な方針・事項を監督し、適切な指導・助言を行い相互の健全な発展を推進します。
- (3) 「子会社管理規程」に基づき、子会社等の統括管掌を定め、事業計画の達成、法令及びその他事項の遵守、その他運用事項を監督します。

〈運用状況について〉

各業務におけるマニュアルや業務フローを整備し、必要に応じて適時・適切に見直すとともに、自主検査等により各部署の内部統制の構築・運用をはかっています。

また、子会社管理規程を制定し、子会社等における内部統制システムの構築・運用の支援やリスクの把握に努めています。

#### 7. 財務情報その他組合情報を適切かつ適時に開示するための体制

- (1) 会計基準その他法令を遵守し、経理規程等の各種規程等を整備し、適切な会計処理を行います。
- (2) 適時・適切に財務報告を作成できるよう、決算担当部署に適切な人員を配置し、会計・財務等に関する専門性を維持・向上させる人材を育成します。
- (3) 法令の定めに基づき、ディスクロージャー等を通じて、財務情報の適時・適切な開示を行います。
- (4) 財務諸表の適正性、財務諸表作成にかかる内部監査の有効性を確認し、その旨をディスクロージャーに記載します。

〈運用状況について〉

決算や経理処理に関する規程・要領及び手続を整備し、適切な会計処理の選択、会計上の見積りを行うことに努めています。

また、決算担当部署の職員については、定期的な研修会への参加等を通じ、会計・財務等に関する専門性の維持・向上を図っています。

## 1年間のあゆみ（令和3年度）

- 4月** 1日 令和3年度新規学卒採用職員入組式  
 1日 令和2年度決算監事監査（現金・棚卸実査）  
 2日 食農教育の補助教材を小学校へ贈呈  
 19日 J Aこうか女性部通常総会  
 27日 令和2年度決算監事監査～30日  
 27日 監事会  
 28日 理事会
- 5月** 6日 新土山支所・土山営農経済センターグランドオープン  
 14日 臨時理事会・臨時監事会  
 19日 臨時監事会  
 22日 「近江の茶（リーフ茶）」新発売  
 28日 理事会・監事会
- 6月** 1日 定期貯金サマーキャンペーン～8月31日  
 17日 理事会・臨時監事会  
 19日 第43回通常総代会  
 19日 臨時理事会・臨時監事会  
 28日 臨時理事会・監事会
- 7月** 1日 果樹の栽培研修会  
 10日 「近江の茶（ティーバッグ）」新発売  
 17日 J Aこうか協同組合塾「忍★あすてる」  
 21日 監事会  
 26日 理事会
- 8月** 4日 令和3年度第1四半期監事監査～6日  
 18日 J Aこうか協同組合塾「忍★あすてる」  
 19日 J Aこうか女性部  
 「MAKE IT BLUE」運動～31日  
 20日 監事会  
 25日 理事会・臨時監事会
- 9月** 15日 花卉の栽培研修会  
 16日 食の学習会「秋・冬野菜の園芸講座」  
 25日 豊洲市場直送鮮魚販売（花野果市水口店）  
 27日 理事会・監事会・臨時監事会  
 29日 J Aこうか女性部サンシャイン倶楽部ウォーキング  
 30日 令和3年度仮決算監事監査～10月4日（現金棚卸実査）
- 10月** 5日 金融移動店舗車運行開始  
 13日 J Aこうか協同組合塾「忍★あすてる」  
 13日 花卉の栽培研修会  
 13日 J Aこうか女性部料理教室  
 14日 「水口キュウリ」トップセールス（京都青果合同株）  
 15日 暮らしの活動研修会  
 15日 天保義民180年祭  
 23日 J Aこうか親子落花生栽培教室  
 26日 令和3年度仮決算監事監査～11月5日  
 26日 監事会  
 28日 理事会
- 11月** 2日 J Aこうか女性部健康教室  
 6日 J Aこうか協同組合塾「忍★あすてる」  
 8日 定期貯金ウィンターキャンペーン～12月30日  
 8日 J Aこうか准組合員懇談会「パートナーミーティング」  
 8日 令和3年度J A組合員健康診断～30日（9日間）  
 11日 水口コンクリートエレベーター改造工事開始  
 13日 J Aオートパルこうか自動車大展示会～14日  
 15日 臨時監事会  
 20日 花野果市水口店25周年感謝祭～21日  
 22日 監事会  
 25日 理事会  
 27日 ここぴあ5周年感謝祭～28日



入組式



第43回通常総代会



近江の茶リーフ茶  
近江の茶ティーバッグ



金融移動店舗車



J Aこうか親子落花生栽培教室



水口CE改造工事「安全祈願祭」



- 12月 1日 記帳説明会（農業）  
 1日 JAこうか女性部  
 「家の光ハッピーマイライフセミナー」  
 11日 JAこうか、JAいがふるさと  
 コラボ商品「赤飯」「白がゆ」新発売  
 13日 JAこうか女性部「愛の米募金運動」贈呈式  
 14日 甲賀酪農部会・甲賀肉牛部会家畜慰霊祭  
 20日 監事会  
 21日 JAこうか准組合員懇談会「パートナーミーティング」  
 24日 JAこうか女性部コンニャクづくり教室  
 24日 JAこうか信楽地区感謝祭  
 25日 花野果市・ここびあ年末年始イベント～1月7日  
 27日 理事会
- 1月 12日 「認知症サポーター」職員養成研修～13日  
 12日 JAこうか女性部サンシャイン倶楽部ウォーキング  
 18日 環境美化活動「美知メセナ制度」  
 滋賀県知事表彰受賞  
 20日 監事会  
 21日 小学生書初め展（貴生川支所）～2月中旬  
 25日 理事会  
 25日 令和3年度第3四半期監事監査～28日  
 28日 JA全農「令和3年度農産物直売所創意工夫  
 販促キャンペーン」陳列賞（花野果市水口店）  
 29日 (株)JAオートパルこうか自動車大展示会～30日
- 2月 14日 臨時監事会  
 17日 食の学習会「春夏野菜の園芸講座」  
 22日 監事会・監事監査  
 25日 理事会
- 3月 5日 (株)JAオートパルこうか自動車大展示会～6日  
 15日 臨時監事会  
 23日 JAこうか女性部サンシャイン倶楽部ウォーキング  
 23日 監事会・監事監査  
 25日 理事会  
 26日 JAこうか協同組合塾「忍★あすてる」  
 31日 令和3年度決算監事監査（現金棚卸実査）



JAこうか准組合員懇談会  
「パートナーミーティング」



環境美化活動「美知メセナ制度」  
滋賀県知事表彰受賞



協同組合塾「忍★あすてる」

### 理事会の主な協議事項

開催日	協議事項
4月28日	1. 令和2年度決算結果について 2. 令和2年度（第43事業年度）事業報告、剰余金処分案について 3. 令和3年度地区別総代懇談会開催要領について 4. 第43回通常総代会開催要領について 5. 令和2年度表彰者について 6. 第43回通常総代会提出議案について 7. 共済規程の一部変更について 8. 令和4年度職員採用について 9. 株式会社滋賀県農協電算センターとの利益相反取引について 10. 員外貸付について 11. 令和3年度乾燥調製施設利用料金の設定について 12. 乾燥調製施設の拠点化整備について 13. 理事会推薦役員候補者の選出について
5月14日	1. 第43回通常総代会提出議案の資料の追加について 2. 任期満了による役員を選任について 3. 第43回通常総代会の第4号議案「任期満了による役員を選任について」に係る関連資料について
5月28日	1. 内部監査の品質評価実施要領の一部変更について 2. 令和2年度決算書類の承認について 3. 第43回通常総代会に係る書面議決権の行使期限及び記載留意事項について 4. 株式会社JAゆうハートの令和3年度事業計画について 5. 株式会社JAオートパルこうかの令和3年度事業計画について 6. 令和2年度決算期リスク管理債権等の処理方針について 7. 資産査定要領の一部変更について 8. 大口貸付について 9. 員外貸付について



開催日	協議事項
6月17日	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 行政庁に提出する業務報告書及び連結業務報告書の承認について</li> <li>2. 員外貸付について</li> <li>3. リース物件の取得について</li> <li>4. 「F i n T e c h企業等との連携及び協働に係る方針」の一部変更について</li> <li>5. 農産物検査業務規程の一部変更について</li> </ol>
6月19日	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 代表理事、組合長、専務理事、常務理事および筆頭理事の選任について</li> <li>2. 理事の順位について</li> <li>3. 関連会社の役員の選任および他の団体役員への就任について</li> </ol>
6月28日	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 会計監査人「みのり監査法人」との監査契約の締結及び報酬額の決定について</li> <li>2. 特定理事の選任について</li> <li>3. 地区担当理事・理事委員会等の構成について</li> <li>4. 子会社等の役員の選任について</li> <li>5. 令和3年度（令和3年7月～令和4年6月）各理事の報酬額について</li> <li>6. 理事の退任に係る慰労金の支給について</li> <li>7. 役員賠償責任保険の継続加入について</li> <li>8. 業務報告書及び連結業務報告書の行政庁への提出について</li> <li>9. 経理規程の全部変更について</li> </ol>
7月26日	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 常勤理事の他の団体理事等への就任について</li> <li>2. 株式会社初穂の定款の一部変更について</li> <li>3. 個人情報保護統括管理者及び情報セキュリティ統括管理者の選任について</li> <li>4. ディスクロージャー誌の発行について</li> <li>5. 正組合員資格の特例にかかる定款規定の継続措置について</li> <li>6. 貯金取引に係る利益相反取引について</li> </ol>
8月25日	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 固定資産の処分について</li> <li>2. 員外貸付先の連帯保証人変更について</li> <li>3. 令和3年産米買取単価について</li> <li>4. 令和3年産米水田活用米穀の買取単価について</li> </ol>
9月27日	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 令和3年度滋賀県常例検査指示書に対する改善計画について</li> <li>2. 令和3年度仮決算処理方針について</li> <li>3. 株式会社初穂の固定資産取得について</li> <li>4. 令和4年度水稻育苗センター利用料金の設定について</li> </ol>
10月28日	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 令和3年度仮決算結果について</li> </ol>
11月25日	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 令和3年度上半期ディスクロージャーについて</li> <li>2. 令和3年度仮決算期リスク管理債権等の処理方針について</li> <li>3. 員外貸付について</li> </ol>
12月27日	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 就業規則の一部変更について</li> <li>2. 柏木支所、大野支所及び雲井支所の統廃合について</li> <li>3. 令和3年度内部統制システムの運用状況について</li> <li>4. 「コンプライアンス基本方針」の制定及び「コンプライアンス態勢運営要領」の変更について</li> <li>5. コンプライアンス・マニュアルの一部変更について</li> <li>6. 貸出金に係る利益相反取引について</li> <li>7. 令和3年産米施設二次買取払について</li> </ol>
1月25日	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 令和4年度農畜産物の受託販売手数料率の設定について</li> </ol>
2月25日	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 令和4年度内部監査方針及び内部監査実施計画について</li> <li>2. 固定資産の売却について</li> <li>3. 出資金差押による減口について</li> <li>4. 令和4年度事業計画の設定について</li> <li>5. 令和4年度製茶加工料金の設定について</li> </ol>
3月25日	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 令和3年度決算処理方針について</li> <li>2. 令和5年度職員採用について</li> <li>3. 就業規則の一部変更について</li> <li>4. 令和4年度コンプライアンスプログラムについて</li> <li>5. 株式会社初穂の令和4年度事業計画について</li> <li>6. 令和4年度余裕金運用等に係る信用の供与等の限度額の設定について</li> <li>7. 令和4年度信用の供与等の最高限度額の設定について</li> <li>8. 令和4年度借入金の最高限度額の設定について</li> <li>9. 令和4年度貸出金利率の最高限度の設定について</li> <li>10. 令和4年度大口貸出先の基準額の設定について</li> <li>11. 令和4年度余裕金運用について</li> <li>12. J Aこうか地域農業振興計画の設定について</li> </ol>

## 監事会の主な協議事項

開催日	協議事項
4月27日	1. 令和2年度決算監事監査結果の取りまとめ日程について 2. 会計監査人の報酬に関する同意について
5月14日	1. 監事の選任議案に関する同意について
5月19日	1. 令和2年度決算監事監査報告書について 2. 会計監査人の再任調書について
5月28日	1. 監事の監査報告書について 2. 令和2年度決算監事監査報告書について 3. 会計監査人等各調書について 4. 令和2年度みのり監査法人の監査報告について
6月17日	1. 令和2年度（決算期）自己監査書について 2. 令和3年度県常例検査立会等について 3. 滋賀県広域合併農協監査研究会臨時総会提出議案及び書面議決について
6月19日	1. 代表監事の選出について 2. 常勤監事の選出について 3. 関連会社の役員の選任及び他団体役員への就任について 4. 令和3年度県常例検査立会等について
6月28日	1. J Aバンクモニタリングについて 2. 特定監事の選任について 3. 各監事の報酬額について 4. 監事の退任に係る慰労金支給について 5. 子会社・関連会社役員選任について 6. 令和3年度第1四半期監事監査実施計画について
7月21日	1. J Aバンク体制整備モニタリングについて 2. J Aバンク財務モニタリング監事意見について 3. 令和3年度県常例検査常勤役職員講評結果について 4. 令和3年度みのり監査法人と監事とのコミュニケーションについて 5. 令和3年度第1四半期監事監査および監査報告書取りまとめ日程等について
8月20日	1. J Aバンク体制整備モニタリング監事意見について 2. 令和3年度第1四半期監事監査の監査報告書について 3. 令和3年度仮決算監事監査（現金・棚卸実査）実施計画について
8月25日	1. 令和3年度第1四半期監事監査報告書について 2. みのり監査法人と監事とのコミュニケーションにおける質問回答について
9月27日	1. 令和3年度滋賀県常例検査指示書に対する改善計画について 2. 令和3年度仮決算監事監査（現金・棚卸品等実査）の実施について 3. 令和3年度仮決算監事監査（決算）実施計画について 4. 令和3年度滋賀県常例検査指示書に対する改善計画の監事意見書について
10月26日	1. 令和3年度仮決算監事監査報告書の取りまとめ日程について
11月15日	1. 令和3年度仮決算監事監査の監査報告書の取りまとめについて
11月22日	1. 令和3年度仮決算監事監査の監査報告書について
12月20日	1. 令和3年度第3四半期監事監査の実施について 2. 代表理事等との定期的会合について
1月20日	1. 令和3年度第3四半期監事監査の実施および取りまとめ日程について
2月14日	1. 令和3年度第3四半期監事監査の監査報告書の取りまとめについて 2. 会計監査人再任手続きについて
2月22日	1. 令和2年産麦最終精算に関する監事監査について 2. 令和3年度第3四半期監事監査報告書について 3. 令和3年度決算監事監査の実施日程等について
3月15日	1. 内部統制システム等に係る監事監査調書について 2. 監事監査規程及び監事会規則の一部変更について 3. 会計監査人の再任調書について 4. 令和4年度監事監査方針及び監査実施計画について
3月23日	1. 令和2年産大豆最終精算に関する監事監査について 2. 監事監査規程および監事会規則の一部変更について 3. 会計監査人の再任について 4. 令和3年度決算監事監査（現金・棚卸品等実査）について 5. 令和3年度決算監事監査（決算）の実施計画について

監事監査の実施状況

実施日	監査名	監査項目	監査従事延人数		
			監事	補助員	計
4月1日	令和2年度 決算監査(実査)	1. 現金・棚卸資産の実査 2. 現金・棚卸資産の管理状況	5	3	8
4月13日	令和2年度 労働保険事務組合監査	1. 労働保険事務組合(一般会計・特別会計)決算監査	1	0	1
4月27日～ 4月30日	令和2年度 決算監査	1. 令和2年度決算結果(各事業の事業量・損益) 2. 決算資産査定結果とリスク管理債権の状況 3. 事業報告(内部統制基本方針・単体自己資本比率) 4. 第4四半期のコンプライアンス事案・食の安全安心関係・苦情の顛末、再発防止策等 5. 令和2年度事業部門別重点取り組み事項の取り組み状況 6. 買取販売品の品目別収支状況と買取価格決定手続き 7. みそ加工事業の収支状況 8. 再製茶事業計画と進捗状況、インショップの収支状況 9. 令和2年度監事監査の指摘・指示事項についての取り組み状況 10. 内部貯金口座の管理状況	15	9	24
8月4日～6日	令和3年度 第1四半期監査	1. 第1四半期コンプライアンス事案・交通事故・違反(業務中)、食の安全安心関係・苦情の顛末、再発防止策に関する報告書等 2. 令和3年度事業部門別重点取り組み事項の進捗状況 3. 人事ローテーションの実施状況	15	9	24
9月30日～ 10月4日	令和3年度 仮決算監査(実査)	1. 現金・棚卸品(購買品、販売品等)の実査および管理状況 2. 金庫室等開閉管理状況 3. 渉外つり銭管理状況 4. 共済代理店管理状況	10	8	18
10月26日～ 11月5日	令和3年度 仮決算監査	1. 仮決算結果(各事業の事業量・損益) 2. 仮決算資産査定結果とリスク管理債権の管理状況 3. 第2四半期のコンプライアンス事案・交通事故・違反(業務中)、食の安全安心関係・苦情の顛末、再発防止策等 4. 令和3年度事業部門別重点取り組み事項の進捗状況 5. 過去の監事監査指摘・指示事項についての取り組み状況	15	9	24



実施日	監査名	監査項目	監査従事延人数		
			監事	補助員	計
1月25日～ 1月28日	令和3年度 第3四半期監査	1. 内部統制システム基本方針及び運用状況 2. 第3四半期コンプライアンス事案、交通事故・違反、食の安全安心関係・苦情の顛末、再発防止策等 3. 経費処理等における取り組み状況 4. 会計管理組織及び事務管理組織の管理状況 5. 共済事業における事務処理状況 6. 購買事業における返品状況 7. 花野果市（ここびあ）の運営状況 8. 青果センターの運営状況	15	9	24
2月22日	麦の共同計算監査	1. 令和2年産麦の最終精算監査	5	3	8
3月23日	大豆の共同計算監査	1. 令和2年産大豆の最終精算監査	5	3	8
3月31日	令和3年度 決算監査(実査)	1. 現金・棚卸資産の実査 2. 現金・棚卸資産の管理状況 3. 米倉庫管理状況	5	5	10
合計			91	58	149

#### 内部監査の実施状況

実施日	監査名	監査項目
4月22日～4月23日(2日間)	第1回内部監査	1. 令和2年度年度決算資産査定及び償却・引当結果 2. 令和2年度決算財務諸表の正確性 3. 内部貯金口座管理状況
5月24日～6月11日(内11日間)	第2回内部監査	1. 検査・監査指摘事項の改善取り組み状況 2. 業務引継状況 3. 業務自主検査の実施状況 4. 会計管理組織及び事務管理組織の管理状況 5. 業務机等の点検【無通告】
9月8日～9日(内2日間)	フォローアップ 監査	1. みのり監査法人「内部統制整備評価監査」における「対応結果・今後の方針」の改善取り組み状況
10月21日～22日(内2日間)	第3回内部監査	1. 令和3年度仮決算資産査定結果及び償却・引当結果 2. 令和3年度仮決算財務諸表の正確性 3. 余裕金運用状況
11月11日～18日(内4日間)	第4回内部監査	1. 検査・監査の指摘事項の改善取り組み状況 2. 貯金者データ整備状況 3. マネー・ローンダリング等への対応状況 4. 利益相反管理体制 5. 業務机等の点検【無通告】
12月6日～16日(内8日間)	第5回内部監査	1. 検査・監査の指摘事項の改善取り組み状況 2. 会計管理組織及び事務管理組織の管理状況 3. 現金精査手続および現金管理状況 4. 貯金者データ整備状況 5. 業務自主検査の実施状況 6. 連続職場離脱の実施確認 7. 業務机等の点検【無通告】
2月17日～24日(内2日間)	第6回内部監査	1. 個人情報保護措置状況 2. 農産物検査業務の事務処理状況 3. 情報セキュリティ基準および規程類の遵守状況 4. 登録金融機関業務の検証

## Ⅱ. 対処すべき重要な課題

### 1. 地域農業の振興と農家所得の増大

J A どうか地域農業振興計画に基づき、多様な担い手に対応した農業振興を進めます。米と茶にプラスした野菜・果樹・花卉の複合経営を促進し、マーケットが求める農産物や伝統野菜の生産振興並びに加工品の開発や直売所の充実による販売力の強化に取り組みます。さらに、生産コストの引き下げや、農業の省力化技術の導入を進め、農家所得の増大と安定化に貢献します。また、高齢化に伴う事業承継の支援や、営農指導員と融資担当者の連携により、農業関連の資金需要への対応を強化します。

### 2. 組合員のメンバーシップ強化

組合員との対話による関係強化に取り組み、J A への参加・参画を促進します。地区ふれあい委員会による地区別協同活動や女性部等の組織活動に加え、地域農業の担い手による青壮年部の立ち上げ並びに准組合員懇談会の実施等に取り組み、正組合員と准組合員が一体となった J A 運営の実現に取り組みます。

### 3. 持続可能な経営基盤の確立・強化

早期警戒制度の見直しに対応し、将来の収支シミュレーション等に基づく経営基盤強化に取り組みます。経済事業の収支改善並びに支所及び A T M の再編計画の実施とともに計画経営を徹底し、内部留保による自己資本の充実を図ります。

### Ⅲ. 組合の運営組織の状況に関する事項

#### 1. 総代会の開催状況

##### 第43回通常総代会（令和3年6月19日（土）午後1時30分開催）

項目	結果
総定数	定数527人（開催日現在総代数525人）
出席総代	合計519人（本人出席17人、代理人出席0人、書面出席502人）
出席した総代でない正組員数	0人
出席准組員数	0人
議決事項	第1号議案 令和2年度（第43事業年度）事業報告、剰余金処分案の承認について 第2号議案 令和3年度（第44事業年度）事業計画の設定について 第3号議案 共済規程の一部変更について 第4号議案 任期満了による役員を選任について 第5号議案 理事の退任に係る退職慰労金の支給について 第6号議案 監事の退任に係る退職慰労金の支給について 第7号議案 令和3年度（第44事業年度）理事の報酬額の決定について 第8号議案 令和3年度（第44事業年度）監事の報酬額の決定について 附帯議案 報告事項 1. 第43事業年度貸借対照表、損益計算書及び注記表について 2. J Aこうか長期構想（平成23年度～令和2年度）の取り組みについて 3. 子会社及び関連会社の決算報告について 4. 「J Aバンク基本方針」の変更について

全議案が原案どおり可決・決定されました。

#### 2. 組合員の状況

##### (1) 組員数

(単位：人)

資格区分	前期末	当期加入	当期脱退	当期末	
正組員	個 人	5,858	75	179	5,754
	(うち女性)	(980)	(21)	(22)	(979)
	法 農事組合法人	32	3	0	35
	人 その他法人	32	2	1	33
	計	5,922	80	180	5,822
准組員	個 人	11,030	320	287	11,063
	(うち女性)	(3,636)	(134)	(78)	(3,692)
	農事組合法人	5	0	0	5
	その他の団体	150	2	2	150
	計	11,185	322	289	11,218
合計	17,107	402	469	17,040	

(備考) 当期末正組員戸数 5,306 戸

当期末准組員戸数 8,930 戸

##### (2) 出資口数

(単位：口)

資格区分	前期末	当期増加	当期減少	当期末	
正組員	個 人	294,707	5,754	8,907	291,554
	法 農事組合法人	505	823	0	1,328
	人 その他法人	1,420	6	4	1,422
	計	296,632	6,583	8,911	294,304
	准組員	個 人	200,640	18,828	6,377
農事組合法人		115	0	0	115
その他の団体		4,815	16	16	4,815
計		205,570	18,844	6,393	218,021
処 分 未 済 持 分		4,335	1,245	4,335	1,245
合計	506,537	26,672	19,639	513,570	

(摘要) (1) 出資一口金額 5,000 円

(2) 当期末払込済出資総額 2,567,850,000 円

(3) 1正組員当たり出資金額 252,752 円

(4) 1組員の持口最高限度 1,000 口



### 3. 役員 の 状 況

#### (1) 役員数

(単位：人)

区 分			前期末	当期就任	当期退任	当期末	定款に定める 役員 の 定数
理 事	常 勤	勤	4	3	3	4	—
	非 常 勤	勤	24	11	11	24	—
	計		28	14	14	28	28
監 事	常 勤	勤	1	1	1	1	—
	非 常 勤	勤	4	2	2	4	—
	計		5	3	3	5	5
合 計			33	17	17	33	33

(注) 令和3年度末現在女性の役員は、理事5人、監事1人です。

#### (2) 役員 の 状 況

区 分			氏 名	就任 年月日	任期満了 年月日	備 考
役職名	常勤・非常勤	代表権				
代表理事組合長	常 勤	有	池村 正	R3. 6. 19	(注)に記載	
代表理事専務 (兼総務担当常務)	常 勤	有	山村 良司			実務精通役員
金融担当常務	常 勤	無	田中 竹司			実務精通役員
経済担当常務	常 勤	無	北田 松司			実務精通役員
筆頭理事	非常勤	無	上西 一嗣			総務委員
理事	非常勤	無	池本 壽志			経済委員
理事	非常勤	無	森井 久次			金融委員会副委員長
理事	非常勤	無	林田 清光			総務委員会委員長
理事	非常勤	無	青木 寛治			経済委員会委員長
理事	非常勤	無	長 絹子			金融委員
理事	非常勤	無	中村 裕一			金融委員
理事	非常勤	無	立岡 啓			経済委員
理事	非常勤	無	岡田 治美			総務委員
理事	非常勤	無	久保 秀子			金融委員
理事	非常勤	無	東 重幸			総務委員
理事	非常勤	無	辻 正則			金融委員
理事	非常勤	無	橋本 澄男			経済委員
理事	非常勤	無	田村 勝代			経済委員
理事	非常勤	無	松本 良昭			金融委員会委員長
理事	非常勤	無	福永 克哉			経済委員会副委員長
理事	非常勤	無	中野 和彦	総務委員会副委員長		
理事	非常勤	無	大西 八州正	金融委員		
理事	非常勤	無	山本 和弘	経済委員		
理事	非常勤	無	和田 龍夫	総務委員		
理事	非常勤	無	中村 善司	金融委員		
理事	非常勤	無	山元 一彦	経済委員		
理事	非常勤	無	上田 和子	総務委員		
理事	非常勤	無	成田 奈穂美	総務委員		
代表監事	非常勤		大平 啓治	R3. 6. 19	(注)に記載	
常勤監事	常 勤		設楽 靖夫			実務精通役員
監事	非常勤	—	岡根 芳仁			
監事	非常勤		谷口 三彦			
監事	非常勤		中村 一美			員外監事

- (注) 1 令和3年度末現在の役員任期は、令和3年6月19日から令和5年度決算に関する通常総代会終了の時までです。
- 2 当組合は当組合の理事及び監事の全員を被保険者とする農協法第35条の8第1項に規定する役員賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該保険契約は、被保険者が組合の役員の地位に基づき行った行為（不作為を含みます。）に起因して損害賠償請求がなされたことにより、被保険者が被る損害賠償金や争訟費用の損害等を填補するものです。

### 4. 会計監査人の状況

当組合の会計監査人は、みのり監査法人であり、業務執行社員は、公認会計士 桂木茂氏および公認会計士 笠原則人氏です。

## 5. 職員の状況

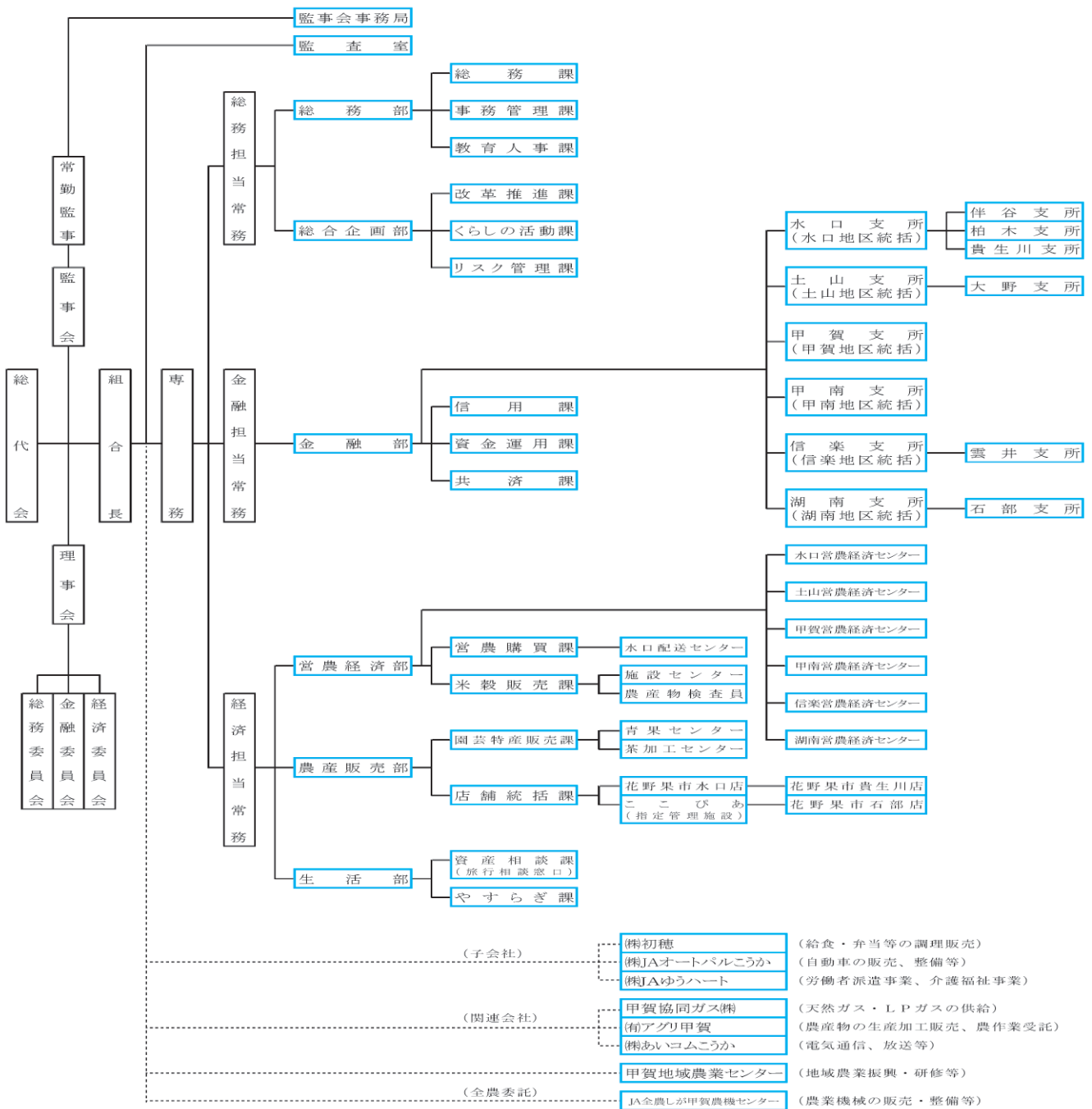
(単位：人)

区 分	前期末	当期増加	当期減少	当期末		
				計	うち男性	うち女性
一般職員	215	8	26	197	122	75
営農指導員	29	0	0	29	26	3
生活指導員	2	1	0	3	2	1
<b>正 職 員 計</b>	<b>246</b>	<b>9</b>	<b>26</b>	<b>229</b>	<b>150</b>	<b>79</b>
準職員	34	8	6	36	12	24
パート職員	52	8	7	53	10	43
派遣受入職員	15	0	3	12	6	6
<b>総 合 計</b>	<b>347</b>	<b>25</b>	<b>42</b>	<b>330</b>	<b>178</b>	<b>152</b>

(注) 1 期末の職員数は、期末退職者を除いて表示しています。  
2 出向職員を含めて表示しています。

## 6. 組織の構成

(1) 組合の組織機構図 (令和3年度)



## (2) 主な組合員組織

(単位：人)

組 織 名	構成員数	組 織 名	構成員数
地区運営委員会	190	特別栽培米生産部会	578
農政協議会	1,813	J A こうか元気倶楽部	11,189
稲作部会	105	J A こうかプレミアム倶楽部	73
大規模稲作経営者部会	84	あんしん倶楽部	984
茶業部会	69	J A こうか女性部	373
花野果倶楽部	630		

## 7. 施設の設置状況

(1) 組合の店舗・施設の状況 (令和4年3月現在の店舗・施設を表示しています)

店 舗 名	住 所	電 話 番 号	A T M数	
水 口	本 所	〒528-0005 甲賀市水口町水口6111-1	0748-62-0581	
	青果センター	〒528-0005 甲賀市水口町水口6111-1	0748-62-8074	
	茶加工センター	〒528-0005 甲賀市水口町水口6111-1	0748-63-2282	
	花野果市水口店	〒528-0005 甲賀市水口町水口6111-1	0748-62-0711	
	水口配送センター	〒528-0049 甲賀市水口町貴生川105	0748-62-0660	
	やすらぎ課	〒528-0005 甲賀市水口町水口6111-1	0748-63-7300	
	水口支所	〒528-0005 甲賀市水口町水口6111-1	0748-62-1209	1
	伴谷支所	〒528-0064 甲賀市水口町伴中山3798	0748-62-0130	1
	柏木支所	〒528-0057 甲賀市水口町北脇1615	0748-62-0055	1
	貴生川支所	〒528-0049 甲賀市水口町貴生川285-2	0748-62-2021	1
	花野果市貴生川店	〒528-0049 甲賀市水口町貴生川285-2	0748-62-8312	
	施設センター	〒528-0053 甲賀市水口町宇田850	0748-62-0295	
	水口カントリーエレベーター	〒528-0053 甲賀市水口町宇田850	0748-62-0295	
	西友水口店 A T M	〒528-0005 甲賀市水口町水口6084-1		1
アル・プラザ水口 A T M	〒528-0033 甲賀市水口町本綾野566-1		1	
土 山	土山支所	〒528-0212 甲賀市土山町南土山甲769-2	0748-66-1151	1
	大野支所	〒528-0235 甲賀市土山町大野2156	0748-67-0312	1
	土山営農経済センター	〒528-0212 甲賀市土山町南土山甲769-2	0748-66-1153	
	土山近代化センター	〒528-0235 甲賀市土山町大野4855	0748-67-0064	
	旧鮎河店 A T M	〒528-0202 甲賀市土山町鮎河1226-1		1
甲 賀	甲賀支所	〒520-3435 甲賀市甲賀町相模451	0748-88-4371	1
	甲賀営農経済センター	〒520-3435 甲賀市甲賀町相模451	0748-88-4075	
	甲賀カントリーエレベーター	〒520-3431 甲賀市甲賀町大原中804	0748-88-5202	



店 舗 名		住 所	電 話 番 号	A T M数
甲 南	甲 南 支 所	〒520-3311 甲賀市甲南町竜法師424-1	0748-86-3071	1
	甲南営農経済センター	〒520-3311 甲賀市甲南町竜法師424-1	0748-86-5775	
	甲南カントリーエレベーター	〒520-3302 甲賀市甲南町池田2664	0748-86-2183	
	甲南広域育苗センター	〒520-3302 甲賀市甲南町池田2664	0748-86-2183	
	フレンドタウン甲賀 A T M	〒520-3311 甲賀市甲南町竜法師338-3		1
信 楽	信 楽 支 所	〒529-1851 甲賀市信楽町長野1170-2	0748-82-1165	1
	雲 井 支 所	〒529-1803 甲賀市信楽町牧1375-1	0748-83-0046	1
	信楽営農経済センター	〒529-1803 甲賀市信楽町牧1719	0748-83-0074	
	信楽ライスセンター	〒529-1803 甲賀市信楽町牧1719	0748-83-1083	
	朝宮農業技術拠点施設	〒529-1842 甲賀市信楽町下朝宮32-3	0748-84-0125	
	旧 朝 宮 店 A T M	〒529-1842 甲賀市信楽町下朝宮32-3		1
	旧 多 羅 尾 店 A T M	〒529-1821 甲賀市信楽町多羅尾1915-1		1
湖 南	湖 南 支 所	〒520-3252 湖南省岩根4526-1	0748-72-1235	1
	石 部 支 所	〒520-3106 湖南省石部中央四丁目8-50	0748-77-2025	1
	湖南営農経済センター	〒520-3252 湖南省岩根4526-1	0748-72-1251	
	ここびあ（指定管理施設）	〒520-3252 湖南省岩根4528-1	0748-72-5552	
	花野果市石部店	〒520-3106 湖南省石部中央四丁目8-50	0748-77-2027	
	甲西カントリーエレベーター	〒520-3252 湖南省岩根4786	0748-72-3604	
	甲西広域育苗センター	〒520-3223 湖南省夏見56-1	0748-72-1235	
	イオンタウン湖南 A T M	〒520-3252 湖南省岩根4580		1

## （２）共済事業の委託施設の状況

### ①代理業者数の推移

項 目	前期末	当期増加	当期減少	当期末
共 済 代 理 店 数	66	0	1	65

### ②当期新規代理業者

該当ありません。

## 8. 子会社等の状況

(株) 初 穂	代 表 者 名	池村 正
	所 在 地	滋賀県甲賀市水口町古城が丘5-28
	主 要 な 事 業 内 容	給食・弁当等の調理販売
	施 設 の 概 要	調理場・事務所1棟
	設 立 年 月 日	昭和48年2月19日
	資 本 金 総 額	30,000千円
	当組合の議決権比率	99.6%
	当組合及び他の子会社等の議決権比率	99.6%
(株) J A オートバルこうか	代 表 者 名	池村 正
	所 在 地	滋賀県甲賀市水口町新城175
	主 要 な 事 業 内 容	自動車の販売、整備等
	施 設 の 概 要	事務所・修理工場
	設 立 年 月 日	平成24年9月12日
	資 本 金 総 額	30,000千円
	当組合の議決権比率	100.0%
	当組合及び他の子会社等の議決権比率	100.0%
(株) J A ゆうハート	代 表 者 名	池村 正
	所 在 地	滋賀県甲賀市水口町牛飼620-3
	主 要 な 事 業 内 容	労働者派遣事業、介護福祉事業
	施 設 の 概 要	事務所・デイサービスセンター・小規模多機能施設等
	設 立 年 月 日	昭和44年10月6日
	資 本 金 総 額	30,000千円
	当組合の議決権比率	100.0%
	当組合及び他の子会社等の議決権比率	100.0%
甲賀協同ガス(株)	代 表 者 名	森永 浩之
	所 在 地	滋賀県甲賀市水口町ひのきが丘12
	主 要 な 事 業 内 容	天然ガス・LPガスの供給
	施 設 の 概 要	事務所・工場
	設 立 年 月 日	昭和43年10月1日
	資 本 金 総 額	210,000千円
	当組合の議決権比率	39.4%
	当組合及び他の子会社等の議決権比率	39.4%
(有) アグリ甲賀	代 表 者 名	高畑 学
	所 在 地	滋賀県湖南市岩根3434-1
	主 要 な 事 業 内 容	農産物の生産加工販売、農作業受託
	施 設 の 概 要	事務所
	設 立 年 月 日	平成8年1月11日
	資 本 金 総 額	8,975千円
	当組合の議決権比率	33.3%
	当組合及び他の子会社等の議決権比率	33.3%
(株) あいコムこうか	代 表 者 名	中邨 雅明
	所 在 地	滋賀県甲賀市土山町北土山1715
	主 要 な 事 業 内 容	電気通信、放送等
	施 設 の 概 要	事務所
	設 立 年 月 日	平成23年12月1日
	資 本 金 総 額	30,000千円
	当組合の議決権比率	20.0%
	当組合及び他の子会社等の議決権比率	23.3%

# 事業報告の附属明細書

第44事業年度(令和3年4月1日から令和4年3月31日まで)

## 1. 役員に対する報酬等

(単位：千円)

区 分	令和3年度 報酬支払額	総代会で定めら れた報酬限度額	役員退職慰労金
理 事	47,965	48,500	33,276
監 事	11,010	11,500	15,088
合 計	58,975	60,000	48,364

## 2. 役員の兼職等

役 職 名	氏 名	常勤・ 非常勤	代表権	兼職先又は兼業	兼職先役職
代表理事組合長 <small>(兼総務担当常務)</small>	池村 正	常勤	有	滋賀県農業協同組合中央会	理事
				滋賀県信用農業協同組合連合会	経営管理委員
				全国農業協同組合連合会滋賀県本部	運営委員
				全国共済農業協同組合連合会滋賀県本部	委員
				滋賀県厚生農業協同組合連合会	理事
				(株)滋賀県農協電算センター	取締役
				滋賀県農業信用基金協会	理事
				(株)農協観光滋賀支店	運営委員
				(株)初穂	代表取締役
				(株)JAオートパルこうか	代表取締役
				(株)JAゆうハート	代表取締役
				甲賀協同ガス(株)	代表取締役
農業 ほか8先					
代表理事専務 <small>(兼総務担当常務)</small>	山村 良司	常勤	有	滋賀県農協健康保健組合	理事
				(株)初穂	取締役
				(株)JAオートパルこうか	取締役
				(株)JAゆうハート	取締役
				甲賀協同ガス(株)	取締役
農業					
金融担当常務	田中 竹司	常勤	無	農業	
経済担当常務	北田 松司	常勤	無	甲賀協同ガス(株)	取締役
				(有)アグリ甲賀	取締役
				農業 ほか4先	
常 勤 監 事	設楽 靖夫	常勤	-	(株)初穂	監査役
				(株)JAオートパルこうか	監査役
				(株)JAゆうハート	監査役
				(有)アグリ甲賀	監査役
				農業 ほか1先	

## 3. 役員との取引

(単位：千円)

役 職 等	取引区分及び金額		摘 要
	取引の区分	取 引 金 額	
-	-	-	



# 貸借対照表

第44事業年度 (令和4年3月31日現在)

(甲賀農業協同組合)

(単位:千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
( 資 産 の 部 )		( 負 債 の 部 )	
1 信用事業資産	183,327,462	1 信用事業負債	182,329,013
(1) 現金	676,659	(1) 貯金	181,744,355
(2) 預金	138,614,431	(2) 借入金	4,950
系統預金	138,611,329	(3) その他の信用事業負債	579,707
系統外預金	3,102	未払費用	18,739
(3) 有価証券	20,670,984	その他の負債	560,968
国債	3,793,920	2 共済事業負債	1,169,473
地方債	6,353,390	(1) 共済資金	791,475
政府保証債	804,730	(2) 未経過共済付加収入	375,216
社債	9,718,944	(3) 共済未払費用	1,377
(4) 貸出金	23,200,556	(4) その他の共済事業負債	1,406
(5) その他の信用事業資産	169,398	3 経済事業負債	515,861
未収収益	96,548	(1) 経済事業未払金	246,471
その他の資産	72,850	(2) 経済受託債務	37,094
(6) 貸倒引当金	△ 4,565	(3) その他の経済事業負債	232,296
2 共済事業資産	15,183	4 雑 負 債	725,452
(1) 共済貸付金	1,800	(1) 未払法人税等	2,759
(2) 共済未収利息	23	(2) 資産除去債務	11,335
(3) その他の共済事業資産	13,360	(3) その他の負債金	711,357
3 経済事業資産	1,544,681	5 諸 引 当 金	1,287,248
(1) 経済事業未収金	528,683	(1) 賞与引当金	61,150
(2) 経済受託債権	44,242	(2) 退職給付引当金	962,479
(3) 棚卸資産	819,225	(3) 役員退職慰労引当金	20,666
購買品	179,495	(4) 特例業務負担引当金	242,954
販売品	560,843	負債の部合計	186,027,047
宅地等	540		
その他の棚卸資産	78,348	( 純 資 産 の 部 )	
(4) その他の経済事業資産	152,642	1 組 合 員 資 本	9,467,125
(5) 貸倒引当金	△ 111	(1) 出資金	2,567,850
4 雑 資 産	511,850	(2) 資本準備金	112,281
(1) 雑資産	512,372	(3) 利益剰余金	6,793,219
(2) 貸倒引当金	△ 522	利益準備金	1,984,869
5 固 定 資 産	3,065,741	その他利益剰余金	4,808,350
(1) 有形固定資産	3,060,458	施設修繕等積立金	716,000
建物	5,745,210	有価証券価格変動積立金	201,334
機械装置	2,375,823	税効果調整積立金	339,474
土地	1,222,801	次期情報システム更改等積立金	39,000
その他の有形固定資産	1,552,986	経営健全化積立金	100,000
減価償却累計額	△ 7,836,362	固定資産減損積立金	205,570
(2) 無形固定資産	5,283	特別積立金	2,417,391
6 外 部 出 資	6,849,508	当期末処分剰余金	789,582
(1) 外部出資	6,855,508	(うち当期剰余金)	(101,700)
系統出資	6,434,784	(4) 処分未済持分	△ 6,225
系統外出資	170,334	2 評価・換算差額等	114,676
子会社等出資	250,390	(1) その他有価証券評価差額金	114,676
(2) 外部出資等損失引当金	△ 6,000	純資産の部合計	9,581,801
7 繰延税金資産	294,422	負債及び純資産の部合計	195,608,848
資産の部合計	195,608,848		

# 損益計算書

第44事業年度

〔 令和3年4月1日から  
令和4年3月31日まで 〕

(甲賀農業協同組合)  
(単位: 千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
1 事業総利益	3,029,281	(11) 加工事業収益	103,056
事業収益	6,304,556	(12) 加工事業費用	84,224
事業費用	3,275,275	加工事業総利益	18,833
(1) 信用事業収益	1,245,006	(13) 利用事業収益	643,672
資金運用収益	1,078,703	(14) 利用事業費用	258,156
(うち預金利息)	( 584,819 )	利用事業総利益	385,516
(うち有価証券利息)	( 177,732 )	(15) 宅地等供給事業収益	98,743
(うち貸出金利息)	( 236,154 )	(16) 宅地等供給事業費用	63,059
(うちその他受入利息)	( 79,997 )	宅地等供給事業総利益	35,684
役員取引等収益	50,364	(17) その他事業収益	5,679
その他事業直接収益	50,256	(18) その他事業費用	3,890
その他経常収益	65,684	その他事業総利益	1,789
(2) 信用事業費用	110,395	(19) 指導事業収入	39,070
資金調達費用	32,813	(20) 指導事業支出	49,800
(うち貯金利息)	( 26,465 )	指導事業収支差額	△ 10,730
(うち給付補填備金繰入)	( 2,253 )	2 事業管理費	2,841,682
(うち借入金利息)	( 3 )	(1) 人件費	1,820,640
(うちその他支払利息)	( 4,091 )	(2) 業務費	486,742
役員取引等費用	12,935	(3) 諸税負担金	99,579
その他経常費用	64,647	(4) 施設費	418,461
(うち貸倒引当金戻入益)	( △ 3,577 )	(5) その他事業管理費	16,260
信用事業総利益	1,134,611	事業利益	187,599
(3) 共済事業収益	987,850	3 事業外収益	153,115
共済付加収入	926,241	(1) 受取出資配当金	99,856
共済貸付金利息	55	(2) 賃貸料	36,469
その他の収益	61,554	(3) 償却債権取立益	3,759
(4) 共済事業費用	53,436	(4) 雑収入	13,031
共済推進費	46,178	4 事業外費用	30,447
その他の費用	7,258	(1) 支払雑利息	3,927
共済事業総利益	934,414	(2) 寄付金	327
(5) 購買事業収益	1,240,740	(3) 業務外減価償却費	15,251
購買品供給高	1,225,047	(4) 雑損失	10,941
購買手数料	11,554	経常利益	310,266
その他の収益	4,139	5 特別利益	303,533
(6) 購買事業費用	1,022,778	(1) 固定資産処分益	102,622
購買品供給原価	1,015,664	(2) 一般補助金	200,911
購買品供給費	3,787	6 特別損失	468,321
その他の費用	3,328	(1) 固定資産処分損	35,262
(うち貸倒引当金戻入益)	( △ 76 )	(2) 固定資産圧縮損	203,711
購買事業総利益	217,962	(3) 減損損失	94,430
(7) 販売事業収益	1,935,586	(4) 固定資産圧縮特別勘定繰入額	76,808
販売品販売高	1,818,075	(5) 固定資産解体撤去費用	58,109
販売手数料	91,559	税引前当期利益	145,478
その他の収益	25,952	法人税、住民税及び事業税	2,759
(8) 販売事業費用	1,626,534	法人税等調整額	41,018
販売品販売原価	1,576,374	法人税等合計	43,778
販売費	23,737	当期剰余金	101,700
その他の費用	26,423	当期首繰越剰余金	184,435
(うち貸倒引当金戻入益)	( △ 37 )	会計方針の変更による累積的影響額	△ 10,619
販売事業総利益	309,052	会計方針の変更を反映した当期首繰越剰余金	173,817
(9) 保管事業収益	5,152	施設修繕等積立金取崩額	384,000
(10) 保管事業費用	3,003	税効果調整積立金取崩額	35,634
保管事業総利益	2,149	固定資産減損積立金取崩額	94,430
		当期未処分剰余金	789,582

# 注記表

## 重要な会計方針に係る事項に関する注記

### 1. 有価証券（株式形態の外部出資を含む）の評価基準及び評価方法

- ① 満期保有目的の債券／償却原価法（定額法）
- ② 子会社株式及び関連会社株式／移動平均法による原価法
- ③ その他有価証券／（時価のあるもの）  
時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）  
（市場価格のない株式等）  
移動平均法による原価法

### 2. 棚卸資産の評価基準及び評価方法

- ① 購入品／主として総平均法に基づく原価法（収益性の低下による簿価切り下げの方法により算定）
- ② 販売品／主として総平均法に基づく原価法（収益性の低下による簿価切り下げの方法により算定）

### 3. 固定資産の減価償却の方法

#### (1) 有形固定資産

定率法（ただし、平成10年4月1日以降取得した建物（建物附属設備を除く。）及び平成28年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物は定額法）を採用しています。

#### (2) 無形固定資産

定額法を採用しています。なお、当組合利用のソフトウェアについては、組合内における利用可能期間（5年間）に基づく定額法を採用しています。

### 4. 引当金の計上基準

#### (1) 貸倒引当金

貸倒引当金は、あらかじめ定めている資産査定要領、経理規程及び資産の償却・引当基準に則り、次のとおり計上しています。

破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者（破綻先）に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者（実質破綻先）に係る債権については、不保全額（担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額）を計上しています。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者（破綻懸念先）に係る債権で、債権の元本の回収及び利息の受取りに係るキャッシュ・フローを合理的に見積もることができる債権については、不保全額から当該キャッシュ・フローにより見積もった回収可能額を除いた額を予想損失額として引き当てています。なお、不保全額が1,000千円以下の債権については、過去の一定期間における貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき算出した金額を計上しています。

上記以外の債権（正常先及び要注意先（要管理先を含む。））については、主として今後1年間の予想損失額又は今後3年間の予想損失額を見込んで計上しており、予想損失額は、1年間又は3年間の貸倒実績を基礎とした貸倒実績率等の過去の一定期間における平均値に基づき損失率を求め、これに将来見込み等必要な修正を加えて算定しています。

すべての債権は、資産査定要領に基づき、資産査定部署（リスク管理課）が資産査定を実施し、当該部署から独立した監査部署（監査室）が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っています。なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を収立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は151,648千円です。

#### (2) 賞与引当金

賞与引当金は、職員に対して支給する賞与の支出に備えるため、支給見込額のうち当事業年度負担分を計上しています。

#### (3) 退職給付引当金

職員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当事業年度末に発生していると認められる額を計上しています。

##### ① 退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度までの期間に帰属させる方法については、期間定額基準によっています。



## ② 数理計算上の差異の費用処理方法

数理計算上の差異の処理年数は12年とし、定率法によって処理しています。

なお、当組合の準職員の退職給付制度は、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しています。

## (4) 役員退職慰労引当金

役員退職慰労引当金は、役員の退職慰労金の支給に備えるため、役員退職慰労金規程に基づく期末要支給額を計上しています。

## (5) 外部出資等損失引当金

外部出資等損失引当金は、当組合の外部出資先への出資に係る損失に備えるため、出資形態が株式のものについては有価証券の評価と同様の方法により、株式以外のものについては貸出債権と同様の方法により、必要と認められる額を計上しています。

## (6) 特例業務負担引当金

特例業務負担引当金は、農林漁業団体職員共済組合に対する特例業務負担金の費用に充てるため、当事業年度末における将来負担見込み額を計上しています。

## 5. 収益及び費用の計上基準

当組合は、「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号2020年3月31日）及び「収益認識に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第30号2021年3月26日）を適用しており、約束した財又はサービスの支配が利用者等に移転した時点、もしくは移転するにつれて、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識しています。

主要な事業における主な履行義務の内容及び収益を認識する通常の時点は以下のとおりです。

購買事業は、主として農業生産に必要な資材と生活に必要な物資を共同購入し、主に組合員に供給する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、購買品を引き渡す義務を負っています。この利用者等に対する履行義務は、購買品の引き渡し時点で充足することから、当該時点で収益を認識しています。

販売事業は、主に組合員が生産した農産物を当組合が集荷し、取引先又は消費者等に販売する事業であり、当組合は取引先又は消費者等との契約に基づき、販売品を引き渡す義務を負っています。この取引先又は消費者等に対する履行義務は、販売品の引き渡し時点で充足することから、当該時点で収益を認識しています。

保管事業は、主に組合員が生産した農産物を当組合施設である各農業倉庫を活用し、保管・管理する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、役務提供する義務を負っています。この利用者等に対する履行義務は、農産物の保管期間にわたって充足することから、当該サービスの進捗度に応じて収益を認識しています。

加工事業は、主に組合員が生産した農産物を茶加工施設、精米施設、その他食品加工施設等の当組合施設において加工した商品の販売する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、加工した商品を引き渡す義務を負っています。この利用者等に対する履行義務は、販売品の引き渡し時点で充足することから、当該時点で収益を認識しています。

利用事業のうち農業関連事業は、主にカントリーエレベーター、育苗施設等を設置して、共同で利用する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、役務提供する義務を負っています。この利用者等に対する履行義務は、各施設において行われる組合員が生産した農産物の調製、組合員が農産物を生産するための苗の育成等の施設利用目的を達成した一時点において充足されると判断し、農産物の調製作業の完了時点、育成した苗の引渡時点等の利用サービスの完了時点で充足することから、当該時点で収益を認識しています。

また、利用事業のうち葬祭事業は、葬儀会館等を活用した葬儀サービスによるものであり、利用者等との契約に基づき、役務提供する義務を負っています。この利用者等に対する履行義務は、一連の葬儀サービスが完了した時点で充足することから、当該時点で収益を認識しています。

宅地等供給事業は、主に組合員の委託に基づき行う宅地等の売渡しの仲介サービス又は施設の保守・管理サービスによるものであり、利用者等との契約に基づいて宅地等の売渡しが完了した一時点又は役務を提供する契約期間にわたり継続的に充足されると判断しています。この利用者等に対する履行義務は、宅地等の売渡しが完了した一時点又は役務提供を行う期間に応じて収益を認識しています。

## 6. 消費税及び地方消費税の会計処理の方法

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっています。ただし、固定資産に係る控除対象外消費税は、繰延消費税として「雑資産」に計上し、5年間で均等償却を行っています。

## 7. 計算書類等に記載した金額の端数処理の方法

記載金額は、千円未満を四捨五入で表示しています。なお、記載金額未満の残高がある科目については「0」と表示しています。

## 8. その他計算書類等の作成のための基本となる重要な事項

### (1) 事業別収益・事業別費用の内部取引の処理方法

当組合は、事業別の収益及び費用について、事業間取引の相殺表示を行っています。

また、損益計算書の事業収益、事業費用については、農業協同組合法施行規則にしたがい、各事業間の内部損益を除去した額を記載しています。

## 会計方針の変更に関する注記

### 1. 収益認識に関する会計基準等の適用

当事業年度より、「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号2020年3月31日。以下「収益認識会計基準」という。）及び「収益認識に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第30号2021年3月26日）を適用し、約束した財又はサービスの支配が利用者等に移転した時点、もしくは移転するにつれて、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することとしました。

収益認識会計基準等の適用による主な変更点は以下のとおりです。

#### (1) 代理人取引に係る収益認識

財又はサービスを利用者等に移転する前に支配していない場合、すなわち、利用者等に代わって調達の手配を代理人として行う取引については、従来は、利用者等から受け取る対価の総額を収益として認識していましたが、利用者等から受け取る額から受入先（仕入先）に支払う額を控除した純額で収益を認識する方法に変更し、購買手数料として表示しています。

#### (2) 購買事業及び利用事業における支払奨励金の会計処理

利用者等に対して支払う各種奨励金等が顧客へ支払われる対価と認められる場合、従来は、事業費用として計上していましたが、取引価格から減額する方法に変更しています。

#### (3) 請求済未出荷販売における収益認識

販売事業の買取米穀において、従来は、取引先との出荷契約に基づき、決済期限時点で未引渡しの米穀全てが取引先に所有権が移転されるため、当該時点で収益を認識していましたが、販売品の引渡し時点で収益を認識する方法に変更しています。

収益認識会計基準等の適用については、収益認識会計基準第84項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っており、当事業年度の期首より前に新たな会計方針を遡及適用した場合の累積的影響額を、当事業年度の期首の利益剰余金に加減し、当該期首残高から新たな会計方針を適用しています。

この結果、利益剰余金の当期首残高は、10,619千円減少しています。また、当事業年度の事業収益が194,099千円、事業費用が189,030千円、事業利益、経常利益及び税引前当期利益が5,068千円それぞれ減少しています。

### 2. 時価の算定に関する会計基準等の適用

「時価の算定に関する会計基準」（企業会計基準第30号2019年7月4日。以下「時価算定会計基準」という。）等を当事業年度の期首から適用し、時価算定会計基準第19項及び「金融商品に関する会計基準」（企業会計基準第10号2019年7月4日）第44-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を、将来にわたって適用することといたしました。これによる当事業年度の計算書類への影響はありません。

## 会計上の見積りに関する注記

### 1. 繰延税金資産の回収可能性

(1) 当事業年度の計算書類に計上した繰延税金資産（繰延税金負債と相殺前）の金額 339,474千円

(2) 会計上の見積りの内容について計算書類利用者の理解に資するその他の情報

繰延税金資産の計上は、翌事業年度以降において未使用の税務上の繰越欠損金及び将来減算一時差異を利用可能な課税所得の見積り額を限度として行っています。

翌事業年度以降の課税所得の見積りについては、令和4年2月に作成した損益計画を基礎として、当組合が将来獲得可能な課税所得の時期及び金額を合理的に見積っています。

しかし、これらの見積りは将来の不確実な経営環境及び組合の経営状況の影響を受けます。よって、実際に課税所得が生じた時期及び金額が見積りと異なった場合には、翌事業年度以降の計算書類において認識する繰延税金資産の金額に重要な影響を与える可能性があります。

また、将来の税制改正により、法定実効税率が変更された場合には、翌事業年度以降の計算書類において認識する繰延税金資産の金額に重要な影響を与える可能性があります。

## 2. 固定資産の減損

(1) 当事業年度の計算書類に計上した減損損失の金額 94,430 千円

(2) 会計上の見積りの内容について計算書類利用者の理解に資するその他の情報

資産グループに減損の兆候が存在する場合には、当該資産グループの割引前将来キャッシュ・フローと帳簿価額を比較することにより、当該資産グループについての減損の要否の判定を実施しています。

減損の要否に係る判定単位であるキャッシュ・フロー生成単位については、他の資産または資産グループのキャッシュ・インフローから概ね独立したキャッシュ・インフローを生成させるものとして識別される資産グループの最小単位としています。

固定資産の減損の要否の判定において、将来キャッシュ・フローについては、令和4年2月に作成した損益計画を基礎として算出しており、損益計画以降の将来キャッシュ・フローや、割引率等については、一定の仮定を設定して算出しています。

これらの仮定は将来の不確実な経営環境及び組合の経営状況の影響を受け、翌事業年度以降の計算書類に重要な影響を与える可能性があります。

## 貸借対照表に関する注記

### 1. 固定資産の圧縮記帳額

国庫補助金等の受領により有形固定資産の取得価額から控除している当期圧縮記帳額は203,711千円、圧縮記帳累計額は2,559,654千円であり、その内訳は次のとおりです。

① 建物	1,031,235 千円
② 構築物	138,243 千円
③ 機械装置	936,945 千円 (うち当期圧縮記帳額 203,436 千円)
④ 車両運搬具	1,217 千円 (うち当期圧縮記帳額 275 千円)
⑤ 器具備品	16,581 千円
⑥ 土地	435,433 千円

### 2. 担保に供している資産

定期預金1,000,000千円を借入金(当座貸越)の担保に供しています。また定期預金4,500,000千円を為替決済の担保にそれぞれ供しています。

### 3. 子会社等に対する金銭債権・金銭債務

① 子会社等に対する金銭債権の総額	188,826 千円
② 子会社等に対する金銭債務の総額	612,967 千円

### 4. 役員に対する金銭債権・金銭債務

開示すべき金銭債権・金銭債務に該当する取引はありません。

### 5. 信用事業を行う組合に要求される注記

債権のうち農業協同組合法施行規則第204条第1項第1号ホ(2)(i)から(iv)までに掲げるものの額及びその合計額  
債権のうち、破産更生債権及びこれらに準ずる債権額は100,242千円です。危険債権額はありません。

なお、破産更生債権及びこれらに準ずる債権とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権です。

また、危険債権とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないものの、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権(破産更生債権及びこれらに準ずる債権を除く。)です。

債権のうち、三月以上延滞債権、貸出条件緩和債権額はありません。

なお、三月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権及び危険債権に該当しないものです。

また、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払い猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権及び三月以上延滞債権に該当しないものです。

破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権、三月以上延滞債権及び貸出条件緩和債権額の合計額は100,242千円です。



なお、上記に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額です。

(表示方法の変更)

令和2年12月23日に公布された施行規則の改正により、従来のリスク管理債権と金融再生法開示債権が一本化されリスク管理債権の範囲や債権の分類は、金融再生法開示債権と実質的に同一となりました(令和4年3月31日施行)。

## 損益計算書に関する注記

### 1. 子会社等との取引高の総額

① 子会社等との取引による収益総額		
うち事業取引高	40,326 千円	
うち事業取引以外の取引高	20,372 千円	
合計	60,698 千円	
② 子会社等との取引による費用総額		
うち事業取引高	1,770 千円	
うち事業取引以外の取引高	87,034 千円	
合計	88,805 千円	

### 2. 減損損失に関する注記

#### (1) 資産をグループ化した方法の概要及び減損損失を認識した資産または資産グループの概要

当組合では、業務用資産については、継続的に収支の計画や実績を管理している場所別の管理会計上の区分を基本に、茶加工センター及び葬祭施設は単独で、直売所は店舗ごとに、支所及び営農経済センターは地理的に区分した地域単位でグルーピングを行っています。遊休資産については、各資産単位でグルーピングを行っています。本所及び一部の農業関連施設(カントリーエレベーター、育苗施設、農業倉庫等)については、他の資産グループの将来キャッシュ・フローの生成に寄与する共用資産としています。

支所及びATMの再編計画並びに乾燥調製施設の集中稼働計画について、令和3年6月19日開催の第43回通常総代会において整備計画の意思決定を行ったことから、当該整備計画に基づき資産グループを伴谷支所、柏木支所、大野支所、雲井支所については地区別単位のグループから、甲南カントリーエレベーターの不稼働部分、信楽ライスセンターの不稼働部分については共用資産グループから各々単独の資産単位に変更しています。

当事業年度に減損損失を計上した固定資産は、以下のとおりです。

(単位：千円)

区分	場所	用途	減損損失						
				建物	構築物	機械装置	器具・備品	土地	その他
業務用資産	信楽地区	店舗	13,192	8,870	911	—	887	2,496	28
遊休資産等	旧佐山店	貸与	1,482	1,207	—	—	—	275	—
遊休資産等	旧宮店	貸与	3,226	497	—	—	—	2,728	—
遊休資産等	旧柑子袋店	貸与	3,967	2,297	—	—	—	1,669	—
遊休資産等	旧下田店	貸与	2,991	2,872	89	—	—	3	26
遊休資産等	給油所施設	貸与	691	—	336	—	—	319	37
遊休資産等	甲賀CE(不稼働部分)	遊休	8,667	2,299	676	—	72	5,619	—
遊休資産等	甲南CE(不稼働部分)	遊休	15,668	5,783	4,026	3,539	59	2,260	—
遊休資産等	信楽RC(不稼働部分)	遊休	23,001	3,848	683	2,237	67	16,165	—
遊休資産等	大野支所(R4廃止予定)	遊休	19,627	18,647	902	—	76	2	—
遊休資産等	旧菩提寺店	遊休	1,844	1,340	353	—	—	151	—
遊休資産等	その他	遊休	76	29	—	—	—	45	2
合計	—	—	94,430	47,690	7,976	5,776	1,162	31,733	93

#### (2) 減損損失を認識するに至った経緯

信楽地区は、営業収支が2期連続赤字であると同時に、短期的に業績の回復が見込まれないことから、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として認識しました。

また、旧佐山店、旧宮店、旧柑子袋店、旧下田店、給油所施設は、賃貸用固定資産として使用されていますが、使用価値が帳簿価額まで達しないため、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として認識しました。

さらに、甲賀カントリーエレベーター・甲南カントリーエレベーター・信楽ライスセンターの不稼働部分、大野支所(令和4年度廃止予定)、旧菩提寺店、その他の遊休資産は、遊休資産であり早期処分対象であることから、回収可能価額で評価し、その差額を減損損失として認識しました。

### (3) 回収可能価額の算定方法

回収可能価額は「正味売却価額」を採用しており、その時価は不動産鑑定評価額に基づき算定しています。なお、重要性の乏しいものは固定資産税評価額等を基礎として算定しています。

## 金融商品に関する注記

### 1. 金融商品の状況に関する事項

#### (1) 金融商品に対する取り組み方針

当組合は、組合員や利用者から預かった貯金をもとに、組合員、利用者、地域内の企業及び団体等へ貸付を行っています。また、滋賀県信用農業協同組合連合会へ預入を行っているほか、国債や地方債、社債等の有価証券による運用を行っています。

#### (2) 金融商品の内容及びそのリスク

当組合が保有する金融資産は、主として滋賀県信用農業協同組合連合会に対する預金、当組合管内の組合員等に対する貸出金及び有価証券であり、預金は、金利変動によってもたらされる市場リスクや流動性リスクにさらされています。貸出金は、債務者の契約不履行によってもたらされる信用リスクにさらされています。また、有価証券は、主に債券であり、満期保有目的及びその他有価証券として保有しています。これらは発行体の信用リスク、金利及び市場価格の変動リスクにさらされています。

#### (3) 金融商品に係るリスク管理体制

##### ① 信用リスクの管理

当組合は、個別の重要案件または大口案件については理事会において対応方針を決定しています。また、通常の貸出取引については、本所にリスク管理課を設置し各支所と連携を図りながら、与信審査を行っています。審査にあたっては、取引先のキャッシュ・フロー等により償還能力の評価を行うとともに、担保評価基準等厳格な審査基準を設けて、与信判定を行っています。貸出取引において資産の健全性の維持・向上を図るため、資産の自己査定を厳正に行っています。不良債権については管理・回収の方針を作成・実践し、資産の健全化に取り組んでいます。また、資産査定の結果、貸倒引当金については「資産の償却・引当基準」に基づき必要額を計上し、資産及び財務の健全化に努めています。

##### ② 市場リスクの管理

当組合では、金利リスク、価格変動リスクなどの市場リスクを的確にコントロールすることにより、収益化及び財務の安定化を図っています。このため、財務の健全性維持と収益力強化とのバランスを重視したALMを基本に、資産・負債の金利感応度分析等を実施し、金融情勢の変化に機敏に対応できる柔軟な財務構造の構築に努めています。

とりわけ、有価証券運用については、市場動向や経済見通し等の投資環境分析及び当組合の保有有価証券ポートフォリオの状況やALMなどを考慮し、理事会において運用方針を定めるとともに、経営層で構成する経営企画会議や資金運用会議を定期的に開催して、日常的な情報交換及び意思決定を行っています。運用部門は、理事会で決定した運用方針及び資金運用会議で決定した方針等に基づき、有価証券の売買やリスクヘッジを行っています。運用部門が行った取引についてはリスク管理部門が適切な執行を行っているかどうか確認し、定期的にリスク量の測定を行い経営層に報告しています。

##### ・市場リスクに係る定量的情報

当組合で保有している金融商品はすべてトレーディング目的以外の金融商品です。当組合において、主要なリスク変数である金利リスクの影響を受ける主たる金融商品は、預金、貸出金、有価証券のうちその他有価証券に分類している債券、貯金及び借入金です。

当組合では、これらの金融資産及び金融負債について、期末後1年程度の金利の合理的な予想変動幅を用いた経済価値の変動額を、金利の変動リスクの管理にあたっての定量的分析に利用しています。

金利以外のすべてのリスク変数が一定であると仮定し、当事業年度末現在、指標となる金利が0.25%上昇すると想定した場合には、経済価値が423,713千円減少するものと把握しています。

当該変動額は、金利を除くリスク変数が一定の場合を前提としており、金利とその他のリスク変数の相関を考慮していません。

また、金利の合理的な予想変動幅を超える変動が生じた場合には、算定額を超える影響が生じる可能性があります。

##### ③ 資金調達に係る流動性リスクの管理

当組合では、資金繰りリスクについては、運用・調達について月次の資金計画を作成し、安定的な流動性の確保に努めています。また、市場流動性リスクについては、投資判断を行う上での重要な要素と位置付け、商品ごとに異なる流動性（換金性）を把握した上で、運用方針などの策定の際に検討を行っています。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価（時価に代わるものを含む。）には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額（これに準ずる価額を含む。）が含まれています。当該価額の算定においては、一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

(1) 金融商品の貸借対照表計上額、時価等

当事業年度末における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりです。

なお、市場価格のない株式等は、次表に含めず、(3)に記載しています。

(単位：千円)

種 類	貸借対照表計上額	時 価	差 額
預 金	138,614,431	138,615,785	1,354
有価証券	20,670,984	20,692,478	21,494
満期保有目的の債券	629,984	651,478	21,494
その他有価証券	20,041,000	20,041,000	
貸出金	23,200,556		
貸倒引当金（注）	△4,565		
貸倒引当金控除後	23,195,991	23,511,570	315,580
資産 計	182,481,406	182,819,833	338,427
貯 金	181,744,355	181,755,389	11,033
負債 計	181,744,355	181,755,389	11,033

(注) 貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を記載しています。

(2) 金融商品の時価の算定方法

【資産】

① 預金

満期のない預金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっています。満期のある預金については、期間に基づく区分ごとに、リスクフリーレートである翌日物金利スワップ（Overnight Index Swap、以下「OIS」という。）のレートで割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しています。

② 有価証券

債券は取引金融機関等から提示された価格によっています。

③ 貸出金

貸出金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映するため、貸出先の信用状態が実行後大きく異ならない限り、時価は帳簿価額と近似していることから当該帳簿価額によっています。

一方、固定金利によるものは、貸出金の種類及び期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額をリスクフリーレートであるOISのレートで割り引いた額から貸倒引当金を控除して時価に代わる金額として算定しています。

また、延滞債権・期限の利益を喪失した債権等については、帳簿価額から貸倒引当金を控除した額を時価に代わる金額としています。

【負債】

① 貯金

要求払貯金については、決算日に要求された場合の支払額（帳簿価額）を時価とみなしています。また、定期貯金については、期間に基づく区分ごとに、将来のキャッシュ・フローをリスクフリーレートであるOISのレートで割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しています。

(3) 市場価格のない株式等は次のとおりであり、これらは(1)の金融商品の時価情報に含まれません。

(単位：千円)

	貸借対照表計上額
外部出資	6,855,508
外部出資等損失引当金	△6,000
外部出資等損失引当金控除後	6,849,508

## (4) 金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

(単位：千円)

種 類	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
預 金	138,614,431	—	—	—	—	—
有価証券	1,105,000	805,000	205,000	905,000	805,000	16,705,000
満期保有目的の債券	105,000	105,000	5,000	305,000	105,000	5,000
その他有価証券の うち満期があるもの	1,000,000	700,000	200,000	600,000	700,000	16,700,000
貸出金 (注)	2,139,696	1,721,662	1,581,978	1,610,163	1,273,871	14,873,187
合 計	141,859,127	2,526,662	1,786,978	2,515,163	2,078,871	31,578,187

(注) 貸出金のうち、当座貸越161,893千円については「1年以内」に含めています。

## (5) 有利子負債の決算日後の返済予定額

(単位：千円)

種 類	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
貯 金 (注)	170,111,957	5,878,010	3,658,211	1,386,179	709,999	—

(注) 貯金のうち、要求払貯金については「1年以内」に含めています。

## 有価証券に関する注記

## 1. 満期保有目的の債券

(単位：千円)

	種 類	貸借対照表計上額	時 価	差 額
時価が貸借対照表 計上額を超えるもの	国 債	—	—	—
	地方債	30,000	31,548	1,548
	政府保証債	—	—	—
	社 債	499,984	520,450	20,466
	小計	529,984	551,998	22,014
時価が貸借対照表 計上額を超えないもの	国 債	—	—	—
	地方債	—	—	—
	政府保証債	—	—	—
	社 債	100,000	99,480	△520
	小計	100,000	99,480	△520
合 計		629,984	651,478	21,494

## 2. その他有価証券

(単位：千円)

	種 類	貸借対照表計上額	取得原価 または償却原価	差 額
貸借対照表計上額が 取得原価または償却 原価を超えるもの	国 債	1,784,500	1,693,591	90,909
	地方債	3,344,450	3,199,321	145,129
	政府保証債	708,890	699,637	9,253
	社 債	6,800,280	6,600,655	199,625
	小計	12,638,120	12,193,205	444,915
貸借対照表計上額が 取得原価または償却 原価を超えないもの	国 債	2,009,420	2,092,462	△83,042
	地方債	2,978,940	3,100,000	△121,060
	政府保証債	95,840	99,779	△3,939
	社 債	2,318,680	2,397,162	△78,482
	小計	7,402,880	7,689,403	△286,523
合 計		20,041,000	19,882,608	158,392

なお、上記の差額から繰延税金負債43,716千円を差し引いた114,676千円が、「その他有価証券評価差額金」に計上されています。

## 3. 当事業年度中に売却した満期保有目的の債券

当期に売却取引はありません。



#### 4. 当事業年度中に売却したその他有価証券

(単位：千円)

種類	売却額	売却益	売却損
債券	649,246	50,251	—
国債	221,294	22,299	—
地方債	215,262	15,262	—
社債	212,690	12,690	—
合計	649,246	50,251	—

#### 退職給付に関する注記

##### 1. 退職給付に係る注記

###### (1) 採用している退職給付制度の概要

職員の退職給付に充てるため、職員退職給付規程に基づき、退職一時金制度を採用しています。また、この制度に加え、同規程に基づき退職給付の一部に充てるため、住友生命保険相互会社との契約による確定給付型年金制度及び一般財団法人全国農林漁業団体共済会との契約による特定退職金共済制度を採用しています。

なお、当組合の準職員の退職給付制度は、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しています。

###### (2) 退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表（原則法）

(単位：千円)

期首における退職給付債務	1,624,955
勤務費用	84,219
利息費用	3,055
数理計算上の差異の発生額	△60,271
退職給付の支払額	△125,519
期末における退職給付債務	1,526,439

###### (3) 退職給付引当金の期首残高と期末残高の調整表（簡便法）

(単位：千円)

期首における退職給付引当金	13,681
退職給付費用	1,723
退職給付の支払額	△6,359
期末における退職給付引当金	9,046

###### (4) 年金資産の期首残高と期末残高の調整表（原則法）

(単位：千円)

期首における年金資産	584,424
期待運用収益	8,766
数理計算上の差異の発生額	△4,603
確定給付型年金制度への拠出金	44,319
退職給付の支払額	△51,320
期末における年金資産	581,587

###### (5) 退職給付債務及び年金資産の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金の調整表（原則法）

(単位：千円)

退職給付債務	1,526,439
年金資産	△581,587
未積立退職給付債務	944,851
未認識数理計算上の差異	8,581
貸借対照表計上額純額	953,433
退職給付引当金	953,433

(6) 退職給付債務及び年金資産の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金の調整表 (簡便法)

(単位: 千円)

退職給付債務	9,046
未積立退職給付債務	9,046
退職給付引当金	9,046

(7) 退職給付費用及びその内訳項目の金額 (原則法)

(単位: 千円)

勤務費用	84,219
利息費用	3,055
期待運用収益	△8,766
数理計算上の差異の費用処理額	9,988
合計	88,496

(8) 退職給付に関連する損益 (簡便法)

(単位: 千円)

簡便法で算定した退職給付費用	1,723
----------------	-------

(9) 年金資産の主な内訳

年金資産合計に対する主な分類ごとの比率は、次のとおりです。

一般勘定 100%

(10) 長期期待運用収益率の設定方法に関する記載

年金資産の長期期待運用収益率を決定するため、現在及び予想される年金資産の配分と年金資産を構成する多様な資産からの現在及び将来期待される長期の収益率を考慮しています。

(11) 割引率その他の数理計算上の計算基礎に関する事項

割引率 0.288%  
長期期待運用収益率 1.50%  
数理計算上の差異の処理年数 12年

## 2. 特例業務負担金の将来見込額

人件費 (うち福利厚生費) には、「厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律」附則第57条の規定に基づき、旧農林共済組合 (存続組合) が行う特例年金給付等の業務に要する費用に充てるため拠出した特例業務負担金 21,879 千円を含めて計上しています。

なお、当組合が、翌事業年度以降において負担すると見込まれる特例業務負担金の額は 242,954 千円となっています。

## 税効果会計に関する注記

### 1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生原因別の主な内訳

(単位：千円)

区 分	発 生 原 因	当事業年度
繰延税金資産	賞与引当金	16,877
	退職給付引当金	265,644
	役員退職慰労引当金	5,704
	未払費用	2,652
	固定資産減損損失	75,619
	特例業務負担引当金	67,055
	未収貸付金利息	27,863
	債権の直接償却額	45,959
	販売用不動産等減損損失	12,815
	借地権の減価償却費の否認	44,260
	繰越欠損金	5,342
	その他	11,668
	繰延税金資産 計	581,458
	評価性引当額	△241,984
繰延税金資産 合計 (A)	339,474	
繰延税金負債	その他有価証券評価差額金	△43,716
	資産除去債務に対応する費用	△1,336
	繰延税金負債 合計 (B)	△45,052
繰延税金資産の純額 (A+B)		294,422

### 2. 法定実効税率と法人税等負担率との差異の主な原因

(単位：%)

法定実効税率	27.6
(調整)	
交際費等永久に損金に算入されない項目	1.9
受取配当金等永久に益金に算入されない項目	△8.0
住民税均等割等	1.9
評価性引当額の増減	5.8
その他	0.8
税効果会計適用後の法人税等の負担率	30.0

## 収益認識に関する注記

「重要な会計方針に係る事項に関する注記の5. 収益及び費用の計上基準」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しています。

## その他の注記

### 1. オペレーティング・リース取引

解約可能なオペレーティング・リース取引の解約金の合計額は45,199千円です。

## 附属明細書

第44事業年度(令和3年4月1日から令和4年3月31日まで)

### 計算書類に関する事項

#### 1. 組合員資本

(単位：千円)

種 類	当期首残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高
出 資 金	2,532,685	130,795	95,630	2,567,850
資 本 準 備 金	112,281	—	—	112,281
利 益 剰 余 金	6,716,225	1,776,852	1,699,858	6,793,219
利 益 準 備 金	1,934,869	50,000	—	1,984,869
そ の 他 利 益 剰 余 金	4,781,356	1,726,852	1,699,858	4,808,350
営農施設修繕等積立金	1,000,000	—	1,000,000	—
施設修繕等積立金	—	1,100,000	384,000	716,000
有価証券価格変動積立金	201,334	—	—	201,334
税効果調整積立金	364,022	11,087	35,634	339,474
次期情報システム更改等積立金	39,000	—	—	39,000
経営健全化積立金	100,000	—	—	100,000
固定資産減損積立金	300,000	—	94,430	205,570
特別積立金	2,417,391	—	—	2,417,391
当期末処分剰余金	359,610	615,765	185,793	789,582
処 分 未 済 持 分	△ 21,675	△ 6,225	△ 21,675	△ 6,225
合 計	9,339,516	1,901,422	1,773,813	9,467,125

(注) 当期末処分剰余金の当期首残高は、会計方針の変更にかかる過年度遡及修正に関わる累積的影響額△10,619千円が含まれています

#### 目的積立金に関する注記

<b>(1) 施設修繕等積立金</b>	
積立目的	事業用施設および共用施設の固定資産投資および修繕等にかかる資金流出に備えるため
取崩基準	一施設にかかる固定資産投資額および修繕費・解体費の合計額が3,000万円を超える事業年度に相当額を取り崩す
積立目標	1,300,000千円
当期末残高	716,000千円
<b>(2) 有価証券価格変動積立金</b>	
積立目的	有価証券の著しい価格変動に伴う損失発生に備えるため
取崩基準	時価の著しい下落に伴う評価損計上(減損処理)等により、当期剰余金に重要な影響を与える事業年度に当該減損処理等相当額を取り崩す
積立目標	有価証券の期末帳簿残高(取得原価又は償却原価)の1/100
当期末残高	201,334千円
<b>(3) 税効果調整積立金</b>	
積立目的	税効果会計による繰延税金資産(法人税等の前払部分)について、回収時まで剰余金処分を留保するため
取崩基準	法人税等の前払金額が回収された事業年度において回収相当額を取り崩す
積立目標	繰延税金資産相当額
当期末残高	339,474千円
<b>(4) 次期情報システム更改等積立金</b>	
積立目的	令和3年度に全国共同運用センターの利用およびJ Aグループ滋賀の県統一情報システム更改にかかる必要な経費に充てるため
取崩基準	令和4年3月の次期情報システム更改時に取り崩す
積立目標	39,000千円
当期末残高	39,000千円
<b>(5) 経営健全化積立金</b>	
積立目的	資産査定における破綻懸念先・実質破綻先・破綻先の債権処理にかかる損失について経営に及ぼす影響を軽減するため
取崩基準	破綻懸念先・実質破綻先・破綻先に対する債権処理にかかる損失が当期剰余金に重要な影響を与える事業年度に相当額を取り崩す
積立目標	100,000千円
当期末残高	100,000千円
<b>(6) 固定資産減損積立金</b>	
積立目的	固定資産の遊休化やキャッシュフローの減少等による減損損失の発生について経営に及ぼす影響を軽減するため
取崩基準	減損損失が当期剰余金に重要な影響を与える事業年度に相当額を取り崩す
積立目標	300,000千円
当期末残高	205,570千円



## 2. 固定資産及び減価償却費

(単位：千円、%)

種類	当期首 残高	当期増加額	当期減少額	当期末 残高	減価償却累計額	償却 累計率	
			(減損損失)		当期償却額		
有形固定資産	建物	6,051,461	58,757	365,008 (47,690)	5,745,210	4,321,292 92,613	75.2
	構築物	885,144	10,933	41,897 (7,976)	854,179	741,795 14,268	86.8
	機械装置	2,307,125	377,435	308,737 (5,776)	2,375,823	2,169,014 24,115	91.3
	車両運搬具	155,929	8,776	2,512 (17)	162,193	146,504 10,332	90.3
	器具備品	583,523	6,403	53,313 (1,162)	536,613	457,757 28,334	85.3
	土地	1,257,234	—	34,433 (31,733)	1,222,801		
	計	11,240,417	462,303	805,901 (94,354)	10,896,820	7,836,362 169,662	71.9
無形固定資産	ソフトウェア	4,337	—	1,453 —	2,884	1,453	
	借地権	26	—	7 —	20	7	
	その他	2,455	—	76 (76)	2,379	—	
	計	6,819	—	1,536 (76)	5,283	1,460	
固定資産合計	11,247,236	462,303	807,436 (94,430)	10,902,103	7,836,362 171,121		

## 3. 外部出資

(単位：千円)

出資先		当期首残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高	
系統出資	滋賀県信用農業協同組合連合会	4,425,470	—	—	4,425,470	
	滋賀県厚生農業協同組合連合会	2,860	—	—	2,860	
	農林中央金庫	4,620	—	—	4,620	
	全国農業協同組合連合会	248,400	—	—	248,400	
	全国共済農業協同組合連合会	1,746,400	—	—	1,746,400	
	中央協同組合学園拠出金	550	—	—	550	
	滋賀県農業教育情報センター運営基金	6,484	—	—	6,484	
	計	6,434,784	—	—	6,434,784	
系統外出資	株	(株) 滋賀県農協電算センター	18,270	—	—	18,270
	(株) 日本農業新開	50	—	—	50	
	株	日本酪農協同(株)	9,099	—	—	9,099
	(株) 水口スポーツセンター	3,000	—	—	3,000	
	(株) 農協観光	0	—	—	0	
	(株) シガフードプロダクツ	2,000	—	—	2,000	
	(株) 滋賀重農機整備センター	300	—	—	300	
	石部公共サービス(株)	500	—	—	500	
	(株) 道の駅あいの土山	300	—	—	300	
	土山ハイウェイサービス(株)	1,000	—	—	1,000	
	(株) 忍者の里甲南	3,000	—	—	3,000	
(有) グリーンサポートこうか	3,000	—	—	3,000		
その他	滋賀県農業信用基金協会	129,730	—	—	129,730	
滋賀中央森林組合	85	—	—	85		
計	170,334	—	—	170,334		
子会社等出資	株	(株) 初穂	29,890	—	—	29,890
	(株) J A オートパルこうか	30,000	—	—	30,000	
	(株) J A ゆうハート	30,000	—	—	30,000	
	甲賀協同ガス(株)	152,500	—	—	152,500	
	(有) アグリ甲賀	2,000	—	—	2,000	
	(株) あいコムこうか	6,000	—	—	6,000	
計	250,390	—	—	250,390		
合計	6,855,508	—	—	6,855,508		

#### 4. 引当金等

(単位：千円)

種 類	当期首 残 高	当期増加額	当期減少額		当期末 残 高
			目的使用	その他	
貸 倒 引 当 金	8,927	4,698	—	8,427	5,198
一般貸倒引当金	8,427	4,698	—	8,427	4,698
うち信用事業	8,142	4,565	—	8,142	4,565
うち購買事業	165	89	—	165	89
そ の 他	120	44	—	120	44
個別貸倒引当金	500	—	—	—	500
うち信用事業	—	—	—	—	—
うち購買事業	—	—	—	—	—
そ の 他	500	—	—	—	500
外部出資等損失引当金	6,000	—	—	—	6,000
賞 与 引 当 金	66,291	61,150	66,291	—	61,150
退職給付引当金	997,136	90,219	124,877	—	962,479
役員退職慰労引当金	57,692	9,323	46,350	—	20,666
特例業務負担引当金	271,149	—	21,879	6,315	242,954
ポイント引当金	6,393	—	—	6,393	—
合 計	1,413,588	165,390	259,397	21,135	1,298,446

目的使用以外の減少理由

1. 貸倒引当金：洗替えによる戻入額8,427千円です。
2. 特例業務負担引当金：引当超過額の取崩額6,315千円です。

#### 5. 子会社等との取引並びに債権及び債務

##### (1) 子会社等との取引

(単位：千円)

会 社 名	取 引 内 容	収益総額	費用総額	備 考
(株) 初 穂	信用事業	117	21	収益：為替手数料等 / 費用：貯金利息等
	共済事業	660	—	
	購買事業	28,030	—	米・調味料等
	営農販売事業	151	5	
	そ の 他	2,397	259	収益：出資配当金等 / 費用：葬祭事業費用、会議費等
	計	31,354	284	
株 J A オートバルこうか	信用事業	—	1	貯金利息等
	共済事業	146	502	
	購買事業	1,315	—	
	営農販売事業	—	—	
	そ の 他	8,333	11,178	収益：貸貸料等 / 費用：車検代等
	計	9,794	11,681	
株 J A ゆうハート	信用事業	204	1	収益：貸出金利息等 / 費用：貯金利息等
	共済事業	360	—	
	購買事業	440	—	
	営農販売事業	1,698	—	
	そ の 他	5,518	66,246	収益：貸貸料等 / 費用：派遣料等
	計	8,220	66,247	
甲賀協同ガス(株)	信用事業	2,230	3	収益：貸出金利息等 / 費用：貯金利息等
	共済事業	807	—	
	購買事業	1	—	
	営農販売事業	1,079	—	
	そ の 他	3,582	7,796	収益：出資配当金等 / 費用：燃料等
	計	7,699	7,799	
(有) アグリ甲賀	信用事業	5	0	収益：貸出金利息等 / 費用：貯金利息等
	共済事業	26	—	
	購買事業	2,730	—	資材等
	営農販売事業	—	—	
	そ の 他	6	1	
	計	2,767	1	
株 あいコムこうか	信用事業	—	1	貯金利息等
	共済事業	57	—	
	購買事業	—	—	
	営農販売事業	—	—	
	そ の 他	807	2,791	収益：貸貸料等 / 費用：通信費等
	計	864	2,792	
合 計		60,698	88,805	

## (2) 子会社等に対する債権及び債務

(単位：千円)

会社名	取引内容	債権			債務		
		当期首残高	当期末残高	増減	当期首残高	当期末残高	増減
株 初 穂	貸出金	—	—	—	—	—	—
	貯金	—	—	—	213,596	228,503	14,907
	購入未収金	2,854	2,888	34	—	—	—
	その他	10	66	56	24	38	14
	計	2,864	2,955	91	213,620	228,541	14,921
株 JA オートバルこうか	貸出金	—	—	—	—	—	—
	貯金	—	—	—	53,139	55,701	2,562
	購入未収金	254	311	57	—	—	—
	その他	66	66	—	757	1,746	989
	計	320	377	57	53,896	57,447	3,550
株 JA ゆうハート	貸出金	17,266	14,079	△ 3,188	—	—	—
	貯金	—	—	—	122,560	93,855	△ 28,705
	購入未収金	10	26	16	—	—	—
	その他	108	110	3	8,943	7,726	△ 1,217
	計	17,384	14,215	△ 3,169	131,504	101,581	△ 29,923
株 甲賀協同ガス	貸出金	79,280	67,940	△ 11,340	—	—	—
	貯金	—	—	—	122,729	204,336	81,607
	購入未収金	—	—	—	—	—	—
	その他	139,955	97,944	△ 42,012	472	582	110
	計	219,235	165,884	△ 53,352	123,200	204,917	81,717
(有) アグリ甲賀	貸出金	3,203	4,565	1,362	—	—	—
	貯金	—	—	—	4,463	2,678	△ 1,786
	購入未収金	2,340	830	△ 1,509	—	—	—
	その他	—	—	—	—	—	—
	計	5,543	5,395	△ 147	4,463	2,678	△ 1,786
株 あいコムこうか	貸出金	—	—	—	—	—	—
	貯金	—	—	—	100,452	17,581	△ 82,871
	購入未収金	—	—	—	—	—	—
	その他	—	—	—	223	223	—
	計	—	—	—	100,675	17,804	△ 82,871
合計		245,346	188,826	△ 56,520	627,358	612,967	△ 14,391

## 6. 事業管理費

(単位：千円)

損益計算書科目	項目	金額
人件費	役員報酬	58,975
	給料手当	1,405,532
	(うち賞与引当金繰入額)	(61,150)
	福利厚生費	254,576
	(うち特例業務負担引当金戻入益)	(△ 6,315)
	退職給付費用	90,219
	役員退職慰労引当金繰入額	9,323
	役員退職慰労金	2,014
	計	1,820,640
業務費	旅費	2,135
	会議費	1,322
	接待交際費	878
	宣伝広告費	8,471
	通信費	19,439
	印刷・消耗品費	27,256
	図書・研修費	9,514
	事務委託費	192,567
業務委託費	225,161	
	計	486,742
諸税負担金	租税公課	72,369
	支払賦課金	18,012
	分担金	9,197
	計	99,579
施設費	保守修繕費	54,505
	保険料	17,020
	水道光熱費	45,846
	賃借料	66,744
	消耗備品費	15,272
	車輻費	18,760
	施設管理費	44,410
	資産除去債務利息費用	36
減価償却費	155,870	
	計	418,461
その他事業管理費	雑費	16,260
事業管理費合計		2,841,682

## 剰余金処分案（第44事業年度）

（単位：円）

科 目	金 額
1. 当期末処分剰余金	789,581,612
2. 剰余金処分額	593,631,913
(1) 利益準備金	30,000,000
(2) 任意積立金	538,430,185
施設修繕等積立金	534,000,000
固定資産減損積立金	4,430,185
(3) 出資配当金	25,201,728
3. 次期繰越剰余金	195,949,699

### 注記

1. 出資配当金は、年1.0%の割合とし、各組合員の指定口座に振込みます。なお、令和3年度内の払込分については、日割り計算とします。
2. 次期繰越剰余金には、営農・生活・文化改善に充てるための教育情報繰越金15,000,000円が含まれています。
3. 任意積立金における目的積立金の種類及び積立目標額、積立目的、取崩基準等は別表のとおりです。

### 別表

（単位：円）

目的積立金名	積立目標額	積立目的	取崩基準	当期末残高	積立後残高
施設修繕等積立金	1,300,000,000	事業用施設および共用施設の固定資産投資および修繕等にかかる資金流出に備えるため	一施設にかかる固定資産投資額および修繕費・解体費の合計額が3,000万円を超える事業年度に相当額を取り崩す	716,000,000	1,250,000,000
有価証券価格変動積立金	有価証券の期末帳簿残高(取得原価又は償却原価)の1/100	有価証券の著しい価格変動に伴う損失発生に備えるため	時価の著しい下落に伴う評価損計上(減損処理)等により、当期剰余金に重要な影響を与える事業年度に当該減損処理等相当額を取り崩す	201,333,740	201,333,740
税効果調整積立金	繰延税金資産相当額	税効果会計による繰延税金資産(法人税等の前払部分)について、回収時まで剰余金処分を留保するため	法人税等の前払金額が回収された事業年度において回収相当額を取り崩す	339,474,324	339,474,324
次期情報システム更改等積立金	39,000,000	令和3年度に全国共同運用センターの利用およびJAグループ滋賀の県統一情報システム更改にかかる必要な経費に充てるため	令和4年3月の次期情報システム更改時に取り崩す	39,000,000	39,000,000
経営健全化積立金	100,000,000	資産査定における破綻懸念先・実質破綻先・破綻先の債権処理にかかる損失について経営に及ぼす影響を軽減するため	破綻懸念先・実質破綻先・破綻先に対する債権処理にかかる損失が当期剰余金に重要な影響を与える事業年度に相当額を取り崩す	100,000,000	100,000,000
固定資産減損積立金	300,000,000	固定資産の遊休化やキャッシュフローの減少等による減損損失の発生について経営に及ぼす影響を軽減するため	減損損失が当期剰余金に重要な影響を与える事業年度に相当額を取り崩す	205,569,815	210,000,000

### 次期情報システム更改等積立金の取崩基準等の変更

次期情報システム更改等積立金については、JAグループ滋賀の県統一情報システム更改にかかる必要経費に充てるため、目的積立金として積み立てております。

当初、更改時期を令和4年3月予定としていたため、同時期に取り崩すことを取崩基準として定めておりましたが、更改時期が令和5年7月に決定されたことを受け、別表の積立目的、取崩基準を以下のとおり変更します。なお、積立目標額、積立残高等の変更はありません。

〔積立目的〕 JAグループ滋賀の県統一情報システム更改にかかる必要な経費に充てるため。

〔取崩基準〕 次期情報システム更改に伴う支出を行った年度において、その要した金額を取り崩す。



## 独立監査人の監査報告書

令和4年5月26日

甲賀農業協同組合  
理事会 御中

みのり監査法人  
東京都港区  
指定社員 公認会計士 桂 木 茂  
業務執行社員  
  
指定社員 公認会計士 笠 原 則 人  
業務執行社員

### <計算書類等監査>

#### 監査意見

当監査法人は、農業協同組合法第37条の2第3項の規定に基づき、甲賀農業協同組合の令和3年4月1日から令和4年3月31日までの第44事業年度の剰余金処分案を除く計算書類等、すなわち貸借対照表、損益計算書及び注記表並びにその附属明細書(以下、これらの監査の対象書類を「計算書類等」という。)について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、農業協同組合法及び同施行規則並びに我が国において一般に公正妥当と認められる会計の慣行に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、組合から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書、部門別損益計算書、事業別明細並びに子会社及び関連会社決算書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監事の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における理事の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等の監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

#### 計算書類等に対する経営者及び監事の責任

経営者の責任は、農業協同組合法及び同施行規則並びに我が国において一般に公正妥当と認められる会計の慣行に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続組合の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、農業協同組合法及び同施行規則並びに我が国において一般に公正妥当と認められる会計の慣行に基づいて継続組合に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監事の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における理事の職務の執行を監視することにある。

#### 計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行わ

れた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

- ・ 経営者が継続組合を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続組合の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続組合の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、組合は継続組合として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、農業協同組合法及び同施行規則並びに我が国において一般に公正妥当と認められる会計の慣行に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監事に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

#### <剰余金処分案に対する意見>

##### 剰余金処分案に対する監査意見

当監査法人は、農業協同組合法第 37 条の 2 第 3 項の規定に基づき、甲賀農業協同組合の令和 3 年 4 月 1 日から令和 4 年 3 月 31 日までの第 44 事業年度の剰余金処分案（剰余金処分案に対する注記を含む。以下同じ。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の剰余金処分案が法令又は定款に適合しているものと認める。

##### 剰余金処分案に対する経営者及び監事の責任

経営者の責任は、法令又は定款に適合した剰余金処分案を作成することにある。

監事の責任は、剰余金処分案作成における理事の職務の執行を監視することにある。

##### 剰余金処分案に対する監査における監査人の責任

監査人の責任は、剰余金処分案が法令又は定款に適合して作成されているかについて意見を表明することにある。

##### 利害関係

組合と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

## 監査報告書

私たち監事は、令和3年4月1日から令和4年3月31日までの第44事業年度の理事の職務の執行を監査しました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

### 1 監査の方法及びその内容

各監事は、当組合の監事監査規程に準拠し、他の監事と意思疎通及び情報の交換を図るほか、監査の方針、監査計画等に従い、理事、内部監査部門その他職員等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。

- ① 理事会その他重要な会議に出席し、理事及び職員等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本所及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査しました。また、子会社等については、子会社等の取締役、及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社等から事業の報告を受けました。
- ② 事業報告に記載されている理事の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制の整備に関する理事会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、理事及び職員等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明しました。
- ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（農業協同組合法施行規則第151条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書並びに計算書類（貸借対照表、損益計算書、注記表、剰余金処分案）及びその附属明細書について検討いたしました。

### 2 監査の結果

#### (1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、組合の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 理事の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する理事会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び理事の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

#### (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人「みのり監査法人」の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

令和4年5月27日

甲賀農業協同組合

代表監事	大平 啓治	Ⓜ	監 事	谷口 三彦	Ⓜ
常勤監事	設楽 靖夫	Ⓜ	監 事	中村 一美	Ⓜ
監 事	岡根 芳仁	Ⓜ			

(注) 監事中村一美は農業協同組合法第30条第14項に定める員外監事であります。



# 部門別損益計算書

第44事業年度 ( 令和3年4月1日から  
令和4年3月31日まで ) 部門別損益計算書

(単位：千円)

区 分	合 計	信用事業	共済事業	農業関連 事業	生活その他 事業	営農指導 事業	共通管理費等
事業収益	6,304,556	1,245,006	987,850	3,458,679	580,723	32,297	
事業費用	3,275,275	110,395	53,436	2,682,630	395,883	32,931	
事業総利益	3,029,281	1,134,611	934,414	776,049	184,841	△ 634	
事業管理費	2,841,682	998,073	599,913	922,548	190,369	130,779	
（うち減価償却費）	(155,870)	(48,256)	(21,217)	(71,760)	(10,897)	(3,739)	
（うち人件費）	(1,820,640)	(668,093)	(462,782)	(447,049)	(130,127)	(112,590)	
うち共通管理費		184,170	116,410	168,366	33,053	14,461	△ 516,461
（うち減価償却費）		(4,356)	(2,753)	(3,982)	(782)	(342)	(△ 12,216)
（うち人件費）		(72,673)	(45,935)	(66,437)	(13,043)	(5,706)	(△ 203,793)
事業利益	187,599	136,538	334,501	△ 146,499	△ 5,528	△ 131,413	
事業外収益	153,115	56,176	32,598	50,591	9,684	4,066	
うち共通分		51,508	32,557	47,088	9,244	4,044	△ 144,442
事業外費用	30,447	10,801	6,304	8,923	1,852	2,568	
うち共通分		9,653	6,101	8,825	1,732	758	△ 27,069
経常利益	310,266	181,913	360,795	△ 104,831	2,304	△ 129,915	
特別利益	303,533	107,224	67,774	98,023	19,244	11,269	
うち共通分		107,224	67,774	98,023	19,244	8,419	△ 300,683
特別損失	468,321	162,303	102,588	158,707	29,129	15,594	
うち共通分		162,303	102,588	148,375	29,129	12,744	△ 455,139
税引前当期利益	145,478	126,834	325,981	△ 165,516	△ 7,581	△ 134,240	
営農指導事業分配賦額		41,829	37,426	33,855	21,129	△ 134,240	
営農指導事業分配賦後 税引前当期利益	145,478	85,005	288,555	△ 199,371	△ 28,711		

(注1) 千円未満を四捨五入して表示しているため、合計の計算結果に差額が生じている場合があります。

(注2) 1. 共通管理費等及び営農指導事業の他部門への配賦基準等

(1) 共通管理費等：事業管理費（人件費除く）割＋人員割＋事業総利益割の平均値

(2) 営農指導事業：均等割＋事業総利益割の平均値

2. 配賦割合（1の配賦基準で算出した割合％）

区 分	信用事業	共済事業	農業関連 事業	生活その他 事業	営農指導 事業	計
共通管理費等	35.66	22.54	32.60	6.40	2.80	100.00
営農指導事業	31.16	27.88	25.22	15.74		100.00

# 事業別の明細

## 1. 信用事業

(単位：千円、%)

種 類	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	前年比				
貯	金	180,580,348	181,417,890	180,567,294	181,744,355	100.7			
当座性貯	金	56,027,202	61,310,515	69,213,462	74,676,180	107.9			
定期貯	金	118,880,740	114,665,073	106,702,786	103,197,266	96.7			
定期積	金	5,672,406	5,442,302	4,651,046	3,870,909	83.2			
貸	出	金	23,605,962	22,307,507	22,287,002	23,200,556	104.1		
手形貸付	金	103,856	95,240	96,368	68,462	71.0			
証書貸付	金	22,516,145	21,982,190	22,013,689	22,970,200	104.3			
当座貸越		257,961	230,077	176,946	161,893	91.5			
金融機関貸付	金	728,000	—	—	—	—			
預	金	135,601,923	139,026,456	138,459,083	138,614,431	100.1			
系統預	金	135,598,676	139,023,158	138,455,653	138,611,329	100.1			
系統外預	金	3,248	3,297	3,430	3,102	90.4			
有	価	証	券	23,032,006	20,381,395	20,254,927	20,670,984	102.1	
国	債	3,638,010	2,066,220	2,928,700	3,793,920	129.5			
地	方	債	8,243,970	6,964,005	6,047,375	6,353,390	105.1		
政	府	保	証	債	836,339	833,478	821,740	804,730	97.9
社	債	10,313,688	10,517,692	10,457,112	9,718,944	92.9			

## 2. 共済事業

### (1) 長期共済保有高

(単位：千円、件、%)

種 類	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	件数	共済付加収入	前年比
終身共済	188,921,209	178,910,943	168,400,515	156,555,693	18,716	136,689	93.0
定期生命共済	1,471,000	1,577,900	1,969,400	2,614,900	272	4,165	132.8
養老生命共済	76,955,591	66,905,931	59,247,740	52,874,215	8,434	62,537	89.2
うちこども共済	20,612,535	19,788,835	19,053,935	18,119,831	5,117	30,597	95.1
医療共済	2,853,300	2,517,400	2,102,500	1,719,850	10,783	83,443	81.8
がん共済	362,500	349,000	338,000	323,500	2,246	6,172	95.7
定期医療共済	777,700	725,400	676,800	607,500	965	2,476	89.8
介護共済	1,897,985	2,395,077	3,263,925	4,151,717	1,665	17,893	127.2
生活障害共済	—	—	—	—	689	5,981	—
特定重度疾病共済	—	—	—	—	741	4,824	—
年金共済	2,615,200	2,414,200	2,023,200	1,798,200	9,890	55,433	88.9
建物更生共済	239,582,608	235,946,518	233,109,431	228,050,314	15,379	293,234	97.8
合計	515,437,094	491,742,370	471,131,514	448,695,891	69,780	672,852	95.2

- (注) 1. 金額は保障金額（がん共済はがん死亡共済金額、医療共済および定期医療共済は死亡給付金額（付加された定期特約金額等を含む。）、介護共済は一時払契約の死亡給付金額、年金共済は付加された定期特約金額）を表示しています。  
2. 平成5年度以前に契約された養老生命、こども、終身、年金の各共済契約については、生命総合共済に合算して計上しています。

### (2) 医療系共済の入院共済金額保有高

(単位：千円、件、%)

種 類	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	件数	前年比
医療共済	55,679	56,556	57,960	45,606	10,783	78.7
	—	—	—	408,410		—
がん共済	10,060	10,745	11,361	12,048	2,246	106.0
定期医療共済	4,909	4,526	4,264	3,777	965	88.6
合計	70,649	71,827	73,585	61,431	13,994	83.5
	—	—	—	408,410		—

(注) 医療共済の金額は上段に入院共済金額、下段に治療共済金額、がん共済及び定期医療共済の金額は入院共済金額です。

### (3) 介護共済・生活障害共済・特定重度疾病共済の共済金額保有高

(単位：千円、件、%)

種 類	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	件数	前年比
介護共済	2,472,658	3,019,848	3,946,132	4,913,655	165	124.5
生活障害共済（一時金型）	193,500	861,500	2,354,600	3,509,600	538	149.1
生活障害共済（定期年金型）	24,100	42,700	97,100	130,100	151	134.0
特定重度疾病共済	—	—	499,100	754,400	741	151.2

(注) 金額は介護共済は介護共済金額、生活障害共済は生活障害共済金額または生活障害年金年額、特定重度疾病共済は特定重度疾病共済金額です。

(4) 年金共済の年金保有高

(単位：千円、件、%)

種 類	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	件数	前年比
年金開始前	2,545,132	3,219,909	4,047,638	4,095,408	6,580	101.2
年金開始後	1,597,129	1,645,049	1,619,788	1,594,108	3,310	98.4
合 計	4,142,262	4,864,958	5,667,426	5,689,516	9,890	100.4

(注) 金額は年金金額(利率変動型年金にあっては、最低保証年金額)です。

(5) 短期共済新契約高

(単位：千円、件、%)

種 類	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	件数	掛金	前年比
火災共済	27,549,930	26,696,040	26,410,830	26,911,280	1,764	24,275	101.9
自動車共済					20,677	904,591	—
傷害共済	117,788,400	112,331,200	78,579,700	80,155,100	25,240	24,270	102.0
定額定期生命共済	12,000	12,000	12,000	12,000	3	64	100.0
賠償責任共済					506	1,000	—
自賠責共済					9,675	187,512	—
合 計					57,865	1,141,714	—
共済付加収入	285,478	280,990	267,906	253,389			94.6

(注) 金額は保障金額です。

3. 購買事業

(1) 購買品取り扱い高

(単位：千円、%)

種 類	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	前年比	
生産資材	肥料	401,240	388,905	388,248	386,946	99.7
	農薬	236,226	227,556	219,883	218,996	99.6
	飼料	47,619	39,637	44,191	46,556	105.4
	その他生産資材	167,294	188,795	152,958	149,561	97.8
	計	852,380	844,894	805,281	802,059	99.6
生活物資	食品	242,108	219,804	223,312	217,788	97.5
	一般食品	206,213	181,018	192,372	196,856	102.3
	日用保健雑貨	133,618	129,004	160,543	131,538	81.9
	計	581,939	529,827	576,227	546,181	94.8
合 計	1,434,319	1,374,720	1,381,507	1,348,240	97.6	

4. 販売事業

(1) 受託販売品取り扱い高

(単位：千円、%)

種 類	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	前年比	
米	1,258,048	692,141	—	—	—	
米以外の農産物	麦	17,717	26,136	21,350	29,905	140.1
	雑穀・豆類	105,937	113,586	116,013	105,992	91.4
	麦・豆・雑穀計	123,655	139,721	137,363	135,897	98.9
	野菜類	467,498	452,784	489,052	454,846	93.0
	茶	344,844	262,500	187,309	220,118	117.5
	その他農産物	1,415	1,523	554	820	148.0
	花卉類	4,271	4,931	6,578	5,168	78.6
米以外農産物計	941,683	861,458	820,856	816,850	99.5	
畜産物	牛乳	425,480	436,666	481,445	454,794	94.5
	肉用牛	160,743	197,054	176,429	233,500	132.3
	その他畜産物	38,000	55,361	46,869	46,175	98.5
	畜産物計	624,224	689,081	704,743	734,469	104.2
合 計	2,823,954	2,242,679	1,525,599	1,551,319	101.7	

(2) 買取販売品取り扱い高

(単位：千円、%)

種 類	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	前年比
米	169,631	770,101	1,551,951	1,555,013	100.2
雑穀	—	—	2,990	—	—
野菜類	243,420	225,345	231,661	222,773	96.2
その他農畜産物	24,958	21,522	34,777	36,895	106.1
花卉類	—	—	—	3,394	—
合 計	438,009	1,016,968	1,821,378	1,818,075	99.8

## 5. 保管事業

(単位：千円、%)

項目		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	前年比
収 益	保管料	21,899	15,859	6,562	2,940	44.8
	その他の収益	6,089	4,071	2,078	2,212	106.4
	計	27,988	19,930	8,640	5,152	59.6
費 用	保管資材費	219	369	249	250	100.4
	保管電力費	2,530	2,474	2,618	2,752	105.1
	その他の費用	4	13	9	1	11.1
	計	2,753	2,856	2,876	3,003	104.4
保管事業総利益		25,235	17,073	5,764	2,149	37.3

## 6. 加工事業

(単位：千円、%)

項目		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	前年比
収 益	製茶収益	489	238	319	283	88.7
	再製茶収益	138,853	46,280	185,532	102,773	55.4
	計	139,342	46,519	185,852	103,056	55.5
費 用	製茶費用	200	103	103	115	111.7
	再製茶費用	115,038	24,218	152,509	84,109	55.2
	計	115,238	24,321	152,613	84,224	55.2
加工事業総利益		24,104	22,198	33,239	18,833	56.7

## 7. 利用事業

(単位：千円、%)

項目		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	前年比
収 益	育苗収益	166,683	169,559	173,953	162,654	93.5
	カントリー収益	128,001	126,832	129,200	107,075	82.9
	ライスセンター収益	12,561	12,503	12,491	11,923	95.5
	観光利用収益	7,088	8,066	2,678	113	4.2
	葬祭利用収益	370,843	434,150	298,594	302,311	101.2
	その他の利用収益	47,084	69,346	46,243	59,596	128.9
	計	732,260	820,457	663,159	643,672	97.1
費 用	育苗費用	50,739	53,282	57,313	48,119	84.0
	カントリー費用	47,836	50,642	46,713	29,297	62.7
	ライスセンター費用	3,702	3,367	3,312	3,401	102.7
	観光利用費用	188	631	61	3	4.9
	葬祭利用費用	234,118	284,298	173,338	171,113	98.7
	その他の利用費用	6,588	6,178	5,763	6,223	108.0
	計	343,170	398,398	286,501	258,156	90.1
利用事業総利益		389,090	422,058	376,658	385,516	102.4

## 8. 指導事業

(単位：千円、%)

項目		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	前年比
収 入	指導事業補助金	12,880	7,609	11,179	4,274	38.2
	営農実費収入	1,407	1,329	1,225	1,034	84.4
	畜産実費収入	23,574	23,814	27,456	24,717	90.0
	生活実費収入	8,776	7,666	4,913	5,377	109.4
	指導雑収入	6,947	8,854	8,370	3,668	43.8
	計	53,584	49,272	53,143	39,070	73.5
支 出	営農改善指導費	8,510	3,094	2,891	2,035	70.4
	畜産改善指導費	28,007	26,565	34,452	23,670	68.7
	生活文化改善指導費	8,841	7,652	5,088	5,733	112.7
	広報活動費	18,388	19,243	11,489	10,633	92.5
	組織指導費	5,276	5,278	5,178	5,076	98.0
	農政活動費	3,425	2,120	2,155	2,150	99.8
	指導雑費	984	1,395	725	503	69.4
	計	73,433	65,347	61,978	49,800	80.4
指導事業収支差額		△ 19,849	△ 16,075	△ 8,834	△ 10,730	78.5



## 第2号議案説明資料

### 令和4年度（第45事業年度）事業計画

#### I. これまでの自己改革の取り組みについて

当組合は、組合員のみなさまとの対話に基づき、「農家組合員の所得増大と農業生産の拡大」「総合事業による地域の活性化とくらしの支援」「自己改革を支える経営基盤の確立」を基本目標とする自己改革に取り組んできました。

平成29年度からの第14次3ヵ年計画では「自己改革工程表」を策定し、計画の実践に向けた工程を組合員のみなさまに示しました。平成29年度から平成30年度に実施した「JAの自己改革に関する組合員調査」では、多くの正組合員のみなさまから一定の評価と自己改革への一層の期待、また、多くの准組合員のみなさまから総合事業の必要性や地域農業を応援したいとの声をいただきました。令和2年度からは第15次3ヵ年計画として新たな3ヵ年の自己改革工程表を策定し、現在も不断の自己改革に取り組んでいます。

令和4年度は第15次3ヵ年計画の最終年度となります。令和3年12月に開催された滋賀県JA大会の決議事項である「持続可能な農業・地域共生の未来づくり」を踏まえ、これからも地域になくはないJAであり続けるため、組合員のみなさまとの対話を通じて自己改革の評価を把握し、次の改革に繋げるよう自己改革実践サイクル（PDCA）を回していくことで計画の着実な実践に取り組めます。

#### II. 農家組合員の所得増大・農業生産の拡大について

「夢のある地域農業づくり」をビジョンとする農家組合員の所得増大・農業生産の拡大に向けた令和4年度の主な取り組みは以下の通りです。

##### (1) 選択制のある米づくり

- ①品質向上に向けた高温耐性品種（みずかがみ、きぬむすめ）への転換
- ②業務用契約栽培米の作付拡大

##### (2) 野菜・果樹・花卉の複合経営の促進

- ①甲賀の野菜（忍シリーズ野菜）の契約販売先の拡大
- ②伝統野菜の生産拡大
- ③果樹・花卉の拡大と協同組合間協同の促進

##### (3) 農業省力化の推進

- ①県内JA統一銘柄肥料や一発型肥料の普及
- ②スマート農業の導入支援
- ③ハウスリースや農機貸出の促進

##### (4) 地産地消と食農教育の促進

- ①学校給食や生協等との懇談会を通じた地域農産物供給の促進

##### (5) 担い手づくりと事業承継の支援

- ①集落法人の担い手を中心とした青壮年部の設立
- ②中小規模農家を中心とした経営診断の実施



契約玉葱の無選別出荷（選別機導入）



ラジコン草刈機研修会

### Ⅲ. 地域の活性化について

「心豊かで安心して暮らせる地域づくり」「元気なJAづくり」をビジョンとする地域の活性化やJAファンの拡大に向けた令和4年度の主な取り組みは以下の通りです。

- (1) 営農指導員による農業経営診断と融資相談員が連携した農業関連融資の対応強化
- (2) 相続や年金、資産活用等の相談窓口の充実
- (3) 地区ふれあい委員会を中心とした1地区1協同活動の実施
- (4) SNS (LINE 等) を活用した情報発信の強化
- (5) 健康寿命100歳プロジェクト (組合員健診・健康教室等) の展開



JAこうか女性部「サンシャイン倶楽部」  
(ウォーキング)

### Ⅳ. 経営基盤の確立・強化について

管内の農家数は平成28年から令和2年までの5年間で約2割減少しています。一方、農家数の減少に対して経営耕地面積の減少幅は5%程度に留まっており、現状は当組合の販売品販売高は30億円前後で推移している状況です。

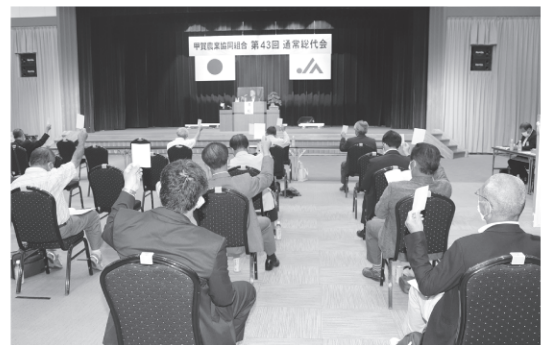
こうした中、5年後の収支シミュレーションを行ったところ、5年後には現状と比べて事業総利益は減少するものの、一定水準の事業利益を確保できる見通しとなりました。令和4年度からの支所及びATMの再編整備や乾燥調製施設の集中稼働等、自己改革及び経営基盤強化の取り組みの成果が見られ、確実な実践に取り組んでいく必要があります。

これからも販売力の強化を通じた事業伸長や、デジタル化の促進による業務の効率化等、さらなる事業改革に取り組んでいくことで持続性のある経営を確立します。

### Ⅴ. 組合員との対話について

自己改革の実践にあたっては、地区運営委員会や総代懇談会、担い手訪問活動のみならず准組合員懇談会や直売所モニター等、准組合員の声も聴くことで正組合員と准組合員が一体となった運営を実現し、対話を通して改革の評価を把握します。

また、地域農業の応援団でもある准組合員の事業利用にあたっては、正・准組合員の利用状況を把握し、地域農業の振興に繋がる取り組みを進めてまいります。



第43回通常総代会



准組合員懇談会「パートナーミーティング」



## VI. 令和4年度部門別重点取り組み計画【自己改革工程表】

### ■夢のある地域農業づくり【営農経済部門・農産販売部門】

#### 1. 選択制のある米づくりによる近江米の振興

- (1) 特別栽培米、業務用契約栽培米、水田活用米穀等、経営規模や地域に応じて選択できる米づくりを推進します。

評価指標	令和3年度計画	令和3年度実績	令和4年度計画
特別栽培米の良食味（タンパク含有6.4%以下）実績	特別栽培米の50.0%以上	特別栽培米の27.9%	特別栽培米の50%以上
業務用契約栽培米「きぬむすめ」の作付面積	125.0ha	131.6ha	135.0ha

- (2) 業務用多収品種「あきだわら」の普及と新品種（早生・晩生）の導入に取り組みます。

評価指標	令和3年度計画	令和3年度実績	令和4年度計画
業務用多収品種「あきだわら」の作付面積	30.0ha	21.8ha	40.0ha
品質向上に向けた高温耐性品種「みずかがみ」「きぬむすめ」への転換	—	—	108.0ha 1等比率80%
新品種の検証（早生・晩生品種）	実証圃場4件	実証圃場6件	導入10.0ha

- (3) マーケットインの視点に基づく新規需要米や加工品の開発に取り組みます。

評価指標	令和3年度計画	令和3年度実績	令和4年度計画
JAS有機米の試験と検証	販売計画策定	販売開始	販売継続 新規取り組み研修会の開催
米の加工品（レトルト・パック商品等）の開発	開発	販売（パック赤飯）	継続

#### 2. 「こうか型園芸産地」づくりに向けた甲賀の野菜・果樹・花卉の振興

- (1) 野菜・果樹・花卉を取り入れた複合経営を推進し、経営規模に応じた多様な生産者の経営を支援します。

評価指標	令和3年度計画	令和3年度実績	令和4年度計画
野菜の作付農家数	180戸	165戸	180戸
果樹の作付農家数	50戸	49戸	50戸
花卉の作付農家数	40戸	39戸	40戸

- (2) 契約販売や市場出荷の拡大に向けた生産指導から販売までの一貫した対応を強化します。

評価指標	令和3年度計画	令和3年度実績	令和4年度計画
甲賀のゆめ丸商忍隊等による営農振興会議の開催	月1回開催	月1回開催	月1回開催
重点野菜や忍シリーズ野菜等の契約販売件数	15件	21件	25件
有機・減農薬野菜等の取り組み	実証圃場による検証	実証圃場設置 (水口2ヵ所)	販売計画策定
野菜等の栽培・販売研修会の開催	栽培研修会30回 販売研修会2回	栽培研修会41回 販売研修会3回	栽培研修会45回 販売研修会3回

- (3) 野菜等の生産に係る機械投資や作業負担を軽減するため、定植機や収穫機の貸出及び㈱J A ゆうハートとの連携による農作業支援を継続します。

評価指標	令和3年度計画	令和3年度実績	令和4年度計画
農業機械貸出件数	70件	85件	90件
人材派遣による農作業支援の新規件数	3件	3件	7件

(4) 伝統野菜の地理的表示保護制度（G I）の申請等を進め、安定した生産と実需者への契約販売を拡大します。

評価指標	令和3年度計画	令和3年度実績	令和4年度計画
水口かんぴょうのG I登録	認可待ち	認可待ち	登録予定
伝統野菜のG I登録	検討・申請	伝統野菜部会との協議	継続協議

(5) 「花野果市・ここぴあ」を起点とし、地域農業の理解促進と地産地消の拡大に向けた取り組みを継続します。

評価指標	令和3年度計画	令和3年度実績	令和4年度計画
新規出荷者説明会の開催（地区別開催含む）	30回	30回	30回
店舗イベント企画会議の開催	12回	12回	12回
有機や環境こだわり等の特色を活かしたコーナーの設置	継続	継続 (環境こだわりブース設置)	継続
店舗サポーター会議の開催	4回	6回	4回
店舗利用者参加型イベントの開催	2回	2回	2回

### 3. 良質茶づくりと加工品開発による近江の茶の振興

(1) 荒茶成分分析や土壌分析、茶園改植に係る苗木購入支援等、良質茶づくりに向けた支援を継続します。

評価指標	令和3年度計画	令和3年度実績	令和4年度計画
良質茶づくり（成分分析・土壌診断）研修会の開催	2回	2回	2回
土壌診断結果に基づくフォロー訪問件数	144件	144件	144件
関係機関と連携した茶園改植の苗木購入支援	継続	継続	継続

(2) 茶産地のブランド化に向けた茶の加工品開発に取り組みます。

評価指標	令和3年度計画	令和3年度実績	令和4年度計画
茶加工品の開発・販売	開発	カートカンの開発	販売

(3) マーケットインの視点に基づく安全・安心の茶生産と販路拡大に取り組みます。

評価指標	令和3年度計画	令和3年度実績	令和4年度計画
有機・減農薬茶の取り組み	実証圃場による検証	良質茶生産促進事業の継続 (実証圃場未設置)	有機栽培実証圃場の設置
有機・減農薬リーフ茶の輸出を含めた販路拡大	市場調査の継続	市場調査の継続	全農を通じた輸出等の協議

### 4. 営農指導の充実

(1) 農業後継者の育成のため、生産部会活動の充実と青壮年部組織の立ち上げに取り組みます。

評価指標	令和3年度計画	令和3年度実績	令和4年度計画
部会の活性化（目的別部会への再編・整備）	部会間共同事業の実施	検討	再編・整備
青壮年部組織の立ち上げ（集落法人等の次世代リーダー組織）	設立	設立準備	設立



(2) 営農指導員の訪問活動により、生産技術指導や農業経営等の情報提供を強化します。

評価指標	令和3年度計画	令和3年度実績	令和4年度計画
営農指導員の水稻農家への定期訪問数	月 180 戸	月 187 戸	月 180 戸
営農指導員の園芸農家への定期訪問数	月 100 戸	月 100 戸	月 100 戸
担い手サポートセンターと連携した経営診断件数	10 件	11 件	20 件
事業承継の相談・提案活動の実施	—	—	20 件
農業経営管理支援事業（中央会連携）利用件数	4 件	3 件	6 件

(3) 農畜産関連補助事業の活用等による新規就農や定年帰農者の就農支援を継続します。

評価指標	令和3年度計画	令和3年度実績	令和4年度計画
営農指導員と行政（県・市）担当との合同会議の開催	12 回	12 回	12 回
営農指導員の訪問活動による補助事業等の情報提供と活用提案	月 1 回	月 1 回	月 1 回

(4) 行政等と連携した集落環境点検の実施等により、獣害対策を継続します。

評価指標	令和3年度計画	令和3年度実績	令和4年度計画
甲賀地域獣害対策協議会と連携した集落環境点検実施数	1 集落	4 集落	1 集落
箱わなの貸出総件数	26 基	25 基	26 基

(5) 農地保全に向けた新たな農業経営スタイルの検討を進めます。

評価指標	令和3年度計画	令和3年度実績	令和4年度計画
耕作放棄地対策としてのどくだみ栽培の普及面積	53 a	65 a	70 a
耕作放棄地対策として新規作物の検討	検証	検証(よもぎ)	継続
農業経営及び農作業支援方策の検討	関係機関との協議	関係機関との協議	方針決定

## 5. 農業生産コストの削減

(1) 水稻や野菜等の生産に係る省力化技術（スマート農業）の導入に取り組みます。

評価指標	令和3年度計画	令和3年度実績	令和4年度計画
密植苗(出芽苗・緑化苗)の取り扱い	出芽苗供給	出芽苗申込なし	出芽苗供給 緑化苗の検討
水稻ドローン防除の導入試験	導入計画	試験防除	取り組み者選定・計画策定
圃場管理ソフトの導入試験	継続	継続(3法人)	継続

(2) 県内JA統一銘柄資材や一発型肥料、大型農薬等の拡大により、生産者の資材コストを引き下げます。

評価指標	令和3年度計画	令和3年度実績	令和4年度計画
水稻土壌改良資材の早期予約注文数	21,850 袋	22,292 袋	23,000 袋
県内JA統一銘柄「これいいね」の普及	5,700 袋	8,322 袋	5,900 袋
水稻一発型肥料の普及	35,000 袋	32,911 袋	36,000 袋
水稻大型規格農薬「スタウトダントツ」 「アッパレ」の普及	860 袋(ダントツ) 1,050 袋(アッパレ)	867 袋(ダントツ) 1,031 袋(アッパレ)	900 袋(ダントツ) 1,100 袋(アッパレ)
高温耐性品種と連動した資材の見直し	—	—	実施(令和5年産)
水稻肥料の改良に向けた取り組み	実証圃場6カ所	実証圃場6カ所	改良(被覆プラスチック)

## 6. 営農関連施設の効率化等の促進

(1) 水口カントリーエレベーターの拠点化整備により、施設の効率稼働を進めます。

評価指標	令和3年度計画	令和3年度実績	令和4年度計画
拠点化に向けた体制整備と補助金交付申請	補助金交付申請	施工	拠点稼働開始

(2) 集中配送センターの資材配送体制の見直しを進めます。

評価指標	令和3年度計画	令和3年度実績	令和4年度計画
配送体制の見直しと集中配送センターの整備	集中配送センター体制の継続検討	集中配送センター体制の継続検討	集中配送センターの整備

## ■心豊かで安心して暮らせる地域づくり【金融部門・生活部門】

### 1. 総合事業の強みを活かしたJAらしい金融サービスの提供

(1) 営農指導員と融資担当者の訪問活動による農業関連資金をはじめとした地域の資金需要に対する提案活動を強化します。

評価指標	令和3年度計画	令和3年度実績	令和4年度計画
大規模農家、農業法人、営農組合等への訪問軒数	600軒	700軒	600軒
農業関連融資実行額	3億1,000万円	2億740万円	3億2,000万円

(2) 営農関連事業や生活関連事業と連携した新商品の販売に取り組みます。

評価指標	令和3年度計画	令和3年度実績	令和4年度計画
葬儀特典付定期積金「やすらぎ定期積金」新規契約額	2億円	1億8,702万円	2億円
営農事業連携貯金商品等の開発・販売	40億円	21億4,800万円	20億円

(3) 資産形成のニーズに対応した金融商品の積極的な提案を行います。

評価指標	令和3年度計画	令和3年度実績	令和4年度計画
資産形成型金融商品(積立型投資信託・NISAやiDeCo等)の累計残高	6億5,000万円	2億1,500万円	5億円
資産形成・投資セミナーの開催	1回	開催自粛	1回
投資信託の提案・販売の実施	販売	販売	継続
JAネットバンク新規契約件数	500件	260件	500件

(4) 利用者世代に応じた健康づくりや交通安全等の活動を充実します。

評価指標	令和3年度計画	令和3年度実績	令和4年度計画
元気倶楽部ゲートボール・グラウンドゴルフ大会の開催	各1回開催	開催自粛	各1回開催
元気倶楽部地区別事業(園芸教室、落語会、旅行等)の開催数	各地区3回以上	開催自粛	各地区3回以上
アンパンマン交通安全キャラバンの開催	開催	開催自粛	開催

## 2. 相談機能の充実と提案型訪問活動の展開

(1) 金融生活相談窓口の設置により各種相談対応をワンストップ化し、利便性を向上します。

評価指標	令和3年度計画	令和3年度実績	令和4年度計画
相続、資産活用、融資、年金、共済等の総合的な相談窓口の設置	設置計画の決定	検討	設置 (水口・甲南・湖南支所)
ローン相談強化ウィーク(相談会)の開催	2回	2回	2回
年金相談会の開催	延べ14日 (地区別開催含む)	延べ13日 (地区別開催含む)	延べ14日 (地区別開催含む)
財産診断実施件数	35件	23件	40件
無料税金相談会の開催	延べ30回	延べ36回	延べ30回
遺言作成サポートの実施	実施	実施	継続

(2) 渉外担当者の訪問活動を通して有益な情報提供や多様な相談に対応します。

評価指標	令和3年度計画	令和3年度実績	令和4年度計画
信用・共済の共用端末機導入による情報提供の強化	情報提供の継続	情報提供の継続	情報提供の継続

## 3. 地域の環境変化をふまえた生活関連サービスの提供

(1) 葬儀の多様化に対応したサービスの提供と葬儀のアフターフォローを強化します。

評価指標	令和3年度計画	令和3年度実績	令和4年度計画
小規模対応施設(小規模葬ホール)の整備	整備計画の策定	方向性の検討	方針決定
法事供養品等(※)供給金額	1,300万円	1,400万円	1,400万円
仏壇・仏具等取り扱い金額	740万円	860万円	650万円
葬儀後の相続手続き取り次ぎ件数	30件	30件	36件

※葬儀形態の変化により、令和3年度から法事供養品と法事会食の計画を合算し法事供養品等としています。

(2) 空き家・空き地の増加や高齢化等に対応したサービスを提供します。

評価指標	令和3年度計画	令和3年度実績	令和4年度計画
空き家・空き地巡回管理事業実施総数	25件	25件	30件
組合員訪問活動を通じた高齢者の見守りサービス等の実施	実施計画の決定	検討	実施

## ■元気なJAづくり【審査・監査・管理部門】

### 1. 組合員のアクティブ・メンバーシップの強化

(1) 組合員学習活動に取り組みます。

評価指標	令和3年度計画	令和3年度実績	令和4年度計画
地区別総代研修会等の実施	継続	開催自粛	実施

(2) 組合員参画型の協同活動に継続して取り組みます。

評価指標	令和3年度計画	令和3年度実績	令和4年度計画
地区ふれあい委員会を中心とした地区別くらしの活動の充実	全地区実施	5地区実施	地区活動充実

評価指標	令和3年度計画	令和3年度実績	令和4年度計画
協同組合塾「忍★あすてる」の年間開催	7回	6回	青壮年部組織の設立
集落座談会(「ふれあい楽座」含む)の実施	全地区実施	開催自粛	全地区実施
准組合員懇談会「パートナーミーティング」の開催	6回	5回 (R2から継続)	6回(第3期)

(3) 増加する准組合員の声をJA運営に反映していくため、准組合員総代制度を構築します。

評価指標	令和3年度計画	令和3年度実績	令和4年度計画
准組合員総代制度の構築	制度構築	制度検討	定款・関連規程変更

(4) 「JA健康寿命100歳プロジェクト」の展開により、高齢者の健康と生きがいづくりに取り組みます。

評価指標	令和3年度計画	令和3年度実績	令和4年度計画
組合員健診受診者数	290名	210名	300名
健康ウォーキング参加者数	100名	152名	100名
健康教室の参加者数	170名	76名	180名

(5) JAこうか女性部の組織活動や食農教育等により、生活・教育文化活動を充実します。

評価指標	令和3年度計画	令和3年度実績	令和4年度計画
JAこうか女性部員数	550名	373名	560名
料理教室・園芸教室・食の学習会の参加者数	120名	16名(料理教室のみ開催)	550名
ちゃぐりんフェスタ・子供向け食農教室参加者数	150名	173名	100名

## 2. JAファンの拡大に向けた取り組みの強化

(1) 広報活動の充実による積極的な情報発信に取り組みます。

評価指標	令和3年度計画	令和3年度実績	令和4年度計画
日本農業新聞への年間記事送稿数	280本	193本	280本
JAこうか情報番組「農のすすめ」の作成	月1本	月1本	年6本 (LINEによる情報発信に移行)
ホームページでのツイッター更新	毎週更新	年55本更新	毎週更新

(2) 甲賀のゆめ丸ポイント制度の普及による総合的な事業利用の魅力向上と、組合員加入の促進に取り組みます。

評価指標	令和3年度計画	令和3年度実績	令和4年度計画
甲賀のゆめ丸ポイント会員数	2万5,200人	2万5,910人	2万6,400人
組織活動の参加者やポイント会員等への組合員加入促進	実施	検討	実施 (18,000人)

## 3. 人材育成と人権意識の高揚

(1) 階層別研修の充実による職員の能力開発と資格取得の促進に取り組みます。

評価指標	令和3年度計画	令和3年度実績	令和4年度計画
管理監督職員・中堅職員研修の実施	実施	実施	実施・検証
初級職員研修「かふか塾」の実施	実施	実施	実施
認知症サポーター研修の実施	実施	実施	実施
人材育成制度(ステップアップ制度)の構築	検討	検討	実施



(2) 働き方改革に伴う多様な働き方を促進します。

評価指標	令和3年度計画	令和3年度実績	令和4年度計画
事業内容に応じた労働時間制度の導入の検討	検討	検討	導入
雇用満了年齢延長の検討・実施	実施	実施	実施

(3) 人権研修の充実による明るい職場づくりを進めます。

評価指標	令和3年度計画	令和3年度実績	令和4年度計画
部署別人権長時間研修の実施	2回	2回	2回
部署別人権短時間研修の実施	月1回	月1回	月1回
明るく働きやすい職場づくり内部研修の実施	四半期1回	四半期1回	四半期1回
セルフケア・ラインケア研修の実施	1回	1回	1回
メンタルヘルス通信の発行	月1回	月1回	月1回

#### 4. 財務の健全化と強固な経営基盤の確立

(1) 計画経営の徹底により適正利益の確保と自己資本の充実に取り組みます。

評価指標	令和3年度計画	令和3年度実績	令和4年度計画
自己資本額	90億円	94億円	95億円

(2) 施設の機能整備及び不稼働資産の有効活用と処分を進めます。

評価指標	令和3年度計画	令和3年度実績	令和4年度計画
支所やATM及び営農施設等の機能整備	計画承認・実施	計画承認・実施	実施
地区別固定資産検討会議の継続実施	実施	実施	実施

(3) 旅行事業の効率的な展開に向け、運営体制を見直します。

評価指標	令和3年度計画	令和3年度実績	令和4年度計画
旅行センター運営体制の見直し	事業運営協力方式への移行(※)	事業運営協力方式への移行	継続

※事業運営協力方式は、企画旅行の募集などは従来通り行いますが、団体旅行や個人旅行のご相談やお見積りは㈱農協観光への取り次ぎとなります。

#### 5. コンプライアンス態勢の徹底と内部統制の強化

(1) コンプライアンス意識の向上を目的とした教育研修を継続します。

評価指標	令和3年度計画	令和3年度実績	令和4年度計画
コンプライアンスプログラムに基づく部署別研修会の継続実施	四半期1回	四半期1回	四半期1回

(2) 会計監査人監査に対応した内部統制評価を継続します。

評価指標	令和3年度計画	令和3年度実績	令和4年度計画
内部監査システムモニタリング	月1回	月1回	月1回
ウォークスルー監査による内部統制評価	4回	4回	4回

# 事業量取り扱い高計画

## 受託販売品取り扱い高計画

(単位：千円、%)

種 類		令和3年度実績	令和4年度計画	前年比	備 考
米以外の農産物	麦	29,905	19,500	65.2	
	雑穀・豆類	105,992	73,300	69.2	
	麦・豆・雑穀計	135,897	92,800	68.3	
	野菜類	454,846	469,400	103.2	
	茶	220,118	221,000	100.4	
	その他農産物	820	500	61.0	
	花卉類	5,168	4,500	87.1	
米以外農産物計		816,850	788,200	96.5	
畜産物	牛乳	454,794	445,000	97.8	
	肉用牛	233,500	150,000	64.2	
	その他畜産物	46,175	40,000	86.6	
	畜産物計	734,469	635,000	86.5	
合 計		1,551,319	1,423,200	91.7	

## 買取販売品取り扱い高計画

(単位：千円、%)

種 類		令和3年度実績	令和4年度計画	前年比	備 考
米		1,555,013	1,340,000	86.2	
野菜類		222,773	223,500	100.3	
その他農畜産物		36,895	32,600	88.4	
花卉類		3,394	—	—	
合 計		1,818,075	1,596,100	87.8	

## 購買品取り扱い高計画

(単位：千円、%)

種 類		令和3年度実績	令和4年度計画	前年比	備 考
生産資材	肥料	386,946	394,950	102.1	
	農薬	218,996	220,250	100.6	
	飼料	46,556	38,000	81.6	
	その他生産資材	149,561	156,040	104.3	
計		802,059	809,240	100.9	
生活物資	食米	217,788	222,320	102.1	
	一般食品	196,856	199,520	101.4	
	日用保健雑貨	131,538	143,520	109.1	
	計	546,181	565,360	103.5	
合 計		1,348,240	1,374,600	102.0	

### 信用取り扱い高計画

(単位：千円、%)

種 類		令和3年度実績	令和4年度計画	前年比	備 考
貯金	当座性貯金	74,676,180	76,300,000	102.2	
	定期性貯金	107,068,175	108,200,000	101.1	
	計	181,744,355	184,500,000	101.5	
貸出金	手形貸出金	68,462	48,400	70.7	
	証書貸出金	22,970,200	24,071,300	104.8	
	当座貸越	161,893	180,300	111.4	
	計	23,200,556	24,300,000	104.7	
預 金		138,614,431	139,600,000	100.7	
有 価 証 券		20,670,984	20,500,000	99.2	

### 共済取り扱い高計画

(単位：千円、%)

種 類		令和3年度実績	令和4年度計画	前年比	備 考
新契約	長期共済計	29,760,213	27,200,000	91.4	
	年金共済	162,951	800,000	490.9	
保有高	長期共済計	448,695,891	423,000,000	94.3	
	年金共済	5,689,516	5,760,000	101.2	
短期共済受入掛金		954,202	960,000	100.6	

(注)保障金額(年金共済は年金年額)を表示しています。

(注)短期共済受入掛金は交通傷害共済掛金、自賠責共済掛金を除いて表示しています。

### 生活関連取り扱い高計画

(単位：千円、%)

項 目	令和3年度実績	令和4年度計画	前年比	備 考
葬祭利用高	302,311	294,200	97.3	
宅地等供給事業収益	98,743	98,560	99.8	
合 計	401,054	392,760	97.9	

### 指導事業収支計画

(単位：千円、%)

項 目	令和3年度実績	令和4年度計画	前年比	備 考	
収入	指導事業補助金	4,274	2,830	66.2	
	実費収入	31,128	26,970	86.6	
	指導雑収入	3,668	6,700	182.7	
	計	39,070	36,500	93.4	
支出	改善指導費	31,438	29,810	94.8	
	広報活動費	10,633	16,510	155.3	
	組織指導費	5,076	5,200	102.4	
	農政活動費	2,150	2,160	100.5	
	指導雑費	503	700	139.2	
計	49,800	54,380	109.2		
指導事業収支差額	△ 10,730	△ 17,880	33.4		

令和4年度 固定資産等取得計画

(単位：千円)

部 門	資 産 名	取得計画額		
固定資産	営農経済 農産販売	水口CE 穀温監視システム工事	15,500	
		水口CE 連続流下式乾燥機活用改造	5,500	
		水口CE 高圧パス・ケーブル更新工事	4,000	
		水口CE 荷受ホッパー連携システム改良	3,200	
		水口CE 1号基荷受計量機サンプル定量装置	2,200	
		水口CE 1号基大型循環乾燥機昇降機テール部補修	1,300	
		甲賀CE ビン点検用ハッチ5ヶ所他	4,500	
		信楽RC 地場検査米用色彩選別機	4,000	
		大豆乾燥機	4,500	
		大豆選別機更新	2,500	
		育苗播種機積重装置補修	600	
		育苗硬化ハウス 灌水用水貯蔵水槽(土山)	900	
		育苗硬化ハウス 新設(甲南)	4,500	
		水口低温倉庫 冷房機交換	4,800	
		水口精米所 倉庫仕様へ改造	1,000	
		青果センター 屋根遮熱排熱塗装工事	2,100	
		青果センター 保冷室設置	2,600	
		園芸用糖度計	1,200	
		公用車1台	1,400	
		その他	2,800	
			計	69,100
		金融	水口支所 改装工事	4,500
			渉外用バイク2台	600
	計	5,100		
生活	白木祭壇一式	1,100		
	J Aホール 手洗い自動水栓取替工事	1,100		
	油圧式棺台車1台	500		
	空気清浄機3台	700		
	公用車1台	1,300		
	計	4,700		
管理	本所 防犯カメラ設置工事	1,600		
	本所 正面玄関自動ドア更新	400		
	その他	1,100		
	計	3,100		
	合計	82,000		
リース	金融	紙幣計算機新規3台	1,100	
		硬貨包装機2台	1,700	
		硬貨包装機改造9台	1,000	
		計	3,800	
	合計	3,800		
	総計	85,800		

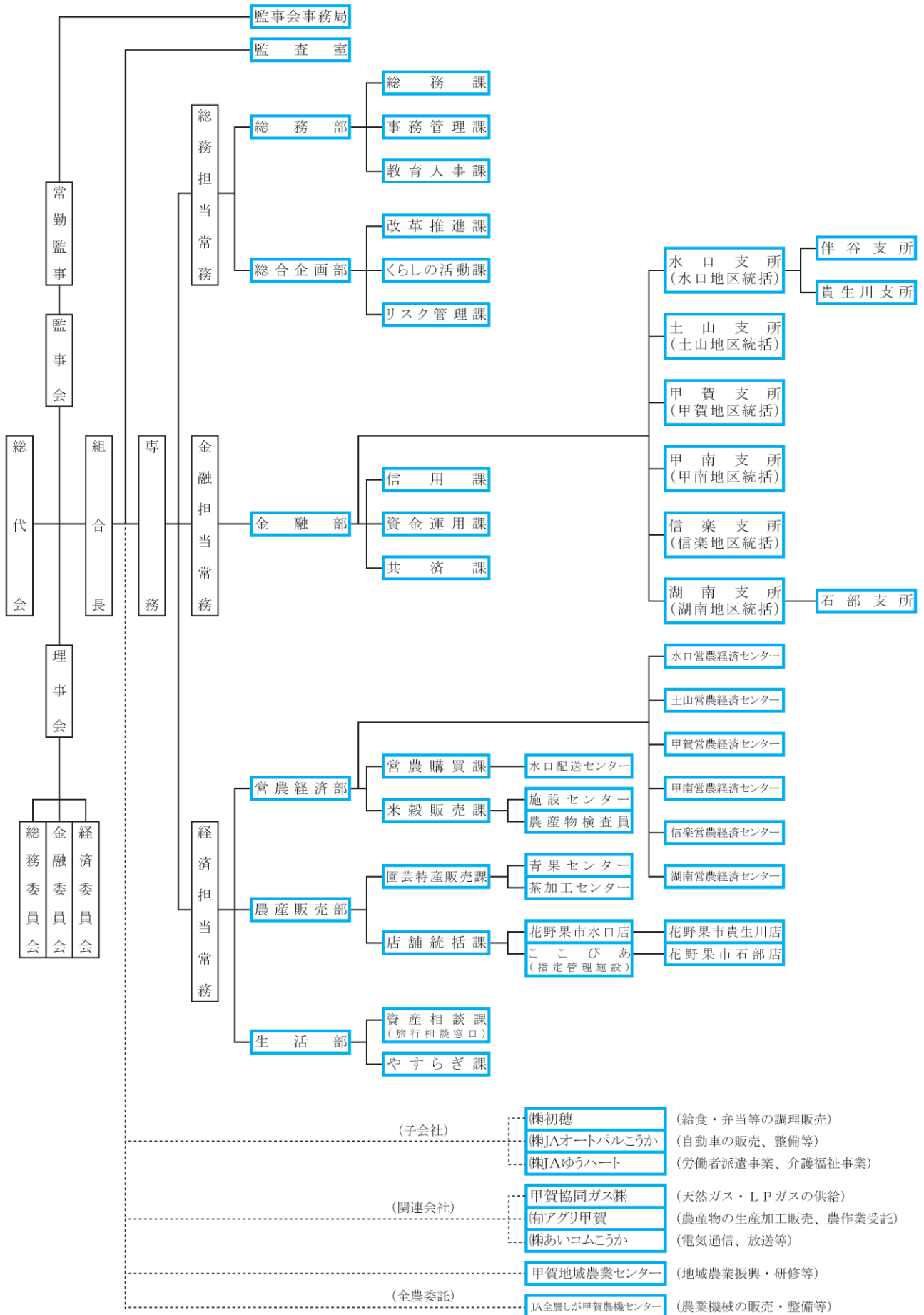
(注1) リースの取得計画額は、リース料総額を記載しています。





# 組織の構成

令和4年度 組織図 (令和4年7月23日以降)



(注) 柏木支所、大野支所、雲井支所は令和4年7月23日に各地区統括支所に統合します。

# 総合財務計画

第45事業年度 [ 令和5年3月31日現在 ]

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
<b>1. 信用事業資産</b>	<b>185,390,000</b>	<b>1. 信用事業負債</b>	<b>185,003,300</b>
(1) 現金	800,000	(1) 貯金	184,500,000
(2) 預金	139,600,000	(2) 借入金	3,300
(3) 有価証券	20,500,000	(3) その他の信用事業負債	500,000
(4) 貸出金	24,300,000	<b>2. 共済事業負債</b>	<b>800,000</b>
(5) その他の信用事業資産	200,000	(1) 共済資金	400,000
(6) 貸倒引当金	△ 10,000	(2) その他の共済事業負債	400,000
<b>2. 共済事業資産</b>	<b>20,000</b>	<b>3. 経済事業負債</b>	<b>430,000</b>
<b>3. 経済事業資産</b>	<b>1,700,000</b>	(1) 経済事業未払金	200,000
(1) 経済事業未収金	600,000	(2) 経済受託債務	30,000
(2) 経済受託債権	50,000	(3) その他の経済事業負債	200,000
(3) 棚卸資産	900,000	<b>4. 雑負債</b>	<b>669,420</b>
(4) その他の経済事業資産	150,000	<b>5. 諸引当金</b>	<b>1,250,000</b>
<b>4. 雑資産</b>	<b>540,000</b>	<b>負債の部合計</b>	<b>188,152,720</b>
<b>5. 固定資産</b>	<b>3,000,000</b>	<b>1. 組合員資本</b>	<b>9,547,280</b>
<b>6. 外部出資</b>	<b>6,850,000</b>	(1) 出資金	2,600,000
<b>7. 繰延税金資産</b>	<b>300,000</b>	(2) 資本準備金	112,280
		(3) 利益剰余金	6,840,000
		(4) 処分未済持分	△ 5,000
		<b>2. 評価換算差額等</b>	<b>100,000</b>
		<b>純資産の部合計</b>	<b>9,647,280</b>
<b>資産の部合計</b>	<b>197,800,000</b>	<b>負債及び純資産の部合計</b>	<b>197,800,000</b>

# 総合損益計画

第45事業年度〔 令和4年4月1日から  
令和5年3月31日まで 〕

(単位：千円)

科 目	金 額		科 目	金 額	
事業総利益		2,988,400	その他事業収益	6,280	
事業収益	6,123,800		その他事業費用	4,490	
事業費用	3,135,400		その他事業総利益		1,790
信用事業収益	1,254,700		指導事業収入	36,500	
信用事業費用	114,310		指導事業支出	54,380	
信用事業総利益		1,140,390	指導事業収支差額		△ 17,880
共済事業収益	966,540		事業管理費		2,896,400
共済事業費用	56,000		人件費	1,873,560	
共済事業総利益		910,540	業務費	494,670	
購買事業収益	1,249,000		諸税負担金	96,010	
購買事業費用	1,015,600		施設費	416,930	
購買事業総利益		233,400	その他事業管理費	15,230	
販売事業収益	1,716,890		事業利益		92,000
販売事業費用	1,452,340		事業外収益		142,700
販売事業総利益		264,550	事業外費用		31,600
保管事業収益	4,030		経常利益		203,100
保管事業費用	2,760		特別損失		122,100
保管事業総利益		1,270	税引前当期利益		81,000
加工事業収益	147,560		法人税等		20,000
加工事業費用	124,270		当期剰余金		61,000
加工事業総利益		23,290	前期繰越剰余金		195,950
利用事業収益	643,740		当期未処分剰余金		256,950
利用事業費用	249,160				
利用事業総利益		394,580			
宅地等供給事業収益	98,560				
宅地等供給事業費用	62,090				
宅地等供給事業総利益		36,470			



## 事業管理費計画の明細

(単位：千円)

項 目	金 額
役 員 報 酬	59,220
給 料 手 当	1,466,600
(うち賞与引当金繰入額)	(66,800)
福 利 厚 生 費	263,350
退 職 給 付 費 用	73,050
役 員 退 職 慰 労 引 当 金 繰 入 額	11,340
<b>人 件 費 計</b>	<b>1,873,560</b>
旅 費	2,570
会 議 費	4,420
接 待 交 際 費	900
宣 伝 広 告 費	6,710
通 信 費	21,800
印 刷 ・ 消 耗 品 費	28,670
図 書 ・ 研 修 費	13,370
事 務 委 託 費	193,530
業 務 委 託 費	209,650
監 査 報 酬	13,050
<b>業 務 費 計</b>	<b>494,670</b>
租 税 公 課	68,380
支 払 賦 課 金	18,010
分 担 金	9,620
<b>諸 税 負 担 金 計</b>	<b>96,010</b>
保 守 修 繕 費	44,080
保 険 料	17,370
水 道 光 熱 費	38,490
賃 借 料	67,640
消 耗 備 品 費	14,450
車 輜 費	18,380
施 設 管 理 費	44,180
減 価 償 却 費	172,340
<b>施 設 費 計</b>	<b>416,930</b>
そ の 他 事 業 管 理 費	15,230
<b>事 業 管 理 費 合 計</b>	<b>2,896,400</b>

# 部門別損益計画

第45事業年度 ( 令和4年4月1日から  
令和5年3月31日まで ) 部門別損益計画

(単位：千円)

区 分	合 計	信用事業	共済事業	農業関連 事業	生活その他 事業	営農指導 事業	共通管理費等
事業収益	6,123,800	1,254,700	966,540	3,300,610	577,510	24,440	
事業費用	3,135,400	114,310	56,000	2,546,480	389,090	29,520	
事業総利益	2,988,400	1,140,390	910,540	754,130	188,420	△ 5,080	
事業管理費	2,896,400	976,330	609,017	974,312	194,551	142,190	
（うち減価償却費）	(172,340)	(43,374)	(19,309)	(93,268)	(11,590)	(4,799)	
（うち人件費）	(1,873,560)	(661,836)	(475,421)	(477,376)	(135,408)	(123,519)	
うち共通管理費		178,800	114,557	172,632	32,841	15,110	△ 513,940
（うち減価償却費）		(4,244)	(2,719)	(4,098)	(780)	(359)	(△ 12,200)
（うち人件費）		(77,136)	(49,421)	(74,476)	(14,168)	(6,519)	(△ 221,720)
事業利益	92,000	164,060	301,523	△ 220,182	△ 6,131	△ 147,270	
事業外収益	142,700	50,433	30,390	48,937	8,932	4,008	
うち共通分		47,433	30,390	45,797	8,712	4,008	△ 136,340
事業外費用	31,600	11,007	6,284	9,509	1,801	2,999	
うち共通分		9,807	6,284	9,469	1,801	829	△ 28,190
経常利益	203,100	203,486	325,629	△ 180,754	1,000	△ 146,261	
特別損失	122,100	42,479	27,216	41,013	7,802	3,590	
うち共通分		42,479	27,216	41,013	7,802	3,590	△ 122,100
税引前当期利益	81,000	161,007	298,413	△ 221,767	△ 6,802	△ 149,851	
営農指導事業分配賦額		47,277	41,524	37,598	23,452	△ 149,851	
営農指導事業分配賦後 税引前当期利益	81,000	113,730	256,889	△ 259,365	△ 30,254		

(注1) 千円未満を四捨五入して表示しているため、合計の計算結果に差額が生じている場合があります。

(注2) 1. 共通管理費等及び営農指導事業の他部門への配賦基準等

(1) 共通管理費等：事業管理費（人件費除く）割＋人員割＋事業総利益割の平均値

(2) 営農指導事業：均等割＋事業総利益割の平均値

2. 配賦割合（1の配賦基準で算出した割合％）

区 分	信用事業	共済事業	農業関連 事業	生活その他 事業	営農指導 事業	計
共通管理費等	34.79	22.29	33.59	6.39	2.94	100.00
営農指導事業	31.55	27.71	25.09	15.65		100.00

# 第4号議案説明資料

## 定款変更理由書（案）

定款の一部について、以下の理由等により、所要の変更を行うものです。

### （1）理事会の決議事項及び報告事項の変更

農協法改正により、組合と役員等との間の補償契約及び役員賠償責任保険契約の内容の決定をする際には、理事会の決議によらなければならないこととされた。

また、補償契約に基づく補償をした理事及び当該補償を受けた理事は、当該補償についての重要な事実を理事会に報告しなければならないこととされた。

以上をふまえ、理事会の決議事項及び報告事項に当該内容を追加する変更を行う。

### （2）リスク管理債権の用語・定義の変更

農協法施行規則の改正によりリスク管理債権の用語・定義変更が行われたことから、該当箇所の変更を行う。

### （3）監事監査規程の変更権限の見直し

農協法や監査役監査基準等の関係法令の逐次改正に対応するため、監事監査規程の変更権限を総（代）会付議から監事全員の一致による決議（監事会決議）後、理事会報告へ変更する。

## 定款新旧対照表（案）

新	条	文	現	行	条	文
第1章～第4章	(略)		第1章～第4章	(略)		
第5章	役職員		第5章	役職員		
第27条～第32条	(略)		第27条～第32条	(略)		
	(監事の職務)			(監事の職務)		
第33条	監事は、理事の職務の執行を監査する。		第33条	監事は、理事の職務の執行を監査する。		
2～14	(略)		2～14	(略)		
15	監査の実施その他監事に関する事項は、監事監査規程として監事がこれを作成し、 <u>理事会に報告するものとする。</u>		15	監査の実施その他監事に関する事項は、監事監査規程として監事がこれを作成し、 <u>総会の承認を受けるものとする。</u>		
第34条～第36条	(略)		第34条～第36条	(略)		
第6章～第8章	(略)		第6章～第8章	(略)		
第9章	理事会		第9章	理事会		
第59条～第60条	(略)		第59条～第60条	(略)		
	(理事会の決議事項)			(理事会の決議事項)		
第61条	次に掲げる事項は、理事会においてこれを決する。		第61条	次に掲げる事項は、理事会においてこれを決する。		
(1)～(14)	(略)		(1)～(14)	(略)		

新 条 文	現 行 条 文
<p>(15) <u>不良債権（農業協同組合法施行規則第 204 条第 1 項第 1 号ホ（2）に定める破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権、三月以上延滞債権及び貸出条件緩和債権並びにこれらに類する貸出金以外の債権をいう。）の処理の方針に関する事項</u></p>	<p>(15) 不良債権（農業協同組合法施行規則第 204 条第 1 項第 1 号ホ（2）に定める<u>破綻先債権、延滞債権、3 カ月以上延滞債権</u>及び貸出条件緩和債権並びにこれらに類する貸出金以外の債権をいう。）の処理の方針に関する事項</p>
<p>(16)～(26) (略)</p>	<p>(16)～(26) (略)</p>
<p><u>(27) 法第 35 条の 7 第 1 項に規定する補償契約の内容の決定に関する事項</u></p>	
<p><u>(28) 法第 35 条の 8 第 1 項に規定する役員賠償責任保険契約の内容の決定に関する事項</u></p>	
<p>(29) (略)</p>	<p>(27) (略)</p>
<p>2～4 (略)</p>	<p>2～4 (略)</p>
<p><u>5 第 1 項第 27 号の補償契約に基づく補償をした理事及び当該補償を受けた理事は、当該補償につき重要な事実を理事会に報告しなければならない。</u></p>	
<p>第 62 条～第 63 条 (略)</p>	<p>第 62 条～第 63 条 (略)</p>
<p>第 10 章～第 11 章 (略)</p>	<p>第 10 章～第 11 章 (略)</p>
<p>附則（令和 年 月 日）</p>	
<p><u>1 この定款の変更は、行政庁の認可書が到達した日（令和 年 月 日）から効力を生ずる。</u></p>	

#### 附帯決議

定款の一部変更につき、認可申請の際の行政庁の指示による字句等の修正は、理事会に一任することについて承認をお願いするものです。



# 第5号議案説明資料

## 監事監査規程変更理由書（案）

農協法改正や日本監査役協会から公表されている「監査役監査基準」の改訂、理事会における内部統制システム基本方針の決議の定着等を踏まえ、JA全中が定める「JA監事監査基準」が見直されたことをうけ、当組合で定める監事監査規程の一部変更を行うものです。

### （1）会社法改正に伴う農協法改正への対応

- ① 役員に対する補償契約及び、役員のために締結される保険契約の内容については、理事会決議により決定する旨が義務付けられたことを受け、これらにかかる監査手続を追加する。
- ② 理事等の責任を追及する訴えに係る訴訟において組合が和解をする場合、各監事の同意を得なければならないとされたことを受け、これにかかる監査手続を追加する。

### （2）特定監事に係る定義等の整理

特定監事については関連条項の付随事項として規定していたが、新たに条項を設け、特定監事の定義を明確化する。

### （3）理事会によるガバナンス及びモニタリング機能強化を踏まえた対応

- ① 理事が、理事会で決定された経営の基本方針及び中長期の計画等に従い、健全、公正妥当、かつ効率的に業務の執行を決定し、かつ、業務を執行しているかを監事が監視し検証する重要性を強調するため、当該事項を追加する。
- ② ガバナンスにおける代表理事等の理事会への報告及び理事会による監督義務の適切な履行の重要性に鑑み、監事監査における対応の強化を図るため、当該事項を追加する。
- ③ 理事会における内部統制システム基本方針の決議が普及していることを踏まえ、内部統制システムに係る監査として、当該理事会決議の内容及び当該決議に基づき構築・運用されている内部統制システムの状況を監視・検証すべきことを明記する。

### （4）JAグループにおける会計監査人監査を踏まえた監事監査の定着に伴う対応

理事会における内部統制システム基本方針の決議の普及を踏まえ、監事監査報告への監査意見の記載義務を追加する。

### （5）デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律への対応

「デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律」の成立に伴う対応として、監査報告における押印を削除する。

### （6）監事監査規程の改廃権限の変更

農協法や監査役監査基準等の関係法令の逐次改正に対応するため、監事監査規程の変更権限を総代会付議から監事全員の一致による決議（監事会決議）後、理事会報告へ変更する。

監事監査規程新旧対照表（案）

新 条 文	現 行 条 文
<p>第1章 (略)</p> <p>第2章 監事の職責と心構え (監事の職責)</p> <p>第2条 監事は、理事会と協働して組合の監督機能の一翼を担い、組合員の負託を受けた<u>法定の</u>独立の機関として理事の職務の執行を監査することにより、組合の健全性を確保し、組合員及び社会からの信頼に応える良質なガバナンス（組合統治）体制を確立する責務を負っている。</p> <p>2 (略)</p> <p>第3条 (略)</p> <p>第3章 監事及び監事会</p> <p>第4条～第7条 (略) (特定監事の選任)</p> <p>第8条 <u>監事は、次に掲げる職務を行う監事（以下、「特定監事」という。）を協議により選任することができる。</u></p> <p>(1) <u>農協法施行規則第146条第5項第1号、農協法施行規則第150条第5項第1号及び第154条第5項第1号に定める監事として定められた監事</u></p> <p>(2) <u>事業報告及びその附属明細書を作成した理事から提供を受け、他の監事に対し送付する者として監事の協議により指定した監事</u></p> <p>(3) <u>農協法施行規則第147条に基づき、計算書類等を作成した理事から計算書類等の提供を受け、他の監事に対し送付する者として監事の協議により指定した監事</u></p> <p>第9条～第10条 (略)</p> <p>第4章 監事監査の環境整備</p> <p>第11条～第13条 (略) (監事への報告に関する体制等)</p> <p>第14条 監事は、理事が組合に著しい損害を及ぼすおそれのある事実があることを発見したときはこれを直ちに監事に報告する<u>体制を確立する</u>よう、理事に対して求める。</p> <p>2～3 (略)</p> <p>第5章 業務監査 (理事の職務の執行の監査)</p> <p>第15条 監事は、理事の職務の執行を監査する。</p> <p>2 前項の職責を果たすため、監事は、次の職務</p>	<p>第1章 (略)</p> <p>第2章 監事の職責と心構え (監事の職責)</p> <p>第2条 監事は、理事会と協働して組合の監督機能の一翼を担い、組合員の負託を受けた独立の機関として理事の職務の執行を監査することにより、組合の健全性を確保し、組合員及び社会からの信頼に応える良質なガバナンス（組合統治）体制を確立する責務を負っている。</p> <p>2 (略)</p> <p>第3条 (略)</p> <p>第3章 監事及び監事会</p> <p>第4条～第7条 (略)</p> <p>第8条～第9条 (略)</p> <p>第4章 監事監査の環境整備</p> <p>第10条～第12条 (略) (監事への報告に関する体制等)</p> <p>第13条 監事は、理事が組合に著しい損害を及ぼすおそれのある事実があることを発見したときはこれを直ちに監事に報告するよう、理事に対して求める。</p> <p>2～3 (略)</p> <p>第5章 業務監査 (理事の職務の執行の監査)</p> <p>第14条 監事は、理事の職務の執行を監査する。</p> <p>2 前項の職責を果たすため、監事は、次の職務</p>

新 条 文	現 行 条 文
<p>を行わなければならない。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 監事は、<u>理事が、理事会で決定された経営の基本方針及び中長期の計画等に従い、健全、公正妥当、かつ効率的に業務の執行を決定し、かつ、業務を執行しているかを監視し検証しなければならない。</u></p> <p>(3)～(4) (略)</p> <p>3～5 (略)</p> <p>(理事会等の意思決定の監査)</p>	<p>を行わなければならない。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 監事は、<u>理事が、内部統制システムを適切に構築・運用しているかを監視し検証しなければならない。</u></p> <p>(3)～(4) (略)</p> <p>3～5 (略)</p> <p>(理事会等の意思決定の監査)</p>
<p>第16条 監事は、理事会決議その他において行われる理事の意思決定に関して、<u>理事の善管注意義務、忠実義務等の法的義務の履行状況を、以下の観点から監視し検証しなければならない。</u></p> <p>(1)～(5) (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>(理事会の監督義務の履行状況の監査)</p>	<p>第15条 監事は、理事会決議その他において行われる理事の意思決定に関して、<u>善管注意義務、忠実義務等の法的義務の履行状況を、以下の観点から監視し検証しなければならない。</u></p> <p>(1)～(5) (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>(理事会の監督義務の履行状況の監査)</p>
<p>第17条 監事は、代表理事及びその他の業務執行理事がその職務の執行状況を適時かつ適切に理事会に報告しているかを確認するとともに、<u>理事会が監督義務を適切に履行しているかを監視し検証しなければならない。</u></p> <p>2 <u>前項に関して必要があると認めたときは、監事は、理事会に対する報告、提案若しくは意見の表明、理事に対する助言若しくは勧告又は差止めの請求など、必要な措置を適時に講じなければならない。</u></p> <p>(内部統制システムに係る監査)</p>	<p>第16条 監事は、代表理事及びその他の業務執行理事がその職務の執行状況を適時かつ適切に理事会に報告しているかを確認するとともに、<u>理事会が監督義務を適切に履行しているかを監視し検証しなければならない。</u></p> <p>(内部統制システムに係る監査)</p>
<p>第18条 監事は、<u>理事会決議に基づいて整備される次の体制</u>（以下「内部統制システム」という。）に関して、<u>当該理事会決議の内容及び当該決議に基づき構築・運用されている内部統制システムの状況について監視し検証しなければならない。</u></p> <p>(1)～(6) (略)</p> <p>(7) 第12条第2項に定める監事監査の実効性を確保するための体制</p> <p>2 監事は、<u>内部統制システムの構築・運用の状況についての報告を理事に対し定期的に求めるほか、内部監査部門等との連携及び会計監査人からの報告等を通じて、内部統制システムの構築・運用の状況を監視し検証しなければならない。</u></p>	<p>第17条 監事は、<u>代表理事及びその他の業務執行理事によって構築される次の体制</u>（以下「内部統制システム」という。）に関して、<u>理事が適切な監督を行っているか、監視し検証しなければならない。</u></p> <p>(1)～(6) (略)</p> <p>(7) 第11条第2項に定める監事監査の実効性を確保するための体制</p> <p>2 監事は、<u>内部統制システムの構築・運用の状況についての報告を理事に対し定期的に求めるほか、内部監査部門等との連携及び会計監査人からの報告等を通じて、内部統制システムの状況を監視し検証しなければならない。</u></p>

新 条 文	現 行 条 文
<p>い。</p> <p>3 監事は、<u>監事監査の実効性を確保するための体制を含む内部統制システムの構築・運用</u>に関し、必要があると認めるときは、<u>理事との間で協議の機会をもつ。</u></p> <p>4 監事は、理事又は理事会が<u>内部統制システムの適切な構築・運用を怠っている</u>と認められる場合には、理事又は理事会に対して、速やかにその改善を助言又は勧告しなければならない。</p> <p>5 (略)</p> <p>6 監事は、<u>内部統制システムに係る理事会決議の内容が相当でない</u>と認めるとき、<u>内部統制システムに関する事業報告の記載内容が著しく不適切</u>と認めるとき、及び<u>内部統制システムの構築・運用の状況において理事の善管注意義務に違反する重大な事実がある</u>と認めるときには、その旨を監査報告に記載しなければならない。その他、組合員に対する説明責任を果たす観点から適切と考えられる事項があれば監査報告に記載する。</p> <p>第19条 (略) (利益相反取引等の監査)</p> <p>第20条 監事は、次の取引等について、理事の義務に違反する事実がないかを監視し検証しなければならない。</p> <p>(1)～(5) (略)</p> <p><u>(6) 農協法第35条の7に定める補償契約</u></p> <p><u>(7) 農協法第35条の8に定める役員のために締結される保険契約</u></p> <p>2 前項各号に定める<u>事項等</u>について、理事の義務に違反し、又は違反するおそれがある事実を認めるときは、監事は、<u>理事に対する助言又は勧告、理事会の招集及び理事の行為の差止め</u>など、必要な措置を講じなければならない。</p> <p>3 (略)</p>	<p>3 監事は、<u>内部統制システムに関する監査の結果について、理事又は理事会に報告し、必要があると認めるときは、理事又は理事会に対し内部統制システムの改善を助言又は勧告する。</u></p> <p>4 監事は、<u>監事監査の実効性を確保するための体制に係る理事又は理事会の当該体制の構築・運用の状況について監視し検証し、必要があると認めるときは、代表理事その他の理事との間で協議の機会をもつ。</u></p> <p>5 監事は、理事又は理事会が<u>監事監査の実効性を確保するための体制の適切な構築・運用を怠っている</u>と認められる場合には、理事又は理事会に対して、速やかにその改善を助言又は勧告しなければならない。</p> <p>6 (略)</p> <p>7 監事は、内部統制システムの構築・運用の状況において理事の善管注意義務に違反する重大な事実があると認めるときには、その旨を監査報告に記載しなければならない。その他、組合員に対する説明責任を果たす観点から適切と考えられる事項があれば監査報告に記載する。</p> <p>第18条 (略) (利益相反取引等の監査)</p> <p>第19条 監事は、次の取引等について、理事の義務に違反する事実がないかを監視し検証しなければならない。</p> <p>(1)～(5) (略)</p> <p>2 前項各号に定める<u>取引等</u>について、<u>組合内の部門等からの報告又は監事の監査の結果</u>、理事の義務に違反し、又は違反するおそれがある事実を認めるときは、監事は、<u>理事に対して助言又は勧告を行う</u>など、必要な措置を講じなければならない。</p> <p>3 (略)</p>



新 条 文	現 行 条 文
<p>第 21 条 (略) (事業報告等の監査)</p> <p>第 22 条 監事は、事業年度を通じて理事の職務の執行を監視し検証することにより、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書(以下「事業報告等」という。)が適切に記載されているかについて監査意見を形成しなければならない。</p> <p>2～3 (略)</p> <p>4 (略)</p> <p style="text-align: center;"><b>第 6 章 会計監査</b></p> <p>第 23 条～第 25 条 (略) (計算書類等の監査)</p> <p>第 26 条 監事は、各事業年度における計算書類等を受領し、理事及び職員に対し重要事項について説明を求め確認を行う。</p> <p>2～3 (略)</p> <p>(会計監査人の選任等の手続)</p> <p>第 27 条 監事は<u>協議により</u>、会計監査人の再任の適否について、理事、組合の関係部署及び会計監査人から必要な資料を入手しかつ報告を受け、毎期検討する。</p> <p>2 (略)</p> <p>3 監事は協議により、会計監査人の再任が不適当と判断した場合は、速やかに新たな会計監査人候補者を検討しなければならない。新たな会計監査人候補者の検討に際しては、理事及び組合の関係部署から必要な資料を入手しかつ報告を受け、第 24 条に定める事項について確認し、独立性や過去の業務実績等について慎重に検討するとともに、監査計画や監査体制、監査報酬水準等について会計監査人候補者と打合せを行</p>	<p>第 20 条 (略) (事業報告等の監査)</p> <p>第 21 条 監事は、事業年度を通じて理事の職務の執行を監視し検証することにより、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書(以下「事業報告等」という。)が適切に記載されているかについて監査意見を形成しなければならない。</p> <p>2～3 (略)</p> <p><u>4 監事は協議により、特定理事(農協法施行規則第 154 条第 4 項に定める理事をいう。以下同じ。)から事業報告等を受領する職務を行う特定監事(農協法施行規則第 154 条第 5 項第 1 号に定める監事をいう。以下同じ。)を定めることができる。</u></p> <p>5 (略)</p> <p style="text-align: center;"><b>第 6 章 会計監査</b></p> <p>第 22 条～第 24 条 (略) (計算書類等の監査)</p> <p>第 25 条 監事は、各事業年度における計算書類等を受領し、理事及び職員に対し重要事項について説明を求め確認を行う。</p> <p>2～3 (略)</p> <p><u>4 監事は協議により、特定理事から計算書類等を受領し、会計監査人から会計監査報告の通知を受ける職務を行う特定監事を定めることができる。</u></p> <p>(会計監査人の選任等の手続)</p> <p>第 26 条 監事は、会計監査人の再任の適否について、理事、組合の関係部署及び会計監査人から必要な資料を入手しかつ報告を受け、毎期<u>協議により</u>検討する。</p> <p>2 (略)</p> <p>3 監事は協議により、会計監査人の再任が不適当と判断した場合は、速やかに新たな会計監査人候補者を検討しなければならない。新たな会計監査人候補者の検討に際しては、理事及び組合の関係部署から必要な資料を入手しかつ報告を受け、第 23 条に定める事項について確認し、独立性や過去の業務実績等について慎重に検討するとともに、監査計画や監査体制、監査報酬水準等について会計監査人候補者と打合せを行</p>

新 条 文	現 行 条 文
<p>う。</p> <p>4～5 (略)</p> <p>(会計監査人の報酬等の同意手続)</p> <p>第28条 監事は、組合が会計監査人と監査契約を締結する場合には、理事、組合の関係部署及び会計監査人から必要な資料を入手しかつ報告を受け、また非監査業務の委託状況及びその報酬の妥当性を確認のうえ、会計監査人の報酬等の額、監査担当者その他監査契約の内容が適切であるかについて、契約毎に検証する。</p> <p>2 監事は、会計監査人の報酬等の額の同意の判断にあたって、前項の検証をふまえ、<u>協議により</u>会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況（従前の事業年度における職務遂行状況を含む。）及び報酬見積りの算出根拠などが適切であるかについて確認する。</p> <p><b>第7章 監査の方法等</b></p> <p>(監査計画及び業務の分担)</p> <p>第29条 監事は協議により、内部統制システムの構築・運用の状況に留意のうえ、重要性、適時性その他必要な要素を考慮して監査方針をたて、監査対象、監査の方法及び実施時期を適切に選定し、監査計画を作成する。監査計画の作成は、監事全員による監査の実効性についての分析・評価の結果をふまえて行い、監査上の重要課題について重点監査項目として設定する。</p> <p>2 (略)</p> <p>3 監事は協議により、組織的かつ効率的に監査を実施するため、監査業務の分担を定める。<u>ただし、監査業務の分担に関するこの定めは、各監事の権限の行使を妨げることはできない。</u></p> <p>4～5 (略)</p> <p>第30条～第34条 (略)</p> <p>(法定開示情報等に関する監査)</p> <p>第35条 監事は、業務及び財産の状況に関する説明書類その他組合が法令の規定に従い開示を求められる情報で組合に重大な影響のあるもの（以下「法定開示情報等」という。）に重要な誤りがなくかつ内容が重大な誤解を生ぜしめるものでないことを確保するための体制について、第18条に定めるところに従い、法定開示情報等の作成及び開示体制の構築・運用の状況を監視</p>	<p>う。</p> <p>4～5 (略)</p> <p>(会計監査人の報酬等の同意手続)</p> <p>第27条 監事は、組合が会計監査人と監査契約を締結する場合には、理事、組合の関係部署及び会計監査人から必要な資料を入手しかつ報告を受け、また非監査業務の委託状況及びその報酬の妥当性を確認のうえ、会計監査人の報酬等の額、監査担当者その他監査契約の内容が適切であるかについて、契約毎に検証する。</p> <p>2 監事は、会計監査人の報酬等の額の同意の判断にあたって、前項の検証をふまえ、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況（従前の事業年度における職務遂行状況を含む。）及び報酬見積りの算出根拠などが適切であるかについて<u>協議により</u>確認する。</p> <p><b>第7章 監査の方法等</b></p> <p>(監査計画及び業務の分担)</p> <p>第28条 監事は協議により、内部統制システムの構築・運用の状況に留意のうえ、重要性、適時性その他必要な要素を考慮して監査方針をたて、監査対象、監査の方法及び実施時期を適切に選定し、監査計画を作成する。監査計画の作成は、監事全員による監査の実効性についての分析・評価の結果をふまえて行い、監査上の重要課題について重点監査項目として設定する。</p> <p>2 (略)</p> <p>3 監事は協議により、組織的かつ効率的に監査を実施するため、監査業務の分担を定める。</p> <p>4～5 (略)</p> <p>第29条～第33条 (略)</p> <p>(法定開示情報等に関する監査)</p> <p>第34条 監事は、業務及び財産の状況に関する説明書類その他組合が法令の規定に従い開示を求められる情報で組合に重大な影響のあるもの（以下「法定開示情報等」という。）に重要な誤りがなくかつ内容が重大な誤解を生ぜしめるものでないことを確保するための体制について、第17条に定めるところに従い、法定開示情報等の作成及び開示体制の構築・運用の状況を監視</p>

新 条 文	現 行 条 文
し検証する。	し検証する。
2 (略)	2 (略)
第 36 条～第 37 条 (略)	第 35 条～第 36 条 (略)
<b>第 8 章 組合員代表訴訟等への対応</b>	<b>第 8 章 組合員代表訴訟等への対応</b>
第 38 条 (略)	第 37 条 (略)
(理事の責任の免除又は責任の一部免除に関する同意等)	(理事の責任の免除又は責任の一部免除に関する同意等)
第 39 条 理事の責任の免除又は責任の一部免除に関する議案については、監事全員の同意がなければ理事は総代会に提出することができない。	第 38 条 理事の責任の免除又は責任の一部免除に関する議案については、監事全員の同意がなければ理事は総代会に提出することができない。
2 (略)	2 (略)
3 <u>監事は、</u> 第 1 項の同意の当否判断のために行った監事の調査及び審議の過程と結果について記録を作成し保管する。	3 第 1 項の同意の当否判断のために行った監事の調査及び審議の過程と結果について <u>監事は、</u> 記録を作成し保管する。
4 (略)	4 (略)
第 40 条 (略)	第 39 条 (略)
(補助参加の同意)	(補助参加の同意)
第 41 条 組合員代表訴訟において組合が被告理事側へ補助参加する場合には、監事全員の同意を得なければならない。	第 40 条 組合員代表訴訟において組合が被告理事側へ補助参加する場合には、監事全員の同意を得なければならない。
2 前項の補助参加への同意の当否判断にあたって、監事は、 <u>関係する理事のほかに</u> 関係部署から状況の報告を求め、又は意見を徴し、必要に応じて外部の専門家からも意見を徴する。監事は、補助参加への同意の当否判断の過程と結果について記録を作成し保存する。 (訴訟上の和解)	2 前項の補助参加への同意の当否判断にあたって、監事は、 <u>代表理事及び被告理事のほかに</u> 関係部署から状況の報告を求め、又は意見を徴し、必要に応じて外部の専門家からも意見を徴する。監事は、補助参加への同意の当否判断の過程と結果について記録を作成し保存する。 (訴訟上の和解)
第 42 条 <u>組合が、理事等の責任を追及する訴えに係る訴訟において和解をする場合には、監事全員の同意を得なければならない。</u>	第 41 条
2 監事は、組合員代表訴訟について原告組合員と被告理事との間で訴訟上の和解を行う旨の通知及び催告が裁判所からなされた場合には、速やかに監事の協議によりその対応を十分に審議し、和解に異議を述べるかどうかを判断しなければならない。	監事は、組合員代表訴訟について原告組合員と被告理事との間で訴訟上の和解を行う旨の通知及び催告が裁判所からなされた場合には、速やかに監事の協議によりその対応を十分に審議し、和解に異議を述べるかどうかを判断しなければならない。
3 <u>第 1 項及び第 2 項の訴訟上の和解の当否判断にあたって、</u> 監事は、 <u>関係する理事のほかに</u> 関係部署から状況の報告を求め、又は意見を徴し、必要に応じて外部の専門家からも意見を徴する。監事は、訴訟上の和解の当否判断の過程と結果について記録を作成し保存する。	2 <u>前項の訴訟上の和解の当否判断にあたって、</u> 監事は、 <u>代表理事及び被告理事のほかに</u> 関係部署から状況の報告を求め、又は意見を徴し、必要に応じて外部の専門家からも意見を徴する。監事は、訴訟上の和解の当否判断の過程と結果について記録を作成し保存する。



新 条 文	現 行 条 文
<p align="center"><b>第 9 章 監査の報告</b></p>	<p align="center"><b>第 9 章 監査の報告</b></p>
<p>第 43 条 (略) (監査調書の作成)</p>	<p>第 42 条 (略) (監査調書の作成)</p>
<p>第 44 条 監事は、監査調書を作成し保存しなければならない。当該監査調書には、監事が実施した監査の方法及び監査結果並びにその監査意見の形成に至った過程及び理由等を記録する。 (代表理事及び理事会への報告)</p>	<p>第 43 条 監事は、監査調書を作成し保存しなければならない。当該監査調書には、監事が実施した監査方法及び監査結果並びにその監査意見の形成に至った過程及び理由等を記録する。 (代表理事及び理事会への報告)</p>
<p>第 45 条 監事は協議により、監査の実施状況とその結果について、定期的に代表理事及び理事会に報告する。</p>	<p>第 44 条 監事は協議により、監査の実施状況とその結果について、定期的に代表理事及び理事会に報告する。</p>
<p>2 監事は協議により、重点監査項目に関する監査及び特別に実施した調査等の経過及び結果を代表理事及び理事会に報告し、必要があると認めるときは、助言又は勧告を行うほか、状況に応じ適切な措置を講じる。 (監査報告の作成・通知)</p>	<p>2 監事は協議により、<u>その期</u>の重点監査項目に関する監査及び特別に実施した調査等の経過及び結果を代表理事及び理事会に報告し、必要があると認めるときは、助言又は勧告を行うほか、状況に応じ適切な措置を講じる。 (監査報告の作成・通知)</p>
<p>第 46 条 監事は、各監事の監査結果に基づき、監事の協議による審議のうえ、正確かつ明瞭に監査報告を作成しなければならない。</p>	<p>第 45 条 監事は、各監事の監査結果に基づき、監事の協議による審議のうえ、正確かつ明瞭に監査報告を作成しなければならない。</p>
<p>2 (略)</p>	<p>2 (略)</p>
<p>3 <u>監事は、第 18 条第 1 項に定める内部統制システムに係る理事会決議の内容が相当であるか否かを監査報告に記載する。また、当該決議に基づき構築・運用されている内部統制システムについて指摘すべき事項がある場合には、その内容を監査報告に記載する。</u></p>	
<p>4 各監事は、監査報告を作成するに当たり、理事の法令又は定款違反行為及び重要な後発事象の有無等を確認するとともに、第 35 条第 2 項に掲げる事項に留意のうえ、監査報告に記載すべき事項があるかを検討する。</p>	<p>3 各監事は、監査報告を作成するに当たり、理事の法令又は定款違反行為及び重要な後発事象の有無等を確認するとともに、第 34 条第 2 項に掲げる事項に留意のうえ、監査報告に記載すべき事項があるかを検討する。</p>
<p>5 監事は、協議による審議を経て取りまとめた監査報告に署名し、代表監事、常勤監事及び員外監事はその旨を記載するものとする。また、監査報告には、作成年月日を記載しなければならない。</p>	<p>4 監事は、協議による審議を経て取りまとめた監査報告に署名押印し、代表監事、常勤監事及び員外監事はその旨を記載するものとする。また、監査報告には、作成年月日を記載しなければならない。</p>
<p>6 <u>監事は、前項のとりまとめた監査報告の内容と自己の監査報告の内容が異なる場合には、自己の監査報告の内容をとりまとめた監査報告に付記する。</u></p>	
<p>7 特定監事は、事業報告等に係る監査報告の内</p>	<p>5 特定監事は、事業報告等に係る監査報告の内</p>



新 条 文	現 行 条 文
<p>容及び計算書類等に係る監査報告の内容を特定理事（農協法施行規則第154条第4項に定める理事をいう。以下同じ。）に通知し、計算書類等に係る監査報告の内容を会計監査人に通知しなければならない。ただし、事業報告等に係る監査報告と計算書類等に係る監査報告を一通にまとめて作成する場合には、当該監査報告の内容を会計監査人に通知しなければならない。</p>	<p>容及び計算書類等に係る監査報告の内容を特定理事に通知し、計算書類等に係る監査報告の内容を会計監査人に通知しなければならない。ただし、事業報告等に係る監査報告と計算書類等に係る監査報告を一通にまとめて作成する場合には、当該監査報告の内容を会計監査人に通知しなければならない。</p>
<p>8 (略) 第47条 (略) (総代会への報告・説明等)</p>	<p>6 (略) 第46条 (略) (総代会への報告・説明等)</p>
<p>第48条 監事は、総代会に提出される議案及び書類並びに電磁的記録その他の資料について法令若しくは定款に違反し又は著しく不当な事項の有無を調査し、当該事実があると認めた場合には、総代会において調査結果を報告しなければならない。また、監事は、監事の説明責任を果たす観点から、必要に応じて総代会において自らの意見を述べるものとする。</p>	<p>第47条 監事は、総代会に提出される議案及び書類について法令若しくは定款に違反し又は著しく不当な事項の有無を調査し、当該事実があると認めた場合には、総代会において調査結果を報告しなければならない。また、監事は、監事の説明責任を果たす観点から、必要に応じて総代会において自らの意見を述べるものとする。</p>
<p>2～3 (略) 第10章 雑則 (規程の変更)</p>	<p>2～3 (略) 第10章 雑則 (規程の変更)</p>
<p>第49条 この規程の変更は、監事全員の一致による決議を経て、<u>理事会に報告するものとする。</u></p>	<p>第48条 この規程の変更は、監事全員の一致による決議を経て、<u>総代会の承認を受けるものとする。</u>ただし、この規程の内容に影響を与えない<u>範囲の字句及び形式の変更等、軽微な変更については、監事全員の一致による決議により行う。</u></p>
<p>附則 1. <u>この規程の変更は、令和 年 月 日から施行する。</u> 2. <u>前項の規定にかかわらず、変更後の第49条については、第44回通常総代会（令和4年6月25日開催）において承認された定款の一部変更に関する行政庁の認可書が到達した日（令和 年 月 日）から効力を生ずるものとし、それまでの間は、従来の第48条を適用する。</u></p>	

# 子会社及び関連会社決算書

## ◇ 株式会社初穂（第49期決算書）

<b>貸借対照表</b>			
令和4年1月31日現在			
		(単位：千円)	
<b>(資産の部)</b>		<b>(負債の部)</b>	
I 流動資産	348,050	I 流動負債	32,767
1 現金及び預金	296,259	1 買掛金	18,981
2 売掛金	45,119	2 未払金	8,195
3 原材料	5,102	3 納税充当金	103
4 立替金	519	4 預り金	1,517
5 未収還付法人税	1,403	5 繰延税金負債	97
6 貸倒引当金	△ 352	6 未払消費税等	3,874
II 固定資産	219,744	II 固定負債	24,154
1 有形固定資産	121,524	1 役員退職慰労引当金	24,154
(1) 減価償却資産	87,592		
(2) 土地	33,932		
2 無形固定資産	2,066		
3 投資その他の資産	96,154		
(1) 出資金	450		
(2) 長期前払費用	8,833		
(3) 保険積立金	79,288		
(4) 敷金	100		
(5) 繰延税金資産	7,483		
		<b>負債の部合計</b>	<b>56,921</b>
		<b>(純資産の部)</b>	
		I 株主資本	510,873
		1 資本金	30,000
		2 利益剰余金	480,873
		(1) 利益準備金	38,500
		(2) その他利益剰余金	442,373
		① 別途積立金	301,236
		② 繰越利益剰余金	141,137
		<b>純資産の部合計</b>	<b>510,873</b>
<b>資産の部合計</b>	<b>567,794</b>	<b>負債及び純資産の部合計</b>	<b>567,794</b>

<b>損益計算書</b>	
令和3年2月1日～令和4年1月31日	
(単位：千円)	
I 売上高	477,994
II 売上原価	400,695
<b>売上総利益</b>	<b>77,299</b>
III 販売費及び一般管理費	67,499
<b>営業利益</b>	<b>9,800</b>
IV 営業外収益	10,740
<b>経常利益</b>	<b>20,541</b>
V 特別利益	5,660
VI 特別損失	11,328
<b>税引前当期純利益</b>	<b>14,873</b>
法人税、住民税及び事業税	1,572
法人税等調整額	3,213
<b>当期純利益</b>	<b>10,089</b>

<b>株主資本等変動計算書</b>					
令和3年2月1日～令和4年1月31日					
					(単位：千円)
	株主資本				純資産の部合計
	資本金	利益準備金	利益剰余金		
			その他利益剰余金		
			別途積立金	繰越利益剰余金	
当 期 首 残 高	30,000	38,500	301,236	133,449	503,184
当 期 変 動 額					
剰 余 金 の 配 当				△ 2,400	△ 2,400
当 期 純 利 益				10,089	10,089
当 期 変 動 額 合 計	-	-	-	7,689	7,689
当 期 末 残 高	30,000	38,500	301,236	141,137	510,873

◇ 株式会社JAオートパルこうか（第10期決算書）

<b>貸借対照表</b>			
令和4年3月31日現在			
(単位：千円)			
<b>(資産の部)</b>		<b>(負債の部)</b>	
I 流動資産	147,152	I 流動負債	73,303
1 現金及び預金	92,628	1 買掛金	55,275
2 受取手形	1,014	2 未払金	8,219
3 売掛金	39,564	3 未払消費税	3,956
4 車輛及び部品	10,545	4 前受金	2,052
5 未収入金	2,858	5 仮受金	118
6 仮払金	58	6 預り金	742
7 前払費用	918	7 未払法人税等	2,941
8 貸倒引当金	△ 434	II 固定負債	7,691
II 固定資産	5,471	1 退職給付引当金	7,600
1 有形固定資産	4,531	2 役員退職慰労引当金	91
(1) 減価償却資産	4,531	<b>負債の部合計</b>	<b>80,994</b>
2 投資その他の資産	940	<b>(純資産の部)</b>	
(1) 出資金	50	I 株主資本	71,629
(2) 保証金	89	1 資本金	30,000
(3) リサイクル預託金	801	2 利益剰余金	41,629
		(1) 利益準備金	7,500
		(2) その他利益剰余金	34,129
		① 別途積立金	9,500
		② 繰越利益剰余金	24,629
		<b>純資産の部合計</b>	<b>71,629</b>
<b>資産の部合計</b>	<b>152,623</b>	<b>負債及び純資産の部合計</b>	<b>152,623</b>

<b>損益計算書</b>	
令和3年4月1日～令和4年3月31日	
(単位：千円)	
I 売上高	571,608
II 売上原価	433,044
<b>売上総利益</b>	<b>138,564</b>
III 販売費及び一般管理費	128,252
<b>営業利益</b>	<b>10,313</b>
IV 営業外収益	552
<b>経常利益</b>	<b>10,865</b>
V 特別利益	414
VI 特別損失	0
<b>税引前当期純利益</b>	<b>11,279</b>
法人税、住民税及び事業税	4,138
<b>当期純利益</b>	<b>7,141</b>

<b>株主資本等変動計算書</b>					
令和3年4月1日～令和4年3月31日					
(単位：千円)					
	株主資本				純資産の部合計
	資本金	利益剰余金			
		利益準備金	その他利益剰余金		
			別途積立金	繰越利益剰余金	
当期首残高	30,000	7,500	5,500	23,888	66,888
当期変動額					
剰余金の配当				△ 2,400	△ 2,400
剰余金の内訳科目間の振替			4,000	△ 4,000	
当期純利益				7,141	7,141
当期変動額合計	-	-	4,000	741	4,741
当期末残高	30,000	7,500	9,500	24,629	71,629

◇ 株式会社 J A ゆうハート (第53期決算書)

<b>貸借対照表</b>			
令和4年3月31日現在			
(単位：千円)			
<b>(資産の部)</b>		<b>(負債の部)</b>	
I 流動資産	178,910	I 流動負債	46,084
1 現金及び預金	102,411	1 未払金	40,016
2 売掛金	9,708	2 未払消費税	3,334
3 介護事業未収金	64,828	3 前受金	56
4 研修事業未収金	315	4 預り金	1,915
5 応援事業未収金	115	5 未払法人税等	103
6 管理事業未収金	358	6 役員退職慰労引当金	660
7 棚卸商品	142	II 固定負債	14,071
8 立替金	16	1 長期借入金	14,071
9 仮払金	1018	<b>負債の部合計</b>	<b>60,155</b>
II 固定資産	138,234	<b>(純資産の部)</b>	
1 有形固定資産	134,556	I 株主資本	256,989
(1) 減価償却資産	107,153	1 資本金	30,000
(2) 土地	27,404	2 利益剰余金	226,989
2 無形固定資産	0	(1) 利益準備金	7,500
3 投資その他の資産	3,678	(2) その他利益剰余金	219,489
(1) 出資金	1,205	① 別途積立金	81,000
(2) 長期前払金	61	② 繰越利益剰余金	138,489
(3) 繰延消費税額等	2,411	<b>純資産の部合計</b>	<b>256,989</b>
<b>資産の部合計</b>	<b>317,144</b>	<b>負債及び純資産の部合計</b>	<b>317,144</b>

<b>損益計算書</b>	
令和3年4月1日～令和4年3月31日	
(単位：千円)	
I 売上高	528,911
II 売上原価	243,624
<b>売上総利益</b>	<b>285,287</b>
III 販売費及び一般管理費	277,416
<b>営業利益</b>	<b>7,871</b>
IV 営業外収益	5,750
V 営業外費用	713
<b>経常利益</b>	<b>12,907</b>
VI 特別損失	1,003
<b>税引前当期純利益</b>	<b>11,904</b>
法人税、住民税及び事業税	3,538
<b>当期純利益</b>	<b>8,366</b>

<b>株主資本等変動計算書</b>					
令和3年4月1日～令和4年3月31日					
(単位：千円)					
	株主資本				純資産の部合計
	資本金	利益剰余金			
		利益準備金	その他利益剰余金		
			別途積立金	繰越利益剰余金	
当 期 首 残 高	30,000	7,500	75,000	138,524	251,024
当 期 変 動 額					
剰 余 金 の 配 当				△ 2,400	△ 2,400
剰余金の内訳科目間の振替			6,000	△ 6,000	
当 期 純 利 益				8,366	8,366
当 期 変 動 額 合 計	-	-	6,000	△ 34	5,966
当 期 末 残 高	30,000	7,500	81,000	138,489	256,989



◇ 甲賀協同ガス株式会社（第54期決算書）

貸借対照表			
令和4年3月31日現在			
(単位：千円)			
(資産の部)		(負債の部)	
I 流動資産	851,428	I 流動負債	253,964
1 現金及び預金	541,304	1 買掛金	154,285
2 受取手形	3,817	2 工事未払金	3,300
3 売掛金	122,312	3 未払金	27,231
4 商品	137,122	4 法人税等充当金	33,119
5 工事未収入金	1,411	5 預り金	2,482
6 短期貸付金	740	6 預り保証金	1,921
7 未収入金	25,751	7 賞与引当金	10,800
8 前払費用	97	8 ポイント引当金	11,304
9 預け金	1,983	9 未払消費税等	9,523
10 繰延税金資産	17,534	II 固定負債	281,938
11 貸倒引当金	△ 644	1 長期借入金	180,076
II 固定資産	1,470,226	2 役員退職引当金	4,500
1 有形固定資産	1,362,727	3 長期未払金	97,362
(1) 減価償却資産	434,651	<b>負債の部合計</b>	<b>535,903</b>
(2) 土地	928,076	(純資産の部)	
2 無形固定資産	6,870	I 株主資本	1,785,752
3 投資その他の資産	100,629	1 資本金	210,000
(1) 投資有価証券	38,500	2 資本剰余金	152,272
(2) 出資金	1,722	(1) 資本準備金	150,000
(3) 差入保証金	150	(2) その他資本剰余金	2,272
(4) 保険積立金	57,969	3 利益剰余金	1,423,480
(5) 長期前払費用	2,288	(1) 利益準備金	30,000
		(2) その他利益剰余金	1,393,480
		① 別途積立金	1,277,800
		② 繰越利益剰余金	115,680
<b>資産の部合計</b>	<b>2,321,654</b>	<b>純資産の部合計</b>	<b>1,785,752</b>
		<b>負債及び純資産の部合計</b>	<b>2,321,654</b>

損益計算書	
令和3年4月1日～令和4年3月31日	
(単位：千円)	
I 売上高	1,869,341
II 売上原価	958,240
<b>売上総利益</b>	<b>911,101</b>
III 販売費及び一般管理費	791,847
<b>営業利益</b>	<b>119,254</b>
IV 営業外収益	19,413
V 営業外費用	2,421
<b>経常利益</b>	<b>136,246</b>
VI 特別利益	754
VII 特別損失	803
<b>税引前当期純利益</b>	<b>136,197</b>
法人税、住民税及び事業税	52,556
法人税等調整額	△ 5,555
<b>当期純利益</b>	<b>89,196</b>

株主資本等変動計算書								
令和3年4月1日～令和4年3月31日								
(単位：千円)								
	株主資本							純資産の部 合計
	資本金	資本剰余金		利益 準備金	利益剰余金		繰越利益 剰余金	
		資本 準備金	その他 資本剰 余金		別途 積立金	繰越利益 剰余金		
当 期 首 残 高	210,000	150,000	2,272	30,000	1,217,800	95,484	1,705,556	
当 期 変 動 額								
剰 余 金 の 配 当						△ 9,000	△ 9,000	
剰余金の内訳科目間の振替					60,000	△ 60,000		
当 期 純 利 益						89,196	89,196	
当 期 変 動 額 合 計	—	—	—	—	60,000	20,196	80,196	
当 期 末 残 高	210,000	150,000	2,272	30,000	1,277,800	115,680	1,785,752	

◇ 有限会社アグリ甲賀（第26期決算書）

貸借対照表			
令和3年12月31日現在			
(単位：千円)			
<b>(資産の部)</b>		<b>(負債の部)</b>	
I 流動資産	6,987	I 流動負債	4,111
1 現金及び預金	2,915	1 買掛金	342
2 売掛金	1,159	2 短期借入金	3,542
3 商品	2,913	3 預り金	87
II 固定資産	7,352	4 未払消費税等	68
1 有形固定資産	6,775	5 納税充当金	72
(1) 減価償却資産	6,775	II 固定負債	3,203
2 投資その他の資産	578	1 長期借入金	3,203
(1) 出資金	100	<b>負債の部合計</b>	<b>7,314</b>
(2) 保険積立金	478	<b>(純資産の部)</b>	
		I 株主資本	7,026
		1 資本金	8,975
		2 利益剰余金	△ 1,949
		(1) その他利益剰余金	△ 1,949
		① 繰越利益剰余金	△ 1,949
		<b>純資産の部合計</b>	<b>7,026</b>
<b>資産の部合計</b>	<b>14,340</b>	<b>負債及び純資産の部合計</b>	<b>14,340</b>

損益計算書	
令和3年1月1日～令和3年12月31日	
(単位：千円)	
I 売上高	20,693
II 売上原価	12,607
<b>売上総利益</b>	<b>8,086</b>
III 販売費及び一般管理費	15,270
<b>営業損失</b>	<b>7,184</b>
IV 営業外収益	5,123
V 営業外費用	34
<b>経常損失</b>	<b>2,095</b>
VI 特別損失	0
<b>税引前当期純損失</b>	<b>2,095</b>
法人税、住民税及び事業税	72
<b>当期純損失</b>	<b>2,168</b>

株主資本等変動計算書				
令和3年1月1日～令和3年12月31日				
(単位：千円)				
	株主資本			純資産の部合計
	資本金	利益剰余金		
		その他利益剰余金		
		任意積立金	繰越利益剰余金	
当 期 首 残 高	8,975	—	218	9,193
当 期 変 動 額				
当 期 純 利 益			△ 2,168	△ 2,168
当 期 変 動 額 合 計	—	—	△ 2,168	△ 2,168
当 期 末 残 高	8,975	—	△ 1,949	7,026

◇ 株式会社あいコムこうか（第11期決算書）

<b>貸借対照表</b>			
令和4年3月31日現在			
(単位：千円)			
<b>(資産の部)</b>		<b>(負債の部)</b>	
I 流動資産	497,679	I 流動負債	253,789
1 現金及び預金	306,979	1 買掛金	3,076
2 売掛金	94,265	2 1年以内返済長期借入金	30,000
3 棚卸資産	19,602	3 未払金	179,268
4 前払費用	851	4 未払法人税等	7,334
5 未収入金	68,429	5 未払消費税等	5,751
6 立替金	6,931	6 前受金	91
7 その他流動資産	1,272	7 預り金	438
8 貸倒引当金	△ 650	8 リース債務	21,895
II 固定資産	94,336	9 賞与引当金	5,936
1 有形固定資産	71,589	II 固定負債	313,272
(1) 減価償却資産	71,589	1 長期借入金	270,000
2 無形固定資産	18,607	2 長期リース債務	43,272
3 投資その他の資産	4,140	<b>負債の部合計</b>	<b>567,062</b>
(1) 出資金	1,090	<b>(純資産の部)</b>	
(2) 預け金	10	I 株主資本	24,954
(3) その他の投資	3,040	1 資本金	30,000
		2 利益剰余金	△ 5,046
		(1) その他利益剰余金	△ 5,046
		① 繰越利益剰余金	△ 5,046
		<b>純資産の部合計</b>	<b>24,954</b>
<b>資産の部合計</b>	<b>592,015</b>	<b>負債及び純資産の部合計</b>	<b>592,015</b>

<b>損益計算書</b>	
令和3年4月1日～令和4年3月31日	
(単位：千円)	
I 売上高	741,960
II 売上原価	429,743
<b>売上総利益</b>	<b>312,217</b>
III 販売費及び一般管理費	140,706
<b>営業利益</b>	<b>171,510</b>
IV 営業外収益	35,820
V 営業外費用	1,556
<b>経常利益</b>	<b>205,775</b>
VI 特別利益	48,965
VII 特別損失	111,259
<b>税引前当期純利益</b>	<b>143,481</b>
法人税、住民税及び事業税	7,336
<b>当期純利益</b>	<b>136,145</b>

<b>株主資本等変動計算書</b>					
令和3年4月1日～令和4年3月31日					
(単位：千円)					
		株主資本		純資産の部合計	
		資本金	利益剰余金		
			その他利益剰余金		
			任意積立金		繰越利益剰余金
当 期 首 残 高	30,000	-	△ 141,192	△ 111,192	
当 期 変 動 額					
当 期 純 利 益			136,145	136,145	
当 期 変 動 額 合 計	-	-	136,145	136,145	
当 期 末 残 高	30,000	-	△ 5,046	24,954	

## 「JAバンク基本方針」の変更について

定款第46条第2号の定めにより、信用事業再編強化法第4条の規定に基づき農林中央金庫が定める「JAバンク基本方針」の内容（概要）を以下のとおり報告いたします。

### 1 「JAバンク基本方針」について

- (1) 組合員・利用者の皆様に便利・安心なJAバンクをご利用いただくため、「JAバンク基本方針」（以下「基本方針」という）では、高度な金融サービスを提供するための一体的事業運営の取り組みとJAバンクの健全性を確保するための破綻未然防止の取り組み（以下「JAバンクシステム」という）を定めています。
- (2) 一体的事業運営の取り組みとして、JAバンクは、全国どこでも、良質で高度な金融サービスの提供を行うこととしています。
- (3) 破綻未然防止の取り組みとして、JA・信連（以下「JA等」という）が農林中央金庫（以下「農林中金」という）に経営管理資料を提出し、財務内容等が一定の基準に抵触した場合には、経営改善を行うこととしています。
- (4) JA等による経営改善に向けた取り組みを支援するため、JA等が資金拠出したJAバンク支援基金から、必要に応じ、資本注入等の支援を行うこととしています。
- (5) 基本方針は、金融情勢の変化、JA等の経営状況等を踏まえ、毎年検証を行い、必要に応じて変更を行うこととしています。

### 2 令和4年3月17日変更の主な内容

令和4年3月17日開催の農林中金臨時総代会において、基本方針の変更が承認され、同日より実施されました。JAバンク会員が、厳しさを増す経営環境のなかで、経営の持続性を確保し、健全な金融機関として信頼性を維持していくため、主に以下のとおり変更されました。

#### (1) 早期警戒制度見直しへの対応

JAバンク全体として、金融機関に求められる将来にわたる健全性を確保し、行政による早期警戒制度に適切に対応するため、以下a～cについてJAバンク基本方針に定める。

- a JAバンクシステムの基本的方向として、「将来にわたり健全な経営を維持するため、自ら経営管理を高度化し、問題の早期発見と経営改善に取り組む」旨を定める。
- b JAバンク会員の役割として、「金庫は、JA・信連の経営管理の高度化に向けた取り組みを支援する」旨、「信連は、JAの経営管理の高度化に向けた取り組みを支援する」旨を定める。
- c レベル格付指定基準（財務）に、「行政庁から早期警戒制度に基づく業務改善命令を受けた場合」を追加する。

#### (2) 不祥事防止に向けた対応

- a 将来にわたる健全性を確保するため、不祥事を起こさない内部管理態勢を確立する観点から、経営管理を高度化する旨を定める（上記（1）aの措置を含む）。

以上



メモ欄

A series of horizontal dashed lines for writing notes.





メモ欄

A series of horizontal dashed lines for writing notes.



J Aとは、Japan Agricultural Co-operatives（日本の農業協同組合）の略で、新しい農業協同組合（農協）のイメージを象徴する愛称として1992年4月から使用しています。

J A（農協）は、人々が連帯し、助け合うことを意味する「相互扶助（そうごふじょ）」の精神のもとに、組合員農家の農業経営と生活を守り、よりよい地域社会を築くことを目的としてつくられた協同組合です。

農業協同組合の「協同」とは、力を合わせ、目的に向かって仕事をするという意味です。組合員が、お互いに協力し心を合わせることが、協同組合活動の前提になります。こうした「相互扶助」は世界中の協同組合に共通する精神です。これを表す標語として、“Each for All All for One”（一人は万人のために 万人は一人のために）が広く使われています。

J Aには、J Aの基本的な価値・役割や新たなJ A運動の展開方向を探るため、組合員・役職員の共通の理念として、「J A綱領」というものがあります。「J A綱領」には、J Aが農業と地域社会に根ざした組織として、農業はもちろん、食や緑、さらには環境・文化・福祉を通して地域社会とともに歩む存在であることが記されています。

## J A 綱領

### －わたしたちJ Aのめざすもの－

わたしたちJ Aの組合員・役職員は、協同組合運動の基本的な定義・価値・原則（自主、自立、参加、民主的運営、公正、連帯等）に基づき行動します。そして、地球的視野に立って環境変化を見通し、組織・事業・経営の革新をはかります。さらに、地域・全国・世界の協同組合の仲間と連携し、より民主的で公正な社会の実現に努めます。

このため、わたしたちは次のことを通じ、農業と地域社会に根ざした組織としての社会的役割を誠実に果たします。

1. 地域の農業を振興し、わが国の食と緑と水を守ろう。
1. 環境・文化・福祉への貢献を通じて、安心して暮らせる豊かな地域社会を築こう。
1. J Aへの積極的な参加と連帯によって、協同の成果を実現しよう。
1. 自主・自立と民主的運営の基本に立ち、J Aを健全に経営し信頼を高めよう。
1. 協同の理念を学び実践を通じて、共に生きがいを追求しよう。



 **甲賀農業協同組合**

〒 528-0005 滋賀県甲賀市水口町水口 6111-1  
TEL : 0748-62-0581(代) FAX : 0748-63-6256

JA こうかホームページ  
メールアドレス

<https://ja-kouka.shinobi.or.jp/>  
[kikaku@ja-kouka.jp](mailto:kikaku@ja-kouka.jp)